

写

令和 3 年

大竹市議会定例会(第1回)会議録

大 竹 市 議 会

令和3年3月大竹市議会定例会（第1回）会議録目次

3月 2日開会

3月25日閉会

◎第1日（3月2日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	3
欠席議員	-----	3
説明のため出席した者	-----	3
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
開会（開議）	-----	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	5
日程第 2 会期決定について	-----	5
日程第 3 議案第 1号		
） （一括）	-----	6
日程第16 議案第21号		
日程第17 報告第 1号		
） （一括）	-----	11
日程第23 議案第32号		
日程第24 認 第 1号		
） （一括）	-----	15
日程第28 議案第29号		
日程第29 議案第13号		
） （一括）	-----	19
日程第35 議案第26号		
日程第36 議案第24号	-----	23
日程第37 議案第19号	-----	23
日程第38 議案第20号	-----	24
日程第39 議案第30号		
） （一括）	-----	25
日程第40 議案第31号		
日程第41 令和3年陳情第1号	-----	26
日程第42 令和3年請願第1号	-----	36
散 会	-----	37

◎第2日（3月9日）

議 事 日 程	-----	39
会議に付した事件	-----	40
出 席 議 員	-----	40
欠 席 議 員	-----	40
説明のため出席した者	-----	40
出席した事務局職員	-----	41
一般質問及び総括質疑通告表	-----	42
開 議	-----	45
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	45
日程第 2 議案第 1 号		
(一括)	-----	45
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
日程第 1 3 議案第 2 0 号		
(一括)	-----	96
日程第 1 5 議案第 2 8 号		
日程第 1 6 議案第 1 3 号		
(一括)	-----	99
日程第 3 1 議案第 3 2 号		
日程第 3 2 議案第 2 4 号	-----	105
散 会	-----	107

◎第 3 日（3 月 2 5 日）

議 事 日 程	-----	109
会議に付した事件	-----	109
出 席 議 員	-----	110
欠 席 議 員	-----	110
説明のため出席した者	-----	110
出席した事務局職員	-----	110
開 議	-----	111
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	111
日程第 2 議案第 3 8 号	-----	111
日程第 3 議案第 1 号		
(一括)	-----	112
日程第 1 3 議案第 1 1 号		
日程第 1 4 議案第 3 3 号	-----	120
日程第 1 5 議案第 3 4 号	-----	121
日程第 1 6 議案第 3 5 号	-----	122

日程第 17	議案第 36 号		
)	(一括)	-----123
日程第 18	議案第 37 号		
追加日程第 1	議案第 33 号		
)	(一括)	-----124
追加日程第 3	議案第 36 号		
追加日程第 4	議案第 35 号		
)	(一括)	-----126
追加日程第 5	議案第 37 号		
日程第 19	閉会中の継続審査の申し出について		-----128
日程第 20	議員派遣について		-----130
閉 会			-----131

令和3年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和3年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1号	令和3年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2号	令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3号	令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4号	令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5号	令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6号	令和3年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7号	令和3年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8号	令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9号	令和3年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第15	議案第12号	教育長の任命の同意について	即 決
第16	議案第21号	大竹市まちづくり基本構想の策定について	総務文教付託
第17	報告第 1号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更 ：大竹会館改築等工事（建築主体工事））	報 告
第18	報告第 2号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更 ：大竹会館改築等工事（電気設備工事））	報 告
第19	議案第15号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	生活環境付託
第20	議案第22号	工事施行協定の変更について	生活環境付託
第21	議案第23号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について	生活環境付託 (一 括)
第22	議案第27号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第23	議案第32号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第24	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））	即 決
第25	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））	即 決 (一 括)
第26	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（令和2	即 決

		年度大竹市一般会計補正予算（第14号）	
第27	議案第28号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）	総務文教付託
第28	議案第29号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	生活環境付託
第29	議案第13号	大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について	生活環境付託
第30	議案第14号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第31	議案第16号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第32	議案第17号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第33	議案第18号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	生活環境付託
第34	議案第25号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について	生活環境付託
第35	議案第26号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	生活環境付託
第36	議案第24号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第37	議案第19号	大竹市墓地使用条例の一部改正について	生活環境付託
第38	議案第20号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務文教付託
第39	議案第30号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	生活環境付託 (一 括)
第40	議案第31号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	生活環境付託
第41	令和3年陳情第1号	住民の為の正常な議会を求める陳情	即 決
第42	令和3年請願第1号	公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第16 議案第21号（説明・継続・表決・付託）
- 日程第17 報告第 1号から日程第23 議案第32号（説明・報告・付託）

- 日程第24 認 第 1号から日程第28 議案第29号 (説明・表決・付託)
- 日程第29 議案第13号から日程第35 議案第26号 (説明・付託)
- 日程第36 議案第24号 (説明・付託)
- 日程第37 議案第19号 (説明・付託)
- 日程第38 議案第20号 (説明・付託)
- 日程第39 議案第30号から日程第40 議案第31号 (説明・付託)
- 日程第41 令和3年陳情第1号 (質疑・討論・表決)
- 日程第42 令和3年請願第1号 (付託)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育 長	小西啓二
総	務 部 長	中村一誠
市	民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原 学
建	設 部 長	山本茂広
上	下 水 道 局 長	古賀正則
消	防 長	佐伯和規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本 剛
企	画 財 政 課 長	三上 健

○出席した事務局職員

議	会 事 務 局 長	田中宏幸
議	事 係 長	加藤 豪

会期決定について

令和3年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和3年3月2日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和3年3月2日

24日間

至 令和3年3月25日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（即決） ・請願上程（付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
3	水	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火		本会議	
10	水	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
11	木	休 会		※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
12	金		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
13	土			
14	日			
15	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	木		予算特別委員会（予備日）	
19	金			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	土			（春分の日）
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和3年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。令和3年度はまちづくりの理念や将来像を示す、大竹市まちづくり基本構想のスタートの年度となります。これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みながら、これまで着手できていなかった懸案事業につきましても、前に進める予算編成としております。

御承知のとおり、この国を支えて働く世代が激減する社会情勢に加え、コロナ禍により日本の経済、地方行政の財政状況は大変厳しい局面を迎えております。皆で力を合わせ、工夫してこの困難を乗り越えてまいりたい、そのように思っております。

それでは御提案いたします議案についてでございますが、令和3年度当初予算案を初め、専決処分の報告及び承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、教育長の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、大竹市まちづくり基本構想の策定について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて38案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第16〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和3年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和3年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和3年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和3年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第12号 教育長の任命の同意について
- 議案第21号 大竹市まちづくり基本構想の策定について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第1号令和3年度大竹市一般会計予算から、日程第16、議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定についてに至る14件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和3年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思ひます。

3月定例会に議案提出しておりますが、令和3年度はまちづくりの理念や将来像を示す大竹市まちづくり基本構想のスタートの年度となります。私はこれまでいろいろな場面で、よいまちの実現のためには完成までに多くの時間と費用がかかる、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、諦めて先延ばしにするのではなく、一歩ずつ進めていくことの大切さを申し上げてまいりました。人々の和と人心、力を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えています。

令和3年度は、新たな基本構想のスタートの年度として、これまで取り組んでまいりま

した本市の課題に引き続きしっかりと取り組みます。また、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たに組み込んでまいります。

令和3年度の一般会計の歳入歳出予算規模は、155億6,357万7,000円でございます。継続して進めていた本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業等の完了により、前年度と比べ12.5%の減となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。

市税収入は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度比4.3%の減少を見込んでおります。地方交付税と臨時財政対策債は、市税の減少等による増加を見込んでいます。市債は普通建設事業費の減少により、前年度比50.3%の減少を見込んでおります。

それでは一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業、晴海臨海公園整備事業、防災対策事業に、引き続き取り組みます。

市立保育所等整備事業は、子育てしやすいまちづくりを進めるため、本庁舎敷地内に2つの公立保育所を統合移転するとともに、子育て支援関連施設を整備します。令和4年度の開設に向け、令和3年度は建設工事を行います。

大竹駅周辺整備事業は、令和4年度末の橋上駅の開業と自由通路の完成、令和5年度末の東西広場の完成に向け、自由通路や橋上駅の本体工事を引き続き行います。

そのほか晴海臨海公園整備事業も、継続して行います。

また、災害に強いまちの実現に向けた防災への取り組みといたしましては、立戸地区の浸水対策事業、一般河川（水路）浚渫事業も継続して取り組みます。

新規事業といたしましては、阿多田島と小方港を結ぶ離島航路の確保・維持のため、市が運航事業者に代わってフェリーの新船建造を行います。令和5年度からの就航を予定しています。

また、大竹小学校の児童と大竹中学校の生徒が共同で使用する新たなプールを小学校に整備するための設計を行います。

続いて、学校教育のICT支援への取り組みです。

令和2年度に小学校、中学校の児童生徒に1人1台整備した学習用タブレットを活用した事業、家庭でのオンライン学習を進めていきます。学校へのICT支援員の配置、通信環境が整備されていない世帯への機器の貸し出しを行います。また、教育の格差を生まないために、就学援助世帯等へ家庭でのオンライン学習の際、必要となる通信費の一部を助成いたします。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億9,998万8,000円と、前年度比で2.7%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を進めるとともに、住まい・医療・介護、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図り、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の、3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を13億3,331万5,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池の改良や、配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を9億7,861万円と見込み、送水ポンプ高圧ケーブルの更新事業等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を20億4,605万6,000円と見込み、小島雨水排水ポンプ場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、一步ずつの前進こそが大切だと思っています。

日本の経済環境が急に改善することはない、さらに新型コロナウイルス感染症対策により、行政の財政状況はますます厳しくなっていくと思います。その中でも、よいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できるよう、先を見据えて、今やるべきこと、やれることにしっかりと取り組み、進めてまいります。

以上、誠に簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、諮問第1号、議案第12号及び議案第21号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

令和3年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員の前安井美千子氏を、引き続き候補者として法務大臣に推薦しようとするものです。推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

前安井氏は、平成26年4月から少年補導協助手として、また、令和元年6月からは大竹地区保護司として活動されており、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としては平成24年7月から活動されておりますが、任期満了に当たり、前安井氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号教育長の任命の同意について説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております小西啓二氏が令和3年3月31日をもって任期満了となります。小西氏は、経験・人格・識見とも教育長として申し分ない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定について説明を申し上げます。

平成23年に策定いたしました第五次大竹市総合計画が、令和2年度末で終期を迎えます。そこで、新たなまちづくりの計画として、大竹市まちづくり基本構想を策定いたします。

大竹市まちづくり基本構想は、本市におけるまちづくりの基本理念として、おおむね30年後を想定しつつ、終期を定めずに本市が目指し、実現したい幸せなまちの将来像を示すものであり、策定に当たって、大竹市まちづくり基本構想等策定条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本構想は、アンケートや市民ワークショップなどを通じて、広く市民の皆様から御意見をいただくとともに、本市の附属機関である大竹市まちづくり基本構想策定審議会において御審議いただき、答申を得たものでございます。

本構想のキャッチフレーズは「笑顔・元気♥かがやく大竹」でございます。第五次大竹市総合計画の将来像を引き継ぎながらも、新たにキャッチフレーズの真ん中についてハートに示されるように、まちに対する市民の皆様の愛着心を力に変えて、人もまちもさらにかがやく未来の大竹を実現し続けようという想いを込めたものでございます。

次に、かがやく未来の大竹にあふれている幸せの姿を、未来にあふれる8つの幸せとして示しています。これらは現在のまちのよさや、市民の皆様が感じている幸せを守り、より高めていくために、何十年先の未来でも実現していきたいまちの姿でございます。

次に、これらの幸せの実現に向けたまちづくりの理念が、幸せづくりの未来宣言でございます。先人たちが築き、残してくれたこの大竹を、さらに幸せ感の高いまちとして未来へ引き継ぐための決意として、大竹市民憲章などを踏まえた3つの宣言を掲げております。

そして次に、分野別取組宣言です。幸せづくりの未来宣言に基づき、教育・文化、産業・雇用、生活・環境、安全・安心、健康・福祉、自治・行政運営の各分野で、こんなまちをつくらうという目指すまちのあり方を示したものでございます。このうち自治・行政運営の分野は、各分野でのまちづくりを後押しする力として、位置づけております。

本構想に基づき、まちづくりの具体的な方向性を定めた中期計画である大竹市まちづくり基本計画では、この分野別取組宣言における分野ごとに、取組の方向性を定め、施策を展開してまいります。

なお、本構想は、これまでも議員の皆様にご説明申し上げてまいりましたように、市民の皆様にご親しみを持っていただき、実現したい未来の幸せなまちの姿を市民の皆様と共有できるよう、イラストを中心としたレイアウトによる絵本のような計12ページの冊子として作成し、全戸配付いたします。

また、本構想の策定を出発点として、まちの未来を一緒に考えながら、市民の皆様と行政が一体となってまちづくりを進めていくために、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

以上で、諮問第1号、議案第12号及び議案第21号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております令和3年度各会計予算11件の議事についてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって令和3年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。  
諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
諮問第1号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。  
議案第12号、教育長の任命の同意について、これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第12号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま任命の同意をすることに決しました方から御挨拶がございます。

大竹市教育長に引き続き就任されます、小西啓二氏でございます。

[教育長 小西啓二 登壇]

○教育長（小西啓二） おはようございます。教育長の任命に御同意をいただきました、小西でございます。

その職責の重さに、今、身が引き締まる思いでございます。今、コロナ禍によって、社会は大きな転換を迎えております。こんなときだからこそ、人のつながりを大切に、人の輪を広げ、ともに生きていく。そういうことをしっかりと信念に持ちながら仕事のほうを進めてまいりたいと考えております。

これまでの2年間の経験を生かし、「笑顔・元気♥かがやく大竹」の実現に向け、学校教育の充実、生涯学習のさらなる推進のために懸命に努力をしてみたいと考えております。

議会の皆様方のこれまで以上の御支援をいただくことをお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 議事を続行いたします。

議案第21号、大竹市まちづくり基本構想の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第23〔一括上程〕

報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（建築主体工事））

報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（電気設備工事））

議案第15号 大竹市漁港管理条例の一部改正について

議案第22号 工事施行協定の変更について

議案第23号 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について

議案第27号 市道路線の廃止及び認定について

議案第32号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する

る条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（建築主体工事））から、日程第23、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてに至る7件を、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、報告第2号、議案第15号、議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第32号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について説明を申し上げます。

本件は、令和元年9月27日に議会の議決を得た大竹会館改築等工事（建築主体工事・電気設備工事）の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事の概要について説明させていただきます。

大竹会館は、旧館、新館及びアゼリアホールを合わせた複合施設でございますが、旧館の老朽化により、旧館と新館を新会館としてアゼリアホールに連結して建設し、合わせてアゼリアホールの機械設備と電気設備の更新などの改築工事を行っているものでございます。

工事は令和2年度末の施設の一部利用開始に向けて進めておりましたが、主にアゼリアホールの改修において工事着手後、当初想定していた仕様を変更せざるを得ない状況が生じたため、設計変更するものでございます。

まず、報告第1号の建築主体工事につきましては、アゼリアホールの倉庫と会議室の屋根部分から雨漏りが発覚したことによる防水工事の追加、会館の敷地周りの水路の床板工事の施工方法の変更等により、工事金額が増加することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額9億5,370万円から924万8,800円を増加する変更請負契約を締結したものでございます。

次に、報告第2号の電気設備工事につきましては、アゼリアホール玄関の空調設備を3台改修予定でありましたが、1台は改修しても機能が確保できないということが判明しましたので、残り2台の空調設備の能力を上げる必要が生じたため、仕様変更したこと等により、工事金額が増加するものとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額2億4,860万円に232万6,500円を増加する変更請負契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第22号工事施行協定の変更について説明を申し上げます。

本件は、平成30年9月19日に議会の議決を得た、大竹駅構内青木踏切改良工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が1億5,000万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容について改めて説明させていただきます。

踏切長19.2メートルを15メートルに短縮するとともに、踏切幅8メートルから10.5メートルに拡幅し、両側に歩道を整備することで車道と歩道を明確に区分し、踏切内をフラットに改良したものです。

また、踏切の栄町側において、一部用地を買収し、側道との段差解消のための階段及びスロープを整備し、工事完了したものでございます。

変更協定の概要でございますが、施工コスト縮減ができたことで、工事費が減額となったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の市負担額1億7,507万1,000円を、1億5,614万6,006円に減額し、変更協定を締結するものでございます。

続きまして、議案第23号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市弥栄周辺広場は、大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例に基づき、株式会社やさかを指定管理者として、施設の管理運営を行ってまいりました。株式会社やさかは、弥栄湖周辺施設等の管理運営を目的として、大竹市、岩国市、民間が3分の1ずつの出資をした法人であり、岩国市が管理する施設と一体的に施設の効率的な活用及び適正な管理を行っております。

株式会社やさかの指定期間は、令和3年3月31日までとなっておりますので、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間につきまして、引き続き株式会社やさかを指定管理者として指定し、施設の適正な管理運営と利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案第27号市道路線の廃止及び認定について説明を申し上げます。

最初に、油見17号線は、周辺の道路改良に伴う路線の整合を図るため、終点の変更を行うものでございます。このため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定しようとするものでございます。

次に、晴海14号線は、晴海臨海公園の施設内道路として使用されており、今後も市道として使用する予定はないことから、市道認定を廃止するものでございます。

次に、油見22号線、本町7号線、本町8号線、新町20号線及び西栄23号線の道路につきましては、宅地開発によって生じた道路が既に公衆用道路として本市に帰属されているため、市道路線として認定しようとするものでございます。

最後に、玖波40号線につきましては、本年度、民間事業の宅地開発によって生じた道路で、公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

続きまして、議案第15号大竹市漁港管理条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は、広島県が策定した放置艇解消のための基本方針に従い、市管理の漁港においてプレジャーボートの係留を目的とする小型船舶用泊地等の目的外使用を制度化するものでございます。

広島県は太平洋や日本海のような外海ではなく、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、県内の水域では、プレジャーボートの放置艇が多数存在しており、現在、市管理の漁港においても、86隻の放置艇を確認しております。

放置艇解消のための具体的な方法ですが、漁港内において漁業活動及び周辺環境等の保全に支障が生じない範囲において、水域施設を小型船舶用泊地等に指定し、今ある放置艇を係留許可艇へと転換させていくものでございます。

なお、使用料についてでございますが、広島県管理の漁港と同じように、船舶の長さ1メートルにつき1月当たり300円とし、徴収開始時期についても同様に、令和5年4月1日から徴収するものとしております。

最後に施行期日でございますが、令和3年4月1日からとしております。

続きまして、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

本市で定めている地区計画のうち、晴海地区地区計画及び晴海工業地区地区計画の一部の内容を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。

まず、晴海地区地区計画につきましては、宿泊ができる民間の美術館の建設計画に当たり、区域内の地権者から都市計画提案制度を活用した都市計画変更の提案を受け、晴海2丁目地区を晴海2丁目A地区、晴海2丁目B地区に分割し、晴海2丁目B地区について、一部建築物の規制を解除するものでございます。

具体的な内容につきましては、これまで建築してはならない建物として定めた、建築基準法別表第2（に）第4号に掲げる建築物の規定を削除するものでございます。

次に、晴海工業地区地区計画につきましては、広島県が隣接する大竹港臨港地区の分区変更を行い、一部緑地を分譲（貸付）する計画を示しました。

このことを受け、大竹市では晴海工業地区地区計画の区域を追加することに当たり、快適な歩行空間を確保するため設けている「建築物の外壁等の面の位置の制限」の内容の整理が必要となったものでございます。

具体的な内容としましては、歩道を有していない道路境界線においては、「建築物の外壁等の面の位置の制限」による規制が適用されないよう、「ただし、歩道を有しない道路境界線を除く。」旨の文言を追加するものでございます。

この条例の施行日でございますが、広島県が告示します広島圏都市計画臨港地区（大竹港）の分区の変更と同時とする必要がございますから、令和3年3月29日としております。

以上で、報告第1号、報告第2号、議案第15号、議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第32号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第1号及び報告第2号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第15号から議案第32号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第28〔一括上程〕

認 第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））

認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第14号））

議案第28号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）

議案第29号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第24、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））から日程第28、議案第29号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に至る5件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 認第1号から認第3号まで、議案第28号及び議案第29号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る予防接種ワクチンの接種体制を速やかに整備するために、予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月12日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出予算の総額に593万7,000円を追加し、予算総額を215億7,839万6,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第4款衛生費に会計年度任用職員報酬66万円、職員手当121万4,000円、印刷製本費174万1,000円等の事務費を計上し、歳入として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金593万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））の説明を申し上げます。

参議院広島選挙区選出議員の当選無効による再選挙を実施するための予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月10日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に283万5,000円を追加し、予算総額を215億8,123万1,000円としたものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において第2款総務費に会計年度任用職員報酬26万4,000円、職員手当105万円、消耗品費121万3,000円等を計上し、歳入として参議院議員選挙費県負担金283万5,000円を計上するものでございます。

第2表債務負担行為の補正は年度内に契約をする必要があるものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第14号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る予防接種ワクチンの接種体制を速やかに整備するため、予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月17日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出の予算の総額に2億496万7,000円を追加し、予算総額を217億8,619万8,000円としたものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳出において第4款衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る委託料8,472万円、接種に係る負担金1億474万2,000円等を計上し、歳入として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1億474万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金6,461万6,000円を計上するとともに、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

続きまして、119ページからの議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億7,011万4,000円を追加し、予算総額を220億5,631万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により135ページの歳出から御説明いたします。

まず、第2款総務費は、3億1,068万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体等工事1億4,800万円、国庫補助金等返還金として1,532万1,000円を計上し、ふるさと納税寄附金の決算見込みに合わせて、手数料及び積立金を減額するものでございます。

第3款民生費は、1億795万9,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、市立保育所等整備工事の入札による不用額2億7,511万9,000円を減額するものでございます。

第4款衛生費は、436万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、

新規事業として計上していました胃内視鏡検査事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係機関との調整に時間を要し、事業実施に至らなかったため、減額するものがございます。

第6款農林水産業費は、200万円を減額するものがございます。主な内容といたしましては、工事の執行見込みに合わせて大迫谷尻線林地崩壊対策工事500万円を減額するものがございます。

第7款商工費は、2,708万4,000円を減額するものがございます。主な内容といたしましては、県が行う頑張る飲食事業者応援事業に係る負担金805万円を計上するものがございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため実施した各支援策の事業費の見込みに合わせて調整するものがございます。

第8款土木費は、6,304万1,000円を増額するものがございます。主な内容といたしましては、大竹駅周辺整備事業に係る委託料及び物件補償費9,000万円、土地開発公社経営健全化補助金5,754万1,000円を計上するものがございます。また、今年度内に実施が困難となった市営住宅長寿命化事業等に要する経費を減額するものがございます。

第9款消防費は、12万1,000円を増額するものがございます。内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体に伴い、校舎屋上に設置している防災行政無線設備一式の撤去に要する経費を計上するものがございます。

第10款教育費は、3,767万5,000円を増額するものがございます。主な内容といたしましては、震災時の天井等の落下を防止するため、小方小学校の講堂にある、つり天井を改修するための工事請負費4,637万8,000円を計上するものがございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、131ページから、歳入予算につきまして御説明いたします。

第5款株式等譲渡所得割交付金及び第7款地方消費税交付金の各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置をするものがございます。

第11款地方交付税は、普通交付税の額が確定いたしましたので、1億6,592万円増額するものがございます。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております事業に対する国庫補助金等を計上するものがございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金等を計上するものがございます。

第17款財産収入は、570万5,000円減額するものがございます。主な内容といたしましては、令和2年度当初予算に計上しておりました御園第1公園用地売却に伴う土地売払収入が令和2年度と3年度の2カ年での収入見込みとなりましたので、減額するものがございます。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金7,500万円を減額するものがございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について市営住宅基金繰入金等を減額するものがございます。また、財政調整基金による財源調整などを予定しているものがございます。

第21款諸収入は、3億3,189万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国道186号の拡幅に伴う旧穂仁原小学校等関係補償費3億6,254万円を計上するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて4,474万9,000円を減額するものでございます。

123ページの第2表継続費の補正は、市立保育所整備等事業及び大竹駅周辺整備事業につきまして、事業計画にあわせて年割額等を変更するものでございます。

124ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

125ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

127ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について、追加及び変更するものでございます。

以上が、議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）の概要でございます。

続きまして、143ページからの議案第29号令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,026万5,000円を追加し、予算総額を32億6,971万9,000円にするものでございます。

主な内容といたしましては、療養給付費2,300万円、療養給付費等負担金等返還金726万5,000円を計上し、歳入として普通交付金、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を計上するものでございます。

以上、認第1号から認第3号まで、議案第28号及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号から認第3号に至る3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本3件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号から認第3号に至る3件を一括採決いたします。

本3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件を承認することに決しました。

議案第28号は総務文教委員会に、議案第29号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第35〔一括上程〕

議案第13号 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について

議案第14号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第16号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

議案第17号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第18号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第25号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について

議案第26号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第29、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定についてから、日程第35、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第18号まで、議案第25号及び議案第26号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、精神障害者に対しまして医療費の一部を支給することにより、地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防等を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは制度の概要を御説明します。

対象者は、精神障害者保健福祉手帳の1級かつ自立支援医療の精神通院医療受給者証の所持者でございます。医療費の支給につきましては、保険医療機関等の窓口でお支払いする通院に係る本人負担について、一部負担金等を除き、支給するものでございます。ただ

し、本人、配偶者または扶養義務者の所得が一定の額を超えた場合には、支給されません。また、入院に係る医療費につきましては、本制度の対象外でございます。

一部負担金は、保険医療機関等ごとに、1日につき200円でございます。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において200円の一部負担金の支払いを4回行ったときは、その月のその後の期間内に、当該保険医療機関では支払いの必要はなくなります。

なお、本制度は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱に新たに追加されず、精神障害者医療費公費負担事業の補助の対象となるものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第14号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

マイナンバーの利用に当たりましては、法に規定されているものを除き、各自治体において条例を制定し、その利用範囲を規定することとなっております。本件は、議案第13号の大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、精神障害者に係る医療費の支給に関するマイナンバーの利用及びその利用範囲の規定を整備しようとするものでございます。

改正の内容でございます。まず、精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務を、本市におけるマイナンバーの独自利用事務と位置づけるものでございます。

次に、庁内の部局間で特定個人情報の授受を行うことができるようにするため、その旨を規定するものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第16号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について説明申し上げます。

本件も、議案第13号の大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例、大竹市重度心身障害者医療費支給条例及び大竹市乳幼児等医療費支給条例においても、支給条件や文言等の統一を図るため、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、各条例に規定する受給資格者について、修学のため市外に転出され、国民健康保険法第116条の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされ、本市国民健康保険被保険者である者を加えるものでございます。また、その他字句等の修正を行うものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第17号大竹市介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

本件は、大竹市第8期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございます。

まず、介護保険法第117条の規定に基づく、大竹市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの計画期間における介護保険料率について、本条例第4条第1項を改正するものでございます。

第8期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、第1号被保険者本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を5万8,620円と定めております。

その他の段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、第1段階から第11段階までの計11段階に区分しております。それぞれ基準額に一定割合を乗じて年間の保険料を算定いたしますので、基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しております。基準額で比較した場合、第7期の6万372円に対し、1,752円の減少になっております。

合わせまして、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として行われている介護保険料の軽減強化につきまして、第8期の介護保険料に対応したものとするため、同条第2項から第4項までの規定を改正するものでございます。

また、附則第11条に、平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げることにされたことにより、介護保険料や保険給付の負担水準等に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令が一部改正されたことに対応する旨を定めております。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、施行日以後も、令和2年度以前の保険料については従前の規定を適用するとの経過措置を定めております。

続きまして、議案第18号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、説明を申し上げます。

令和3年1月に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交布されましたので、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、及び大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、基準等を改正するものでございます。

各条例の主な改正点としまして、5つございます。

1つ目は、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減のための取り組みでございます。具体的には、各種人員配置基準の緩和、夜間対応型訪問介護における事業の一部委託や集約化を可能とすること。全サービス共通の項目として、ハラスメント対策を取ること。会議におけるテレビ電話の活用や諸記録において、電磁的な対応を認めるなどのICTの活用についての規定を設けるものでございます。

2つ目は、感染症や災害への対応力強化の取り組みでございます。具体的には、非常災害対策訓練において地域住民の参加を得られるよう努めることや、業務継続計画の策定についての規定を設けるものでございます。

3つ目は、地域包括ケアシステムの推進のため、全介護従業者に対する認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定を設けるものでございます。

4つ目は、自立支援・重度化防止の取り組みでございます。具体的には、施設系のサービスにおいて、口腔衛生管理体制を整備することや、管理栄養士の配置を位置づけ、栄養管理を計画的に行う規定を設けるものでございます。

最後は、高齢者虐待防止の推進としまして、全サービスに共通して高齢者虐待を防止するための委員会や指針の策定、担当者の配置等を義務づけるものでございます。

なお、施行期日は令和3年4月1日でございますが、一部の規定については6カ月または3年の経過措置を設けることとしております。

続きまして、議案第25号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市地域福祉会館につきましては、平成30年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として公益社団法人大竹市シルバー人材センターを当初から指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の指定が必要となります。

選定に当たりましては、これまでの施設の管理運営業務の実績に加え、市民の生きがいづくりと支え合いに資する集いの場という当該施設の設置目的の達成には、高齢者の社会参加や居場所づくり、地域福祉活動を担う人材の育成等、誰もが地域福祉の担い手となる視点が重要であり、この点、大竹市シルバー人材センターが実施している事業の関連性が高いことなどを考慮すると、公益社団法人大竹市シルバー人材センターが適切であるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で指定期間とし、指定管理者に指定しようとするものでございます。

続きまして、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市養護老人ホームの管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者として社会福祉法人広島友愛福祉会を指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、引き続き社会福祉法人広島友愛福祉会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

社会福祉法人広島友愛福祉会は、大竹市養護老人ホームゆうあいの里に隣接した特別養護老人ホーム、ゆうあいホームを運営しており、介護・福祉サービスの質を高めながら事業運営の効率化を図り、経営基盤の強化を図っております。

また、当施設は特定施設入所者生活介護の指定を受けており、利用者本位、自立支援、生活の質の向上、家族介護者支援を方針として、運営に取り組んでおります。

指定期間につきましては、大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例において、福祉制度における健全かつ適正な処置等の確保を図るため、複数年指定することで制度のメリットを生かし、よりよい管理運営ができると判断して、5年間としております。

以上のことから、社会福祉法人広島友愛福祉会を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、大竹市養護老人ホームの指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第18号まで、議案第25号及び議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

げます。

- 議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっている本7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第36 議案第24号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

- 議長（細川雅子） 日程第36、議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。  
なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、北地議員には退席を願っておりますので、御了承願います。  
提案者に提案理由の説明を求めます。  
健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

- 健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市総合福祉センターにつきましては、平成18年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を、過去5回指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の指定が必要となります。

選定に当たりましては、これまでの施設の管理運営業務の実績に加え、市民の福祉の増進を図るための在宅福祉推進の拠点となるという当該施設の設置目的の達成に、大竹市社会福祉協議会が実施している事業の関連性が高いことなどを考慮すると、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が適切であるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を指定期間とし、指定管理者に指定しようとするものです。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（細川雅子） これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
議案第24号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第19号 大竹市墓地使用条例の一部改正について

- 議長（細川雅子） 日程第37、議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正についてを議題

といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正について御説明をいたします。

改正点は2つございます。

1つ目は、令和3年2月に完成した墓地を市営白石墓苑として定める改正です。この墓地は国土交通省が実施する広島西部山系直轄砂防事業、白石地区の支障となる墓地の移転先として、公共補償により造成いたしました。条例には、新設された墓地の名称、位置及び使用料を新たに規定するものです。

2つ目は、大竹市営立戸墓苑の一部の区画の使用料を減額する改正です。市営立戸墓苑は、使用開始から26年が経過しておりますが、上段部に空き区画が目立ちます。少しでも使用を促進したいとの思いから、当該区画の使用料を20%減額しようとするものでございます。

最後に、本条例の施行期日は令和3年4月1日としております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第38 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（細川雅子） 日程第38、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要な経費については、

同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

阿多田地区と小方地区を結ぶ定期航路の運航を担うフェリーが、就航から16年経過し、老朽化していることから、唯一の生活航路を維持し、地区住民の生活の安定を図るため、現在、フェリーの整備更新に向けた準備を進めております。

その財源といたしまして地方債の活用を考えており、フェリーの整備に関する総合整備計画を策定するものでございます。

本計画の策定に当たって、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第20号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39～日程第40〔一括上程〕

議案第30号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第31号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 日程第39、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第40、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第30号及び議案第31号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、企業債償還金の増額を行うものでございます。旧第2期工業用水道の建設に際しまして、事業の財源として、平成6年度から平成8年度にかけて、受水予定企業から縁故債を借り入れております。工業用水道事業会計の資金繰りについて一定のめどが立ったことから、このたび、償還完了まで複数年ある企業と協議を行い、今年度予定していた企業債償還金の返済後の残額を一括して繰上償還することについて、承諾が得られました。このことから、企業債償還金について繰上償還予定額7,737万1,000円を増額

し、資本的支出の総額を5億7,039万円とするものでございます。

続きまして、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

このたびの補正予算は国の令和2年度補正予算(第3号)の成立に伴うもので、資本的収入中、補助金の増額及び資本的支出中、建設改良費の増額を行うものです。

具体の事業としましては、大竹第1排水区内の河川・水路内における豪雨時の内水ハザードマップの作成業務及び、小島潮遊池地内の小島雨水排水ポンプ場、小島合流中継ポンプ場等における津波、小瀬川の氾濫等による被害想定や、対策の基本構想作成業務を実施するものです。

資本的支出の建設改良費を3,250万円増額し、資本的支出の総額を7億7,589万3,000円とし、その財源として資本的収入の補助金を1,625万円増額し、資本的収入の総額を5億9,461万9,000円とするものでございます。

これらの事業は令和3年度当初予算を想定していましたが、国の令和2年度補正予算(第3号)の成立に伴い、今年度に前倒して予算化しようとするものでございます。

また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

なお、今回の補正予算による事業は、令和3年度に繰り越して実施する予定であり、予算の繰越しにつきましては来年度に別途報告させていただきます。

以上で、議案第30号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第41 令和3年陳情第1号 住民の為の正常な議会を求める陳情

○議長(細川雅子) 日程第41、令和3年陳情第1号住民の為の正常な議会を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和3年陳情第1号は、会議規則第141条第1項のただし書きの規定により、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

山崎議員。

○13番(山崎年一) 13番、山崎です。

先日、2月24日でありましたか、議会運営委員会が開催されました。その席で私どもの

会派の代表であります日域議員から質疑が出されました。その内容といたしますのは、今回の議案の核心部分でありますところの、西村議員の発言の中で、自らが求めた削除部分は6文字であったという指摘がなされました。

そのことについての質疑と、もう1点は議事録を削除されたのは、当日は、細川議長の不信任案の審議でありまして、細川議長は除斥をされて、副議長が議長席に座られ、議長としての役割を果たしておられました。

そこで西村議員から提案があって、削除要求が寺岡副議長に対してあったわけでありませんが、今回の削除が273文字にも及んでおる、西村議員の発議は6文字であったとおっしゃっているわけですが、実際の議事録の削除は273文字に及んでおるということの中で、非常に今回の陳情の核心部分でありますから、しっかりと審議を深めたいという意味で質疑をなさったと思うわけでありまして、そのことについての質疑は認められなくて、そこで決められたのは即決という方法であったように思うわけでありまして。

今回、再三再四にわたって谷和住民の皆さんから陳情が出されておる、請願が出されておるといのは、議会の審議に住民の皆さんが納得をされていないから、こうして何度も陳情や請願が出されておるんだらうと思うわけでありまして。そういったことにおいては、きちんと議会としても審議をし、陳情者に納得をしていただけるような、やっぱり議会としての取り組みが必要であったと思うわけでありまして。

そういった意味では、先ほどの6文字削除の提案、あるいは273文字削除された、あるいは、寺岡副議長が当日の議長でありますから、この問題の削除の中心にあるべきであったものが、そうではなくて実質的には細川議長が今回の削除の演出者になっておられると私どもは映るわけでありまして。

そうしたことへの真相究明ということであったと思うんでありますが、なぜこの事実についての質疑あるいは討論が深められなかったのかということについて、誠に僭越でございますが、当日の議会運営委員長の思いをお伺いできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 議会運営委員長に思いをお尋ねしたいということでしょうか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 議会運営委員会の中でも申しましたが、この件は1月13日の議会運営委員会での協議の中で、紹介議員含め皆さんとの協議の中でも納得していただいております。私は確信して言ったままでございます。その上で市民の皆さんに回答させていただいて、議会だよりなりホームページなりにいろいろ載せていただいたわけでございます。それと同じ内容の陳情のために今回即決が妥当だと、そのときに思いました。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 議会運営委員長のおっしゃること、ある程度理解はできます。ただ、今回の陳情というのは、先ほどの陳情要旨の朗読を省略された関係で、なかなか明らかにされていないという状況であります。谷和住民の皆さんの、住民の為の正常な議会を求める陳情、これは2月17日に提出されたものであります。この中で陳情項目として挙げ

られているのは、1番目としてホームページの議事録を議会の採択どおり、隠しのない透明な議事録にする事。

2番目に、「陳情項目にお答えします」の文書に谷和の主張を載せて再配付するか、または議会で、きちんと谷和の主張も認めた発言をする事。この2項目が今回の陳情書の内容でありますから、今までの陳情、請願とは中身が全然違うわけであります。なぜなら今まで陳情を出された中で、谷和の皆さんが十分納得できるような審査がされてなかったということの中で、今回、陳情を出されたわけです。

ちなみに前回、令和2年の陳情あるいは請願で見えますと、令和2年11月24日に出された陳情書の件名は、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情でありました。

この中には、問題点がいろいろ記してありますが、陳情項目は1項として、議会基本条例をしっかり守ることを誓うこと。2項として、大竹谷和大規模太陽光陳情書を議会基本条例に沿って再審議して、広島県に対して大竹市議会として「以下の3つの理由で建設場所にふさわしくない」と意見書を送ること。この2項目でありましたから、今回の陳情書とは全然中身が違うわけであります。

ですから、そういった意味においては、私は住民の陳情に対して、議会としてしっかり応える必要があるのではなかろうかということで、こういった質疑をしたわけであります。

このように、陳情の中身が私は違うと思うのでありますが、この陳情がほぼ似たようなもんだという判断のようではありますが、その似たようなもんだという判断になった根拠についてお伺いをしたいんでありますが、よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 本会議で即決というのは、議会運営委員会で決めたことでございます。議会運営委員会のほうで議事のほうをしっかりと聞いていただければと思っただんですけども、山崎議員、どなたに質問されていますか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 今の質疑は、どなたでも結構でございます。別に私は答弁すべき人が答弁していただければいいと思うんでありますが、陳情書の中身が全然違うわけです。もう一度言いますね。今回の陳情書が、前回出された陳情書、あるいは請願書と、今回の陳情書は中身が違うわけである。ですから議会としては即決ではなくて、やっぱりしっかりと審議し、住民にお答えを出してあげるべきだと、これが議会としての取るべき道だろうと思うわけです。それを即決という結論を出されたということについて、なぜこういう結論になるのかということをお伺いしたいんであります。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） 山崎議員おっしゃられましたけど、これは考え方の違いでございます。私たちがこの請願、陳情いろいろ見てまいりましたけど、全く同じ文章が書いてあるとしか、私たちには読めないのです。1月13日の議会運営委員会でも時間を取りまして、紹介議員と十分お話をした結果、紹介議員も、こういう方法であれば私たちはオーケーですよ、いいですよという了解をいただきました。それで議会運営委員会において、結論を出したわけでございます。



そういう経過がありまして、私たちは今回出された陳情も同じと考え、即決でよろしいんじゃないかと、そういうことを私は考えております。それは妥当と思っております。

○議長（細川雅子） 山崎議員、3回目です。

○13番（山崎年一） 私は、令和2年11月24日に出された請願の紹介議員であります。この請願に対することについて議会だよりリーフレットを出すということについては、この「請願事項にお答えします」の最後の文書、ページを入れるということであったと思います。

このことについて、議員が納得したから請願者も納得しとるということではないと思います。私も、このリーフレットの配付について納得したということについては、別に否定はいたしません。入れられることについては議長権限で入れられるということでありますから、それ以上私どもが反対しても、議長がやるという以上はどうしようもないわけですから、そのことについては了解をいたしました。

ただ、今回の審査は、陳情の審査です。住民が議会に対して要望したことでありますから、やっぱりしっかりと答えるべきだと私は思います。そういったことで、これ以上議論してもなかなか難しいかと思しますので、一応私の意見を述べさせていただいて、質疑は終わります。

○議長（細川雅子） 山崎議員、請願にお答えしますの2月の市議会広報と併せて出させていただいたリーフレットは、議長が出したのではなく、議会運営委員会で決めていただいて出したものですので、そのように訂正させてください。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山崎議員。

○13番（山崎年一） お伺いをしたいんですが、ここでの討論は陳情書に対する賛否を問う討論でしょうか、それとも即決に対する討論でしょうか。即決に対しての提案はあったけれども、じゃあそれやったら即決で、議場で認められたということにはなっていないように私は思うんですが、そこを確認させてください。

○議長（細川雅子） 陳情に対する採択、不採択の討論でございます。

山崎議員。

○13番（山崎年一） それでは私は、陳情を採択すべきとの立場で討論をさせていただきます。

実はここに谷和地区の住民の皆さんから、大竹市議会議長細川雅子様宛てに、1月22日に申し入れ書が出されております。大竹市「市議会だより」2月号に差し込む予定の文書を差し込み中止の申し入れ書ということでありまして、これは議長は受け取られたようでありますから御存じだと思っておりますが、対象の文書として「請願事項にお答えしま

す」の件、令和元年12月定例会本会議会議録の公開。

問題点として、①大竹市議会令和2年12月定例会で、黒塗りの議事録を全て公開するように求めた請願は、全議員の賛成で採択されたにもかかわらず、議長の独断で非公開にするとのこと、市民感情に合わない。当然ホームページでも全公開するべきであり、この文書だけで済ませば、将来再び同じ問題が持ち上がるおそれがある。500人以上の請願書署名者は、議会の透明性を望んでいる。この文書は黒塗りにした理由を述べているが、言い訳でしかない。地方自治法第232条、第133条に該当しているとは思えない。当事者である議長が自分の発言に関して、大竹市議会会議規則第87条を持ち出すのは論外で、筋が違う。

②陳情書を要望書にしてほしいと言わないと、当事者である議長ら3議員が自己弁解を一方的に主張しているが、他方（谷和）の主張は書かれていない。公金を使うなら反論も載せるべきです。昨年2月26日の谷和での総務文教委員会での席で、細川議長ら3人が陳情書を要望書にしてほしいと述べたことに対して、谷和自治会に確認を求められ、私たちは確認をしたと。当事者の西村議員はおられたが、反論はなかった。

③この文書は大竹市全世帯に公金で配付され、谷和の主張は自費で反論するしかなく、不公平。

④請願書を要望書に変えたい理由の説明がない。

⑤この文書を配付するなら、文書と一緒に谷和からの陳情書、請願書を全文掲載すべきである。陳情書、請願書、出された日付と名前が、名称が書いてあります。

⑥議会基本条例の根本精神である、住民に寄り添う回答になっていない。

上記問題等があるので、2月の市議会だよりも差し込まず、内容を再考して配付すべきだ。こういった申し入れ書が、議長に対してされております。

谷和地区の住民の皆さんは、会議録についてきちっとすべきだと。これは議員のみならず、市民からの素直な陳情項目であります。そういったことにおいては、例え議員が納得しても市民は納得していないということが明らかに示されておるわけであります。

その後、谷和地区住民が議長室を訪問されて、議長、議会事務局長立会いの下で、谷和地区の住民と話し合いを持たれたようであります。いろいろ議論があったようではありますが、当日テープを取らせてくれということで局長のほうから話があり、谷和住民の皆さんは了解をしてテープを取られたということではありますが、私は異常な事態になっておるんだろうと思いました。議長と住民が話し合いをするのに録音テープを持ち出さなければならぬ事態であります。少なくとも非常に残念な、こういった事態を早期に解決するという方法が今後取られるべきだろうと思えます。

今回の陳情書、2月17日に提出の谷和住民の陳情書は、明らかに谷和住民の皆さんの姿勢が変わっております。この明らかに変わっておる姿勢というのが、陳情項目の2項であります。陳情項目にお答えしますの文書に谷和の主張を載せて再配付するか、または議会できちんと谷和の主張を認めた発言をすること。今まで全面的に議会に対してしっかりと開示するような陳情であったと思うわけではありますが、今回のこの陳情から読み取れる姿勢というのは、谷和の住民の皆さんも何とかこの問題を解決したい、そういった気持ちになっていらっしゃるんだと思うわけです。

そういったことで、ぜひ今後もこういったことについて、議会が少なくとも住民と対立するような状況は好ましくないと思いますので、早急に解決する必要があるということをお考えを伺います。

そういった観点からも、今回の陳情書、私は採択して、住民の取り組みにしっかりと応えるべきだというふうに、賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 本来なら賛成、反対という順序で討論をするのが慣例なんですけど、今回の谷和地区の皆さんからの陳情については反対の討論がないので、私は一貫した、これまでと同じ立場での討論をさせていただきたいと思うんです。

この問題の根っこというのは、今回も触れておられますように、谷和地区での大規模なメガソーラーの開発事業をやることに賛成なのか反対なのかということから、問題が今日まで続いているわけですね。

それでメガソーラーについては、大竹市長を初め行政の皆さんも賛成と。議会も我々数名を除く多数は賛成と。これは今の政権党のエネルギーの再利用政策に基づく路線を認めた上で、賛成をされておると。ただ、詳しいことはおっしゃいませんが、端的には、既に県が許可したんだと。だから今さら大竹市議会が意見を述べようが、どうしようもないんだと。これが端的に言えば、メガソーラーの議会論議の過程での賛成の根拠になつとる。

しかし私は、事の発端は谷和地区での大規模なメガソーラー開発事業について、最初に出された陳情にもあるように、これから長く続く子供や孫、こうした皆さんの生活用水、飲料水が汚染されるという心配。下流の住民の皆さんが、思わぬ集中豪雨や災害によっての危険について心配をされていると、天然記念物のオオサンショウウオの生息も心配されておるといふことの陳情を踏まえて今日まで議論されましたが、先ほど申し上げましたように、今の政権党の自然エネルギー再生利用計画に基づく、そのことの評価の違い。具体的な実施の上での、何が何でも、もうけのためにやればいいのかという理屈にも見えるようなやり方をやっているじゃないですか。

隣の山口県の本郷地区や美和地区をまたがる、この大竹市よりかささらに3倍も大きなメガソーラーの開発事業をやっておりますよ。だからそこそこ踏み込んだ議論を我々はしっかりやった上で、住民の皆さんの安心・安全の将来への希望、そして、今求められている議会の役割を果たさそうじゃないかということ、繰り返し私自身も申し上げてきた。

しかしそれは、議会というのは多数の世界ですから、多数がそんなことを認められんということで採決すれば、少数意見は否決される。しかし、例え少数意見が否決されても、将来にわたる問題からすれば、多数だから常に正解だと、こういうことにはならんのです。それはこの歴史を見てもそうじゃないですか。

○議長（細川雅子） 山本議員、陳情についての討論をお願いいたします。

○16番（山本孝三） 討論です、討論です。

○議長（細川雅子） 陳情の内容に沿ってお願いいたします。

○16番（山本孝三） 時間制限までせんでもええじゃないね、あなた。

要するに谷和地区での大規模なメガソーラー開発事業には、住民の皆さんも多くの良識ある皆さんも賛成をされていないと。ここをきっちり踏まえて考えれば、今回の地元から出た陳情についてもそんなふうに採択をして、議会の求められるべき役割を果たすべきだと、こういうことを申し上げて、私の陳情採択すべきだという賛成の立場での討論に代えさせていただきます。

○議長（細川雅子） 議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時からといたしますが、討論についてですが、申し訳ありません、討論の通告を受けておりましたが、休憩後は通告をしておられる議員からの討論をお願いいたします。

以上で休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時56分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情第1号の討論を続行します。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 発言通告書に従い、陳情採択に反対の立場から討論をさせていただきます。

令和3年陳情第1号は、2月号の議会だよりとともに配付された、「請願事項にお答えします」の問題点を指摘していますが、この問題の帰趨は、陳情者側が明らかな証拠となる録音データを提出していないことに尽きると思います。会派くろがねが昨年各戸配付した文書で、3議員の誹謗中傷を記述して名誉を棄損したのが、「請願事項にお答えします」を出すことになった要因ではないかと思います。

くろがね代表者の日域議員は、議会運営委員会で録音データなど明確な証拠はないと明言しています。本来なら、くろがねが訂正もしくはおわびを出してしかるべきだと思いますが、多分何も対応しないので、今回の処置が取られたと想定します。

先ほど公費云々という話が出ましたが、くろがね側がそういうことを主張するのであれば、あの事実無根の機関紙に政務活動費を支出するのはやめていただきたいと思います。

それと、本来「請願事項にお答えします」は4ページであると議長から説明を受けていましたが、これまでのいきさつを書いたくだけたり2ページは、くろがね側に不都合となると思ったのか、議会運営委員会の密室協議で削除されてしまいました。私はとんでもないことだと思います。ガラス張りの議会運営という観点からは、言わば将棋や囲碁で言う、大悪手と言っていいと思います。

私は500人の署名より、1本の録音データのほうが、証拠物件として重いと思います。1本の録音データが重いのは、週刊文春のテープで窮地に陥った現政権を見ても明らかで

す。

さらに500人の署名について付言すれば、これはリコール事案とかではないために、筆跡鑑定や住民基本台帳との照合がなされた形跡がありません。どういうことかといいますと、1人が家族4人の全部名前を書いても、それは人数に数えられるということでありませす。そういう可能性が否定できないということを、私は言うておきたいと思ひます。

録音データなどの明白な証拠物件が提出されない以上、推定無罪の原則が適用されるのは明らかであり、現状の採択を認めるわけにはいきません。これまで問題を中途半端な妥協で何とかしようとしたことが問題をこじらせた要因であると、私は考へます。自分が正しいと思つたことは、勝ち負けにかかわらず徹底的に戦うべきだと私は思ひます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（細川雅子） 他にございませんか。

3番、原田議員。

○3番（原田孝徳） 3番、原田です。

私は、採択すべきとの立場で討論をさせていただきます。

今、小中議員のほうから、録音データの話がありましたけれども、これは日域議員がおっしゃつたのは、令和元年9月15日の当日録音データがないというだけで、それ以外のものは、必要があれば出す用意はあると思ひます。

1月13日の議会運営委員会におきまして、請願に対する回答として、「請願事項にお答えします」という文書が配付・掲載されることになりまして、これはこれまでの議論にあつたとおりで思ひます。しかし、この文書の内容であるとか掲載の方法は、請願者並びに署名をされた500人以上の方々、市民に寄り添う姿勢が感じられない議会であるという不信感を与えてしまつたことにつきましては、議会として大変遺憾であると思ひます。

また、掲載の文書なんですけれども、ホームページ上を見ますとアスタリスクになっている会議録と、その「請願事項にお答えします」という文書が少しリンクしてないので分かりにくいということと、もちろんそのホームページを見られない方からすると、さらに不親切で分かりにくいものになっているとも感じますので、今回の陳情に関しては、議会運営委員会での決定事項というものを根本的に見直すということではなくて、それを尊重した上で、再度細部にわたつて検討してもらいたいというような提言であると思ひますので、議会基本条例にありますように、市民に信頼される議会というものを目指す意味においても、お互いが歩み寄るための、また、理解し合うための議論がまだ必要ではないかと私は考へますので、そのような観点から、採択すべきという考へであります。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 私は当事者の1人で、しかも総務文教委員会の委員長という立場で討論をさせていただきます。令和3年陳情第1号、不採択の立場で改めて討論をさせていただきます。

先ほどから、また、午前中からもありましたように、それぞれの委員からそれぞれの討

論の意見が述べられております。午前中ありました分につきましても、総務文教委員会が谷和地区の住民の意思を反対したと私は聞いたんですが、そういう意味ではありません。谷和地区から出された陳情は、おととしの9月、確かに議長と生活環境委員長の北地議員と私の3名で行きました。要望書、あるいは陳情書を要望書にとか、そういう意味ではなく、住民の声は、書き方が分からないから教えてくださいというのが本音でした。

そこで皆さんも御承知のとおり、昨年から陳情や請願が出ておりますが、請願は議員の紹介が要ります。当然議員は地元の人と請願書を出すことについて話し合いをされているものと思います。特に今回の陳情あるいは請願については、1月13日の議会運営委員会で、請願の要望事項の中で、文書で回答をしてくださいという住民の声に対して、議会運営委員会の中で、4ページにわたる回答文書を、皆さんで協議しました。協議した内容を、当時の議会運営委員会で、一時休憩を挟み、議会運営委員会の正副委員長と請願書紹介議員で調整した結果、文書内容及び記載については、4ページの中を2ページにカットして、それを議会運営委員会に諮り、全員で一致採択に至った経緯がございます。紹介議員の側の方々は、議会人としてその対応を、当然地元の皆さんに説明されているものと私は思います。

したがって、このように再度同じことを採決することにつきましては、私は不採択とすべきと考えます。特に議会の運営上のは、議員として御理解されとるものと思います。私も年はいってますが、議員としてはまだまだ年端も行きません。その中で感じたことは、もっと素直に考えるべきものと思います。

最後になりましたが、昨年の12月でも請願の紹介議員が、もうこれぐらいでやめまじょうと正式な場所で述べられて、また、こうしてこういう文書が繰り返して出てくること自体、私は議会の議員として、もっと住民の立場に寄り添ったことをやるべきではないかと思ひまして、今回の陳情については不採択とすることの討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） いろいろお考えがあるなと思ひながら拝聴させていただきました。

私のことはかなり固有名詞が出てきましたけど、若干心外なところもありますが、発言の自由のほうを尊重したいと思いますので、それには特に反論はありません。

いろいろありまして、紆余曲折があつて、非常に複雑怪奇になつて今日まで来たなという気が、正直してます。もう時間たってますから、距離を置いて眺めてみると、2つポイントがある気がするんですけども、私は賛成の立場の討論です。

それで、もともとはおととしの12月議会の議長不信任案の審議のときでしたけど、最後に、今おっしゃいましたけど、西村議員のほうから、不穏当な発言があつたから議長において発言取り消しを要求します、ということから始まったことです。

それはそれで、その取り消しに該当するかはさておいて、西村議員がそう言って、議長席の寺岡副議長が、じゃあ議長において措置する、よろしいですかということで、皆さんが賛成でしたよね。その寺岡副議長に、その役割が発生するわけですね。その後、寺岡副

議長もいろいろ努力されてたのは、私、個人的には分かってます。

そして、結局水面下のことはさておいて、10月の決算特別委員会の後に、寺岡副議長の思いとして削除したいと思ってる部分について、それをアスタリスクにした会議録がつくられて、そして、公表されました、ホームページでもね。それが第一段階ですね。

それを見た谷和地区の方たちの請願がその後出たんですけども、それが採択されたわけですけども、陳情とか請願を採択するということと、その実行義務があるかないかっていうのは別問題ですよ。通常の場合は議会が採択して、その対象は執行部といいますか、市長のほうに行くわけですけども、当然議会が採択したからすぐできるわけじゃなくて、いろんな考え方もあるし予算もあるし、できないことはたくさんあります。議会のほうはやってくださいねという感じですけども、それが請願とか陳情とかいうものじゃないですか。だから、今回の分では、議会とすれば請願を採択しました。でも、それをどうするかっていうのは、これはひとえに議長が決める部分って大きいわけですよ。

この前の1月13日の議会運営委員会ですけども、あれは議長のほうからの考えで、議会運営委員会で考えてくれということだったと思いますけども、ここも委員会で結論出したからといっても、いわゆるその議案が本会議から付託されて、それを委員会で審査して結論が出た。当然そういうものは本会議でもう一回審議するわけですけども、そういう種類のものじゃなくて、議長が物事を考えることを、議会運営委員会がお手伝いをしたということです。それを、例えば、いやこれはやっぱりよくないよって蹴飛ばされたら、それで元に戻る、そういう種類のもんだと思います。

この前のやつは、さっき4ページが2ページに変わったと言われましたけど、これも一長一短あります。ただ、あの議会運営委員会のときに私が申し上げましたけど、これはあの削除した部分を、意地でも削除したまま公開はしないんだと言って、議長の側が押し通した場合に、それをこじ開けるのは大変なんですよね。少なくともいびつといいますか、あのA4の紙で議会だよりに添付して出すっていうのは、かなり普通じゃない気はしますが、でも議長のほうからそういうアイデアが出たのであれば、取りあえずはそこを受け入れようと。

どういうことかということ、不穏当な発言だから、不穏当な内容だから発言を取り消す、そして、会議録には載せない、そういうことを覆したわけですよ。発言を削除するに値するものでないものを、議長が自分の好みで会議録から消したり戻したりできるわけじゃないわけで、議員には発言の権限、自由があります、大原則として。

ただ、細かいことは言いませんけれども、例外的に幾ら何でもこれは言うべきじゃないんじゃないのっていうものが法律なんかを書いてあって、そのことについては例外的に発言取り消し、会議録からの削除が可能なわけです。

形はともかく、一旦削除したものをもう一回市民全戸に配付したわけですから、それは削除したことが誤りであった、ある意味ね。そして、だから公開しますよということを、私は意味していると思います。削除すべきものでありながらそれを公開したら、これは明らかにルール違反ですからね、理論が成り立ちませんから。そういう意味で、あの紙を配付すること自体について私は議会運営委員会でお話しをした、多分私、60点って言いまし

た。60点の評価をさせてもらおうと。ただ、今回の陳情は、谷和地区の方から見てあれじゃ分かりにくいじゃないかという、ざっくり言えばそういう話だと思います。

もう一つは、最初言いましたけど、一昨年12月の段階で、我々の、私のといいましょうか、発言が不穏当な発言に当たるかどうか、それも含めて判断するのは、寺岡副議長にその役を皆さんが委ねたわけですから、今もって寺岡副議長の役割だと思います。ついては、いろいろあるとは思いますが、最後のところはもう一回、寺岡副議長に締めていただきたい、そんなふうに思います。

少し、細川議長においては除斥だったわけですから、そこところは、私もこの前、議会運営委員会で質問しましたが、正直どれが正しいのか100%の自信があつて言ってるわけじゃありませんけど、やっぱりあのときの本会議の会議録の話ですから、その瞬間に議長席で議事の進行をしていた方のお仕事だと私は思います。

そういうことも含めて、公開したことは一定の評価してますけれども、今のものを後世の人が掘り返したときに、あまりよく分からんよねってなるとは思いますからね。もう公開してしまったのであれば、もう少しスマートな収め方を考えてほしいなという気がします。

でも、いろんな批判も受けましたけど、それはそれなりに私は勉強になりましたし、このこと自体は、大変でしたけど、意味がなかったとも思いませんし、そろそろおしまいにしようというのを私は全く同感でございます。一応採択して、もう少しきれいにできないかなというのが私の思いです。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（細川雅子） 通告を受けております討論は以上でございました。

他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を、起立により採決いたします。

本件について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第42 令和3年請願第1号 公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、 および地域医療構想の見直しに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第42、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和3年請願第1号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日、13時45分から総務文教委員会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時22分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月2日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 網谷 芳孝

大竹市議会議員 児玉 朋也

令和3年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和3年3月9日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 | |
|-----|--------|---|------------------------|----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 | 議案第 1号 | 令和3年度大竹市一般会計予算 | 一般質問及び
総括質疑
(一括) | |
| 第 3 | 議案第 2号 | 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | | |
| 第 4 | 議案第 3号 | 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | | |
| 第 5 | 議案第 4号 | 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | | |
| 第 6 | 議案第 5号 | 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | | |
| 第 7 | 議案第 6号 | 令和3年度大竹市土地造成特別会計予算 | | |
| 第 8 | 議案第 7号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計予算 | | 予算特別委
設置・付託 |
| 第 9 | 議案第 8号 | 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| 第10 | 議案第 9号 | 令和3年度大竹市水道事業会計予算 | | 総務文教 |
| 第11 | 議案第10号 | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算 | | |
| 第12 | 議案第11号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算 | | |
| 第13 | 議案第20号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | (原案可決) | |
| 第14 | 議案第21号 | 大竹市まちづくり基本構想の策定について | (原案可決) | |
| 第15 | 議案第28号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第15号) | (原案可決) | |
| 第16 | 議案第13号 | 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について | (原案可決) | |
| 第17 | 議案第14号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第18 | 議案第15号 | 大竹市漁港管理条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第19 | 議案第16号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について | (原案可決) | |
| 第20 | 議案第17号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第21 | 議案第18号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | (原案可決) | |
| 第22 | 議案第19号 | 大竹市墓地使用条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第23 | 議案第22号 | 工事施行協定の変更について | (原案可決) | |
| 第24 | 議案第23号 | 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について | 生活環境
(原案可決) | |

| | | | |
|-----|--------|--|----------------|
| | て | | |
| 第25 | 議案第25号 | 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| | | て | |
| 第26 | 議案第26号 | 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第27 | 議案第27号 | 市道路線の廃止及び認定について | (原案可決) |
| 第28 | 議案第29号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | (原案可決) |
| 第29 | 議案第30号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第2号) | (原案可決) |
| 第30 | 議案第31号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号) | (原案可決) |
| 第31 | 議案第32号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第32 | 議案第24号 | 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について | 生活環境
(原案可決) |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・継続)
- 日程第13 議案第20号から日程第15 議案第28号(報告・表決)
- 日程第16 議案第13号から日程第31 議案第32号(報告・表決)
- 日程第32 議案第24号(報告・表決)

○出席議員(15人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 9番 | 西村一啓 |
| 10番 | 和田芳弘 | 11番 | 網谷芳孝 |
| 12番 | 児玉朋也 | 13番 | 山崎年一 |
| 14番 | 日域 究 | 15番 | 寺岡公章 |
| 16番 | 山本孝三 | | |

○欠席議員(1人)

8番 北地 範久

○説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|------|
| 市 | | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市 | 長 | 太田勲男 |

教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併農業委員会事務局長
自 治 振 興 課 長
市 民 税 務 課 長
福 祉 課 長
監 理 課 長
土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長

小 西 啓 二
中 村 一 誠
三 原 尚 美
豊 原 学
山 本 茂 広
古 賀 正 則
佐 伯 和 規
柿 本 剛
三 上 健
前 田 新 吾
・ 谷 明 洋
岡 崎 研 二
神 代 亨
小 田 健 治
廻 本 実
山 田 浩 史
真 鍋 和 聰
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

田 中 宏 幸
加 藤 豪

令和3年3月大竹市議会定例会(第1回)
一般質問及び総括質疑通告表

1

12番 児玉朋也 議員

質問方式：一問一答

新入学1年生にランドセル支給を検討してはどうでしょうか

令和3年度就学援助制度のお知らせとして、大竹市では学用品費や学校給食費など、学校にかかる費用の援助が対象者に行為ることが案内されています。新入学児童生徒学用品費等として小学生は5万1,060円、中学生は6万円の援助費が支給されるようです。入学時に必要とされる制服、体操服のほかに小学校入学時にはランドセルを準備する必要があります。

新入学児童生徒学用品費等の小学生5万1,060円の援助費支給の中でランドセルを購入するとしたら、約半分か、それ以上の額が必要になります。

「保護者の経済的負担の軽減」「入学のお祝い」の意味を込めて、支給を行っているところがあるそうですが、大竹市として同じような意味合いで新入学1年生にランドセル支給を検討してはどうでしょうか。

木造化への取り組み内容をお聞かせください

国の定めた「公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針」は平成29年に変更が行われています。これに沿った形で、広島県は「広島県公共建築物等木材利用促進方針」を平成31年4月に改正を行って、今まで以上に公共建築物への木造化を推進しやすい判断基準の変更となっております。

市町の役割として、「木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。」とあります。

過去5年間の大竹市が発注元の木造化対象の公共建築物において、RC（鉄筋コンクリート）造なり、S（鉄骨）造、木造など最初に構造を立案していくのは、どのようにして行われましたか。

木材利用推進会議ではどのような協議・審議がされ、その協議内容の結果を企画立案に反映した事例はありましたでしょうか。また、公共建築物を整備するにあたり、企画立案時点での検討や木造化への取り組み内容をお聞かせください。

2

16番 山本孝三 議員

質問方式：一問一答

核兵器禁止条約の発効にあたり

1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。平和首長会議加盟の大竹市として、また、市長としてこれからの取り組みをお示しください。

老朽施設の点検・整備・更新について

大竹市をはじめ、公共機関が管理する橋・道路などの点検・整備はどのように進めら

れ、現状を踏まえた整備・更新計画をお聞かせください。

交通安全対策について

歩行者の安全対策の具体的作業として、道路標識等の更新が進められています。市内全域の整備の現状、車両のスピード制限の見直し、標識の更新について伺います。

3

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

1人1台のタブレットパソコンは、教育界の黒船になり得るか

学校教育を推進する上でパソコンはすばらしく有能な道具です。子どもたちがその機能をうまく生かせば学力レベルはさま変わりすると期待します。反面、個人間格差がさらに大きく開くことを懸念する見方も。

しかし、この際、年齢に沿って同じように学力が向上するという日本独特の考えを改め、同年齢でも能力差があるという前提に立った新しい発想を取り入れ、パソコンの力を最大限生かしませんか。

他人との比較ではなく、どの児童生徒も着実に学力が増していくことこそが大切。国がしないなら、大竹市教育委員会でやってみませんか。

法務局の土地の公図の精度を高める具体的手法についての提案

所有地の地番が公図に記載されていない場合、それは所有者の責任ですか。それがあり得ないとすれば、公図訂正の負担を所有者に押しつけるのは理不尽です。行政は公図の訂正を望む地権者に対して、積極的に支援すべきだと思います。

法務局に対して、地図訂正を申し出る場合、所有者が不動産登記規則に基づいて申請する方法と、市が地方税法第381条に基づいて申請する方法の2つがありますが、どう違うと解釈していますか。近隣地権者の同意がある場合などは、地方税法を使って市が申請するほうが簡単ではないでしょうか。

4

4番 小中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

中学生のオンライン学習開始について問う

新年度から1人1台配備済みの端末を自宅に持ち帰ってもらい、オンライン学習を開始することになっているようですが、配備されてからの児童生徒の習熟度についてはどのように評価されていますか。また、オンライン学習においては、教科学習など、どのような方向を目指していますか。

先行自治体においては、メールやチャットなどの機能制限の設定で使いにくいという声もありますが、どのように対応されますか。

通信環境未整備の世帯にはWi-Fiルーターを貸し出し、契約料・通信料は保護者負担としており、就学援助世帯については通信費を一部援助としています。一部とはどのくらいでしょうか。全額援助することはできないでしょうか。

ICT支援員の配置について問う

端末の授業での活用を円滑にするため、ICT支援員の配置が予定されていますが、端末が1人1台配備されてから教員の方は実際に使用してみてどのような不便、または

課題を感じておられますか。

また、何人をどのように配置しますか。常駐か、それともALTのように巡回となりますか。さらに支援員も位置づけはどのようなものになりますか。

5

2番 藤川和弘議員

質問方式：一問一答

阿多田島「海の家あたた」について

施設利用者を増やすために、民間のノウハウを取り入れてはどうか。例えば、指定管理や、将来的には民間売却を視野に入れてはいかがでしょうか。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、山崎年一議員、14番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和3年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和3年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和3年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和3年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第1号令和3年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取らず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、児玉朋也議員。

〔12番 児玉朋也議員 登壇〕

○12番（児玉朋也） おはようございます。トップバッターを務めます、新和会の児玉です。2問質問いたします。よろしく願いいたします。

まず、新入学1年生にランドセル支給を検討してはどうでしょうか。

暮らしや環境の問題を解決しながら、豊かで幸せな未来を続けられる世界を目指して、SDGs、持続可能な開発、17の目標を掲げ、この中の17の目標のうち1番が、貧困をなくそうです。世界のあらゆる貧困をなくすこととしています。

貧困の定義には、絶対的貧困と相対的貧困とがあり、絶対的貧困とは、生きていく上で必要最低限の生活ができない極度の貧困飢餓や、医療を受けられない状況を指し、相対的貧困は、ある地域社会の中で、大多数の生活レベルよりも経済的に貧しい状態の貧困を言います。暮らす地域での平均的生活を送る上で必要とされる所得の半分に満たない所得ラインが、相対的貧困です。

貧困は連鎖する。SDGsの1番、貧困をなくそうを掲げているゆえんだと思います。この連鎖の悪循環を断ち切る手段として効果的だと思われるのが、教育とも言われております。厚生労働省の2018年報告では、日本の子供の貧困率は13.7%、7人に1人の子供が貧困状態に陥っているとのことでした。

貧困から抜け出す手段として、生活保護対策があると思われます。我が国の生活保護対象者の中で、実際にその制度を利用して受給しているいわゆる捕捉率は、極めて低いそうです。理由として、何とか切り詰めれば生活ができるので、そもそも対象者でないと判断したり、自動車や持家があったりして、困窮しているにもかかわらず申請ができなかったり、生活保護受給にマイナスイメージがあったりして、敬遠しがちなことで、捕捉率が低くなっているのではないかとされています。生活保護制度が全ての貧困をカバーし切れていない現状があると思います。

本市では、貧困率に対してどのように推測されていますでしょうか。生活保護捕捉率や子供の貧困率などは、正確な現状を把握することは難しいと思います。捕捉率を高くしたり、貧困率を低くしたり、貧困対策への取り組みがあればお聞かせください。

貧困は連鎖する。この連鎖の悪循環を断ち切る手段として効果的だと言われるものが、教育とも言われています。令和3年度就学援助のお知らせとして、大竹市は学用品費や学校給食費など、学校に係る費用を対象に援助が行われています。新入学児童生徒学用品費等として、小学生5万1,060円、中学生6万円の援助金が支給されます。

入学時に必要とされる制服、体操服のほかに、小学校入学時にはランドセルを準備する必要があります。少子化の影響から、昨今ランドセル商戦は、年々早期傾向にあり、かばん業界は、新入学生が入学したら、すぐに来年度のランドセル商戦が始まるそうです。私の経験から言えば、8月のお盆頃に購入に行っても、売れ筋商品は12月、あるいは1月の入荷待ちが当たり前で、色も金額もピンからキリまで、毎回驚かされております。

新入学児童生徒学用品費等の小学生5万1,060円支給の中で、ランドセルを購入するとしたら、約半分かそれ以上の額が必要になります。茨城県日立市では、昭和50年、1975年から日立市に小学校に入学新1年生に、ランドセルの支給を続けているそうです。ほかの市町にもそうした支給を行っているところがあるそうですが、大竹市として同じような意味合いで新入学1年生にランドセルを支給、検討してみたいかかでしょうか。

毎年新入学1年生は、平均190人から200人みたいですが、ランドセル平均価格を設定す

ることは価格が幅広くて困難ですが、まとめて購入してみんなが同じランドセルなら、予算としては捻出できなくもないと思います。ふるさと納税やクラウドファンディングなど、財源確保の手段もあると思います。子供は大竹市民の宝です。前向きにお願いしたいと思います。

就学援助認定者の小学校、中学校の比率を、今年度、昨年度について伺いたいと思います。

また先ほどの令和3年度就学援助制度のお知らせの中で、少し気になった点がありますので、併せてお伺いいたします。支給の援助対象者となる理由として、経済的に就学が困難であることの証明書として、令和2年分源泉徴収票の写し、令和2年分確定申告書の写し、世帯で所得のある方全員分が必要です。

源泉徴収票、確定申告書の写しとありますが、援助費の申請受付期間は令和3年1月4日から令和3年2月5日です。令和2年分確定申告受付は2月16日からですので、そもそも令和2年分の確定申告書の写しを提出することに疑問を持ちます。そのことについてお聞かせください。

令和3年2月5日までに申請書を提出し、認定になった場合、新入学児童生徒学用品費等を入学前の令和3年3月中旬頃に支給し、2月6日以降は入学後の支給となります。せめて就学援助の申請締切を、確定申告受付日以降にはできなかったのでしょうか。

申請の締切が手続上無理があるなら、新入学児童に限った所得証明、あるいは締切日を確定申告後にするなどは駄目だったのでしょうか。申請受付期限についてお聞かせください。

注意書きに、証明書類の提出が難しい場合はお問い合わせくださいとありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入状況が令和2年度に著しく減少した世帯で、問い合わせる人はよいですが、証明書類の提出要件を見た時点で、申請が困難であると自分自身が判断して諦めてしまう保護者もいると思います。

生活保護世帯は、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員の皆さんとのつながりは比較的ありますが、その生活保護段階でないぎりぎりの生活を送っている世帯は、情報が不足しています。この世帯への支援をどのようにお考えでしょうか。

現金が足りないために、小さなきっかけで少しの額を借りた結果、貧困の連鎖に陥る可能性もなきにしもあらずです。そんなほんの小さなきっかけを、行政の責任としてつくらせない仕組みをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1問目を終わります。答弁よろしくお願いたします。

続いて、木造化への取り組み内容をお聞かせください。

かつて日本の建築のほとんどが木造で造られ、技術と人を育ててきました。しかし、先の大戦では、木造を中心とした日本の都市は、空爆などに対し防火機能に十分対応できず、甚大な被害を受け、戦後の復旧に向けて資材として国内の木材資源不足も相まって、1950年に制定された建築基準法では、木造建築を禁止・抑制する形となり、その後の学術研究、教育、設計、施行と、建築分野で木造離れとなりました。

地球規模で温暖化対策に取り組んでいる中で、日本は不名誉な化石賞を授与され、気候

変動への取り組みが他の国よりも低いと評価されました。

化石資源使用量を減らして、地球温暖化防止施策と持続可能社会に貢献できることとして、平成22年には公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行されています。国や地方公共団体は、これまで非木造化を進めてきた経緯があり、この法律はこれまでの姿勢を大きく転換して、低層の公共建築物にターゲットを絞り込み、積極的に木造化を図ることとしました。

これを受けて、私は以前木造利用の取り組みについて一般質問を行っております。私の取り組みへの問いに対して、回答は、木材利用推進の取り組みについて、公共建築物の建築に当たり、平成24年9月に大竹市公共建築物等木材利用促進方針を策定した方針に基づいて、大竹市木材利用促進会議を開催し、木造化、木質化について検討していくこととしており、市営住宅の整備や社会教育施設の改修などにおいても、当該方針を踏まえて、コスト面も考慮しながら、可能な範囲で検討します、でした。

最近、国が整備する低層の木造率は増加傾向にあります。増加した要因としては、職員の人材の育成強化が一つの要因とされます。なぜ木造化を図るのに、人材の育成強化が必要となるのか。これまで自治体は、非木造を進めてきた傾向から、担当者の多くはRC造、S造を扱う経験は高く、木造の経験値が乏しいために、木造化にした場合の漠然とした割高感から、木造を敬遠しがちだと言われています。

経験値の高いRC造、S造は、費用・資材・工期等はある程度試算が容易ですが、経験値の乏しい木造の建築コストは、不透明感が強い傾向にあります。構造別の建築コスト、メンテナンス費用、解体費用、地元経済効果など、持続可能な社会貢献など、総合的に比較・検討できる人や、設計上の工夫や意匠の工夫、県産材利用補助金などで、木造建築コストを合理的に抑える知識を持った人材が必要となるのです。

発注元である自治体担当者の木造に対する正しい理解なしでは、木造化を推進することが難しいと言われています。木造建築に携わる市町の職員の方のスキルアップと、意識改革を目指しています。

令和2年10月改正の大竹市公共建築物等木造利用促進方針の中で、推進体制として、公共建築等における木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取組としていくため、産業振興課長を会長として、関係する課長等を構成員とする大竹市木材利用推進会議を設置するとあります。

大竹市木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報の収集・提供を行う。また、公共建築物整備計画企画・立案に当たっての留意事項として、公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討するとあります。

国の定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針は、平成29年に変更を行っています。これに沿った形で、広島県は広島県公共建築物等木造利用促進方針を平成31年4月に改正を行い、今まで以上に公共建築物へ木造化を推進しやすい判断基準を変更しております。

平成26年の建築基準法の改正で、旧基準では、2階建て以下で延べ面積1,000平方メー

トル以下の建築物から、3階建て以下で延べ面積3,000平方メートル以下の建築物へと、木造化の判断基準を変更しています。

技術開発の進展で、木造での準耐火構造建築も可能となりました。市町の役割として、木材の利用促進に向けた措置の実現情報を定期的に把握し、木材の利用促進に向けた課題について分析を行った上で、公共建築物における木材利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするように努めるものとする。

また、計画立案時には、耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物に比べ短いことから、木造建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理、更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要があると定めています。

お聞きします。過去5年間の大竹市が発注元の木造化対象の公共建築物において、RC造なりS造、木造など、最初に構造を立案していく過程は、どのようにして行われましたか。木材利用推進会議ではどのような協議をされ、その協議内容、結果は企画・立案に反映した事例はあったのでしょうか。また、公共建築物を整備するに当たり、企画・立案時点での検討及び木造化への取り組み内容をお聞かせください。

広島県における公共建築物の木造化率について、広島県農林水産局林業課によると、低層3階建て以下の平成30年度市町別建築主体別公共建築物の木造化率の状況では、市町が整備したものの木造化率は県全体で18.6%で、大竹市は木造化率0%とあります。大竹市の令和2年度実績見込み、令和3年度計画の木造化率についてお答えください。

大竹市において木造化になじまない、木造化を図ることが困難である明確な判断基準があるのでしょうか。その判断基準は国や県に準じた基準でしょうか。

おがたこども園建設工事、延べ床面積2,947.89平方メートル、鉄骨造地上2階建てについて、木材利用推進会議ではどのような協議をされ、その協議は企画・立案に反映したのでしょうか。おがたこども園建設工事の企画立案時点での検討及び、木造化への取り組み内容をお聞かせください。

県の促進方針では、木造化・木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合はその理由を整理するとしていますが、この点についてはいかがでしょうか。

平成28年度から30年間の公共施設の保有や維持管理、大規模改修、建替えなど、大竹市公共施設総合管理計画の中で提案・策定しております。将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現して、財政負担を軽減・平準化が目的です。

この中で、公共施設の更新費用の推計条件については、総務省の更新費用試算ソフトを参考として、建替え単価の記載があります。この建替え単価の構造の単価は、今の建築物の構造の単価に沿ったものでしょうか。今の建物はRC造やS造だが、木造化への推進を図る目的で、木造への構造変更を計画して試算された施設はございますか。

以上、2問、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 木材に関する深い見識から、専門的な知識を持って木材利用、特に公

共建築物等の木造化について、これまでも熱心に御質問をいただいております。引き続きましての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、児玉議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、新小学1年生へのランドセル支給のうち、教育に係るものについては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、子供の貧困率と貧困対策への取り組みについてでございます。平成29年に、広島県が県内全市町と連携して実施した、子供の生活に関する実態調査では、低所得、家計の逼迫、子供の体験や所有物の欠如のいずれか1つ以上に該当する生活困難層にあると思われる家庭は、小学5年生では25.7%、中学2年生では27.8%となっています。この結果は、広島県全体の数値ではありますが、本市においても同様の傾向にあると考えております。

本市における貧困対策の主な取り組みとしては、児童扶養手当の拡充、生活保護世帯の子供への大学進学準備給付金の支給、生活困窮者自立支援事業などの、生活支援・経済支援があります。そして、生活困窮家庭の保護者への就労支援や、幼児教育、保育の段階的無償化といった、教育支援も実施しています。

市の取り組みのほかにも、NPO法人による子供食堂などの生活支援、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会による学習支援、NPO法人が開設した自立援助ホームでの家庭復帰支援や社会的自立支援など、様々な支援活動が行われています。

全ての子供が希望を持って成長していける社会の実現を目指して、世代を超えて貧困が連鎖しないよう、事業の拡充・充実を検討し、国や県の補助金などを活用しながら、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、2点目の公共建築物の木造化への取り組みについてでございます。

我が国は、国土の多くを森林が占めており、水源の涵養や土砂の流出防止など、様々な機能を有する一方で、木材の需要や価格の低迷などにより林業が衰退し、人工林の維持・保全が難しくなり、森林の機能が十分に発揮できない状況となっています。

このような中、公共建築物などにおける木材の利用を促進するため、平成24年に大竹市公共建築物等木材利用促進方針を策定し、昨年10月には国及び県の方針の改正を踏まえて、一部改正を行ったところでございます。

この方針では、公共建築物などにおける木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取り組みとしていくため、大竹市木材利用推進会議を設置して、公共建築物の木造化などの協議や情報の収集・提供を行うこととしております。

しかし、現状としては、公共建築物を計画する際は、主務課及び設計担当課が、木材の利用も含めて協議・検討しながら構造を決定しており、推進会議の開催には至っておりません。

本市の木造率については、令和2年度に完成し、または工事中の公共建築物は3件ありますが、木造建築物ではなく、木造率はゼロとなります。また、令和3年度以降に木造化を計画している公共建築物は、現在のところございません。

なお、公共建築物の木造化の判断基準については、国や県と同様に、法令に基づく基準において耐火建築物とすること、または主要構造部を耐火構造とすることが求められてい

ない低層の公共建築物において、木造化を促進することとしております。

ただし、災害時の活動拠点など、当該建築物に求められる機能などの観点から、木造化になじまない、または木造化が困難であると判断される施設については、木造化の促進対象としていません。

(仮称) おがたこども園においては、基本設計の中で構造について協議・検討し、耐久性、耐震性、耐火性、計画性、防音性、施工・工期などの観点や、防衛関連の補助金を受けることによる制限から、総合的に判断して鉄骨造としております。

こうした木造化などが困難な理由につきましては、県がその利用促進方針に基づき整理することとしており、本市も毎年度県に報告をしております。

また、大竹市公共施設等総合管理計画では、総務省の更新費用試算ソフトを参考に建て替え単価を設定していますが、計画策定時の平成28年の試算ソフトを用いています。

なお、総務省の更新費用試算ソフトの建替え単価には、構造種別による違いがないため、構造の変更を計画して、試算した施設はありません。

木造の利用の促進は森林の適正な整備につながり、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも寄与することが期待されます。公共建築物の整備については、大竹市公共建築物等木材利用促進方針を踏まえ、施設の目的、機能、効果、財源などを勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上で、児玉議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、児玉議員の新小学1年生へのランドセル支給についての御質問にお答えをいたします。

入学時には多くの物品の購入が必要であり、保護者の経済的負担の軽減、入学のお祝いとして、新小学1年生に対しランドセルの支給、またはランドセル購入費の支給を行うことは、保護者の方には大いに喜ばれることだろうと思われまます。厳しい財政状況の中、御提案いただきましたふるさと納税やクラウドファンディングの活用と合わせて、保護者の経済的負担の軽減、中学生も含めた入学のお祝いのために、できることやすべきことをしっかりと検討をしたいと考えております。

次に、就学援助認定者の比率ですが、昨年度は小学校18.7%、中学校18.8%でした。今年度は3月1日時点で、小学校18.7%、中学校20.4%となっております。

この就学援助の認定に当たっては、経済的に就学が困難であることの証明書類として、前々年分の所得証明を提出してもらう市町が多いのですが、本市では、現在の経済状況に近いもののほうが、より実態に即した審査ができると考え、前年分、つまり令和3年度認定においては、令和2年分の所得証明の提出を求めています。

就学援助の申請の締め切りを2月上旬としている理由としては、毎年申請者が多数おり、認定作業に時間を要することが挙げられます。また、新入学児童生徒がいる世帯は、3月は特に出費がかさむ時期だと思われまます。新入学児童生徒学用品費を3月中旬頃に支給するためには、2月末には認定者を確定させる必要がございます。多くの世帯にできる限り

早く支給するため、一つの区切りとして、2月上旬を締め切りとしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、締め切り以降の申請も随時受け付けております。4月末までに申請があった場合は、新入学児童生徒用学用品費の支給も行っております。就学援助制度のお知らせには、2月上旬の締め切りまでに証明書類の提出が難しい場合は、教育委員会へお問い合わせをいただくよう記載もしております。

ただ、問い合わせづらい御家庭もあるかと思っておりますので、締め切りまでに証明書類が用意できない場合は、締め切り以降も提出ができることが伝わるよう、記載を工夫したいと考えております。

就学援助制度の周知についてでございます。

12月に来年度の申請書類一式を、全校児童生徒に配付をしております。小学校新入学児童には、同じタイミングで郵送をいたしました。併せて市広報1月号で、制度の周知をしております。令和2年度は再周知として、11月に申請書一式を、全校児童生徒に配付をいたしましたところ、数件申請が提出をされております。来年度からは周知回数をさらに増やし、5月、9月、12月に全校児童生徒に周知をする予定としております。市ホームページにも掲載をしており、申請書類をダウンロードをすることもできます。

学校での周知といたしましては、年に8回程度の納金通知書及び未納者への未納通知書に、就学援助の案内の一文を添えております。また、入学説明会でも新入学保護者に説明するとともに、4月には就学援助に関するプリントを配付させていただいております。

今後も経済的理由によって就学困難な方に必要な援助を行うため、申請に漏れのないよう学校と連携をしながら、引き続き周知徹底に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、児玉議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） 御答弁ありがとうございました。

まず、1点目のランドセルのことなんですけれども、ランドセルか貧困率か、どちらか分からんような質問になったんですけど、貧困率に対して、多くの貧困対策をいただいているのは分かっております。小学生、中学生とも、小学5年生が25.7%、中学2年生が27.8%という答弁あったんですけど、これが他市町と比べて多いのか少ないのかというのは、私にも分かりません。対策をしていच्छやるということを今お聞きしまして、隙間のない対策のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長が今おっしゃったんですけど、私が一番気にかけておるのは、2月6日以降は入学後の支給ということなんです。やはり、みんな自分と同じ生活レベルではないです。それまでにランドセルは要るわけですからね。そこでやっぱりお金を借りてまでランドセルを買って、そのお金を借りたのが災いになって、どんどん貧困に陥っていくというような世帯もやっぱりあると思うんです。そういうものを救い出すためにも、やはりもう少し所得証明の、先ほど言いましたけど、締切日を確定申告後にするとか、何か証明書を出すとか、皆さん入学前に、一生懸命やっておられるのは分かるところなんですけど、皆さん入学前に援助金を出してあげるといふ方法を取っていただきたいと思うんです。よね。

それと「子どもの貧困」という著者の方が、あるインタビューの中で、貧困の解消に向けた私達にできる具体的な取り組みはありますかの問いに、周りの人はみんな自分と同程度の生活水準だと思いがちである、周りの人の生活は自分と同じとは限らないという意識を持つことが大事であると書いてあるんです。

ここにいらっしゃる方は皆さんそういう経験がないと思うので、そこのところをしっかりと肝に銘じて、そういう施策をしていただきたいと思います。コロナ禍で就労が困難になり、経済的に困窮して、普通の生活ができていない世帯など、想像力とネットワークを働かせて、もう少し検討していただきたいと思います。

ランドセルについて、本筋のほうに入りたいと思います。

いろいろランドセルのことで調べてみたんですけど、私が話を伺う中で、ランドセルより現金のほうがいいと言われる方もやっぱりおられるんです。ランドセルあげたらどうかなと思って聞いたときにね。それも一つの方法ですし、保護者への経済的負担の軽減という点では、それでも構わないと思います。貧困の中で、現金援助にすると、貧困の中ではやはり違う使い道をされるんじゃないかということもありまして、私はやはり大竹市が入学のお祝いという点で、現金ではなく現物支給のほうが、私は効果的だと思います。

新入学と同時に郷土愛も育まれますし、支給をしている市町では、共通のデザインのランドセルを支給することで同じ仲間意識と安心感を持つことができ、保護者からはランドセルを購入する費用がかかる中での贈呈なので助かったという声もある反面で、自由も利かなくなるのでとか、みんなと一緒にというのは嫌だという答えもあります。

いろんな支給方法があると思うんですね。私、少し考えてみました。全ての新小学1年生の家庭にランドセルを支給する。就学援助対象者の新小学1年生の家庭にランドセルを支給する。その場合は周囲に気づかれないように、いろいろな配慮を行わなければいけないと思うんですけどね。そして、希望者の新小学1年生の家庭にランドセルを支給する。全ての新小学1年生の家庭に現金を支給する。就学支援対象者に、現状に上乘せして新小学1年生の家庭に現金を支給する。また、発想を変えて、ランドセルでなくてもいいと、学校が。いろいろ軽減対策の方法はあると思うんです。

一度、アンケートをしてみたらどうなんでしょうか。私が思うのに、案外アンケートの調査で相対的貧困の状況が浮き彫りになるかもしれませんし。学用品の中でも特に高く、困窮している家庭のことを考えて、調査なり今言ったことを検討していただける考えはないでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 御質問ありがとうございます。

日立市のようなランドセルの贈呈ということを事例に、御意見をいただいております。

先ほど教育長の答弁にありましたように、保護者の経済的な負担の軽減、それから入学のお祝いという意味で、ランドセルに限らずいろんな方法があるとは思いますが、今いろいろと御提案をいただきました。

まず、日立市の場合、いろいろ日立市にも聞いてみたんですけども、やはり色も先ほどありました赤、黒の2種類で自由に選べますよということですが、やっぱりそれもいろ

いろ御意見があったり、それから実際に支給しているものは8,500円プラス消費税のもので、この辺ではなかなか見られない直方体の、マチが10センチメートル、高さ34センチメートル、幅25センチメートルというようなことで、いろいろあります。

ただ、その始める思いが、オイルショック、そういった背景があつて何かを始めたというものの一つだろうと思います。他の自治体でも、ひょっとしたらランドセル以外の何かをしているかも分からないということで、我々も何かやるのであれば、強い思いとか自信を持ってやりたいと考えております。

今御提案をいただきました希望者に支給するとか、就学援助者とか、あるいは現金とかいうことで、その前提としてアンケートをとということですけれども、アンケートをすること自体も十分に検討させていただいて、また、考えていきたいと思ひます。

日立の事例、いろいろ聞いたり調べたりする中で、クリアしなければいけない課題等もありますので、どちらにしろ思いとしては、児玉議員が言われるように、保護者の経済的負担と入学のお祝いのために一体何ができるのかということところで、できること、できないことありますけれども、できることについてもすべきこと、すべきでないことというものもあるかも分かりませんので、そのあたりも総合的に判断をしていきたいと考えております。

それから、その前段で、就学援助の支給についてということがありましたので、少しお答えをさせていただきますと、できるだけ早く認定をして決めたいという思いがこちらもありまして、入学前支給も数年前に始まりましたので、そのあたりも少し急いで、かつ確実に正確に漏れなくやっていくということで、できるだけ早く出していただきたいという思いがあります。

書き方が、できるだけ早く出していただいて、当然4月末までに出していただいたら、新入学学用品費等の支給額については間に合いますので、そのあたりのことも含めて、できるだけ分かりやすく、万が一間に合わなくても大丈夫ですよというような意味合いを込めて、そのあたりの記載は、とりあえず改善していこうかとは考えております。また、今御意見いただきましたので、それも併せて検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろとありがとうございます。

議員が言われたように、教育の果たす役割というのはとても重要だと考えております。私ども教育に関わる者として、やはり子供たち1人1人にしっかりと学力、生きていく力をつけていくこと、まずはこのあたりをしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

そして、経済的支援について、これについても1人1人の子供が幸せな将来、生活が送れるよう、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） いろいろと答弁ありがとうございます。

早くするというようなお答えでしたが、こういう言い方したらいけないんですけど、お金がないんです。立て替えたくないんです、要するに。4月に入ったら、もう立て替えないといけんわけです。それがないように3月の中旬ぐらいまでには、もう用品を買う前に、どうにかそういうランドセルなり、制服なり買うのを援助する現金を渡してあげたいというのが、私の考えということです。

買う前に、一生懸命に早くして4月には、というのではなく、立て替えをさせないように頑張っていたきたい。そのように思います。

それとランドセルなんですけれども、日立市と同じものを使えというのではないですよ。いいものを買ってあげりゃいいですよ、2万5,000円でも3万円でも。大竹市で200名としても、200名で3万円としても、たった600万円じゃないですか。補正組んでやってあげればええじゃないですか、そしたらみんな喜ぶ。これは保護者の方が喜んだんですよ、そういう思いであります。

茨城県日立市では40年以上も続いているということは、45年続いとるんですかね、やはりこの施策が市民、保護者から支持されておるといことだろうと思う。支持されてなければ、45年も続くわけないんですから。そういうところもよく考えて、考えてくださいとか私は言えませんが、と思います。

それと市長、6年間も大竹市が進呈したものを、子供が掲げて学校に通うんですよ。それは子供は、今は感謝しないかもしれませんが、10年、20年たって、大竹市、わしらそういうや親から聞いたけど、ランドセルってあれは大竹市が贈呈してくれたものだったよの、ええまちだったよということを書いて、それでここで今種をまいとくと、悪い言い方かもしれんけど、種をまいとくと、やはり実がなるんですよ。実がなるということは、ふるさと納税ということにつながるんです。

世話になった大竹市だからふるさと納税をしようとか、今後、30代ぐらいになってどこに住むかと思ったときに、やはりあそこいいまちだったよね、子供の頃にそういうことしてくれたよねというような、子供の頃はすごく心に残りますからね。そののころをよく考えて、今後、していただきたいと思います。これは、要望になるんですけど何かあったらお願いします。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） まず、就学援助費なんですけれども、2月6日以降の申請については、新入学用品費の支給は4月ではなく、間に合う限り追加で認定しております。3月1日付けで認定しまして、3月中旬には支給ができるようにしております。3月に入ってから申請分は4月になってすぐ支給という形で、できるだけ早く支給ができるようにはしております。

ランドセルにつきましては、やはり予算600万円、今例えばということでは言われましたけれども、600万円とはいえ予算が伴いますので、やはり内部で慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

2問目行きます。木造率0%、令和3年度の木造化の予定もないということで、木造化への心が伝わらない、感じられないということの一言に尽きるんですけども、県も国も木材推進をしておりますので、やはり大竹市のほうも、だんだんとしていかななくてはならないと思います。

少し聞きますが、（仮称）おがたこども園の企画立案時の木造へのお話って、少しだけ聞かれたんですけど、もう耐火建築物であるから、はなから木造化は駄目だと判断したのか、それとも耐火建築物であっても、どうにか木造化にしようと思うような話はなかったのかというのが、聞きたいんです。

今ここに、大竹市公共建築物等木材利用促進方針の中に、主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性に関する技術開発の推進や木造化に関するコストの面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。と書いてあるんですよ。だから、耐火建築物でも木造化を図るよう努めるものとするとして書いてあるんですが、これはどういう意味で書いてあるのか、そこのところを教えてくださいたいと思います。

それと、（仮称）おがたこども園や、御園集会所もあるんですけども、大竹市木造利用推進会議って何名ぐらいで、どのような構成メンバーで、どのタイミングで行われるんですかね。どの時点で構造を、一番最初に決定するんでしょうか。そこを、分かれば。これはヒアリングでしなかったもので、大竹市木造利用推進会議のところ、分かればいいので、お願いします。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） （仮称）おがたこども園の木造化への取り組みに関して、鉄骨造を採用しているところがございますが、これを採用したのが、この事業に当たっては、防衛省の防音対策工事の補助事業を活用させていただいております。その観点で、防音性能をクリアしないといけないということがございました。その観点で防音確保、設定しておりますので、防音性能を確保するために鉄骨造ということにしております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 木材利用推進会議の実施のタイミングということでございますが、先ほど市長の答弁でもありましたように、今まで開催に至ってはおりません。国・県からの情報も共有しておりますけれども、それらを各課に通知して、研修や知見を深めて、どういったタイミングでやるかということも含めて、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） すみません、市長が答弁されとっただけですね。

この木材推進方針の中にこれだけのことが書いてあって、まだ大竹市木材利用推進会議

を開いてないというのが、私は何というか、もうびっくりしただけです。今後は、このように国とかにこういう方針があるんですから、やはりこの方針に従って、公共建築物を建てる場合には木造化をしようということがありますので、しっかりこういう方針のもと、協議や会議をしていただきたいと思います。

それと、1つお話ししておきます。よく木材利用推進ということで、木質化した、小学校を建てたときも、なぜ木造にしないのかといったときに、木質化を十分しているから大丈夫だというようなお話をされたんですよ。木質化は木材の需要拡大ではありませんからね。そこを、大竹市木材利用推進会議の会長は産業振興課長なんですが、そこへよく言っってください。

拡大とはなんののです、木質化では。まず、木造を検討して、その後、木造にふさわしくない建物であると判断された場合に木質化をするべきで、木質とした場合の建築工期、基礎工事代金、維持管理費、解体費用等を比べたら、RC造と一緒になんですよ、木質化は。あくまでも木造にふさわしい建物に限って、木質化は有効だと思っておりますので、そのところを産業振興課長のほうによく言っただけだと思います。

木材の利用を促進することは、財政面で考えると建築コストの削減、維持管理の解体費、廃棄費の低減、地域経済の活性化、環境面から地球温暖化の防止、循環型社会の形成等、将来の世代に過大な負担を残さないことにつながります。

御存じかどうか知りませんが、住友林業が2041年に木造の超高層ビル建設構想を発表しました。高さ350メートル、東京タワーより高い、地上70階建ての計画です。欧米でも木造ビル建築が実現したり、80階建て木造高層ビル構想など、地球温暖化防止対策の取り組みとして、世界的にも木造の推進は重視されています。

木造化に対する新たな可能性を掘り起こし推進することは、次の世代の財政面や環境面での負担軽減だと、誰しもが理解していることだと思いますが、大竹市の木造が進まないのはなぜでしょうかね。

森林の公益機能の維持拡大を目的として、山間部では森林整備の促進、都市部では木材の利用・活用、普及啓発を行うために、2019年4月より森林環境税及び森林環境譲与税が施行されております。

2024年4月からは、国内に住所を有する個人から1人当たり年間1,000円を徴収し、600億円ぐらいになるそうなんですけど、住民は森林環境税を納めて、市・町は森林環境譲与税で、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及活動をしていくこととなります。

木造を推進して木材の需要を今以上に増加するような仕組みを大竹市としてつくって、時代に取り遅れないように進めていってほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 森林環境譲与税の関係につきましては、大竹市としまして、大竹市の森林を木材にして、大竹市の木造建築に当たるといことは、なかなか難しいものだと考えております。ですが、森林の保全をするという意味で森林環境譲与税を活用し、今後の整備をしていくという方針を、市として立てております。

そちらのほうで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） ありがとうございます。よその市町に乗り遅れないように、大竹市が化石化しないように、しっかりいろんな情報を取った上で、大竹市をよいまちにしていっていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○議長（細川雅子） 続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねの山本でございます。

本定例会で、私は項目的には、大きくは3項目の質問をさせていただきます。市長を初め、担当職員の皆さんの簡明なる御答弁をよろしくお願いをいたします。

最初に、核兵器廃絶禁止条約、また、この条約が、令和3年1月22日に発効をいたしました。加盟国が50か国を超えて、これからも批准をされる国が増えるであろうという期待と、また、国際的に見れば、大きな世論がさらに盛り上がり、近い将来名実ともに核兵器の禁止が実現するだろうと私自身は期待を持っております。

そこで、核兵器廃絶禁止条約の発効に伴って、大竹市も日本全国の自治体が加盟する平和首長会議に加盟している一員でございます。この平和首長会議におきましても、不断に核兵器廃絶、そのことに取り組もうということが趣旨としては掲げられております。各自治体における取り組みも、可能な限り日常不断に取り組もうということがうたわれております。

こうしたことを踏まえて、大竹市として、また、市長としての取り組みなり思いなりを聞かせていただきたいと思います。

それで、この核兵器廃絶の国際世論が大きく高まりまして、日本が派遣をしております国連の中満泉軍縮担当上級代表。この方のコメントが新聞紙上で紹介をされておりますが、そのことを少し時間をいただいて、紹介をさせていただきたいと思います。

核兵器禁止条約には核実験の犠牲者支援条項があり、核実験による被害を受けた当事者にとって、歓迎すべき進展でございます。この条約は、人間を中心とした核軍縮へのアプローチにとって、大きな前進です。今年発効したことは、核軍縮とその目標を、多国間主義に基づいて追及する、強い決意を表しております。多くの国と市民団体の努力にもかかわらず、核の脅威は依然として受け入れがたいほど高い水準にあるのが現状でございます。この増大する核のリスクを排除する唯一の方法は、核兵器を廃絶することです。核兵器保有国には核軍縮をリードする義務がある一方、全ての国に核軍縮を追求する責任があります。全ての国が平和な未来を築くために、世界の若者を含めた市民社会の専門的知識と積極的な行動に支えられなければなりません。核兵器のない世界は実現可能です。そのためには立場の違いを超え、力を合わせ、平和で安全な世界を実現できるという展望に立つての行動を、不断に取ることでないでしょうか。

というメッセージといたしますか、コメントを発表されております。そこで、今核軍縮、

核兵器の廃絶を巡る論点の大きな問題の1つに、核による戦争、いわゆる核兵器につながる、そういう事態を招かない、そういう事態を抑止する、そのために核兵器が必要だという、核抑止論ですね。これが今でも、日本の政権を担当してこられた政党を中心にした、政治責任を持つ機関の障害物となっているのが現状だというふうに、問題提起がなされておるのも、深刻な問題ではないでしょうか。

私は核兵器の非人道性の批判と、核抑止への依存は両立しない、こういう見地に立った。これからの取り組みをぜひ市民の願いと共有されて、大竹市としても、市長としても、その取り組みを進めていただきたいと思います。

大竹市も、直爆、あるいは77年前に、広島に軍や行政によって駆り出された家屋の解体作業のために亡くなった人を含めれば、650人を超える犠牲者を出しております。また今日、今なお市内で当時学生であったり、また、解体作業に参加されて命からがら大竹市にたどり着いた被爆者の皆さんも、日常的にはいつ貧血を起こし、原爆による後遺症が体をむしばみ、命を奪うのではないかという不安に駆られながら生きておられる方もたくさんおられます。

大竹市でもようやく被爆者の団体が、核兵器廃絶のためのヒバクシャ国際署名に取り組むということまで始めておられます。これまで私の、機会を得ての質問をさせていただいた趣旨を理解をいただいて、大竹市も一時期公共施設やこの本庁の玄関通りに、核兵器廃絶を願う被爆者の国際署名の名簿を置かせていただいて、多くの方がこの署名に賛同されて、協力をされたという経緯もございます。

こうした被爆者の絶え間ない運動と国際世論の盛り上がりの中で、先ほど申し上げましたような核兵器廃絶の国際条約が発効したわけですから、これまでの成果をさらに発展させようという思いを、ぜひ具体的な取り組みに反映をしていただきたいと思いますという思いで質問をさせていただいておりますので、御答弁のほうよろしく願いをいたします。

それから2つ目の、老朽施設の点検整備・更新に関する項目について、具体的な施設なり箇所なり含めて、質問をさせていただきます。

今大竹市には、市を初め県や国が管理する橋梁等、たくさんの施設があると思うんですね。この施設の耐震性、強度の問題、老朽化して補修しなければならない、こういうことを日常的に各機関はお持ちなんです、大竹市もおやりになっておると思うんですが、この大竹市が管理する橋梁ですね。これは数にしてどれぐらいありますか。

それで、老朽化が激しいとか耐震性に欠けるのではないかということも日常的に目配りをされて、点検をされておると思うんですが、そういう実態について、市としては把握をされているのでしょうか。

また、必要な手当が、計画的に年次ごとに、予算措置を含めた内容で、その計画をお持ちなのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それで、私が最近具体的な、地域の皆さんが心配されている橋梁について伺った話を、この場で紹介させていただきたいと思うんですが、嵐谷というところで今、メガソーラーの開発事業をやっておることは御承知だと思うんですね。その現場に行くためには、登里橋という橋を、玖島川にかかるとるんですが、渡らなければいけないんですね。それで最

近、嵐谷のメガソーラーの工事状況というのは、許可要件に反しておやりになったために、土砂が玖島川に洲になるほど堆積をしている。今は道路に流れ込んだ土砂は取り除かれておりますけれども、こういう土砂や機材を、登里橋という橋を渡らなければ、運搬できないんですね。

ところがこの登里橋というのは、私の聞くところでは40年近く、それを超えるかも分かりませんねという話でしたが、かなり古い橋で、これまでにこの橋が耐久性があるのか、耐震性があるのかということ点を点検されて、橋の補強工事なり往来するダンプ等の積載量の制限など、具体的な措置が取られておるのかどうかということを心配されております。

そこで伺いますのですが、今一つの例を挙げましたが、こうした橋梁が、市内には直接市が管理するもの、国・県が管理するものとあろうかと思うのですが、どのように把握をされておるのか伺いをいたしますので、よろしくお願いをします。

それから、これも関連するのですが、3番目の質問項目として、交通安全対策について幾つか伺ってみたいと思います。

1つは歩行者の安全対策ということが今厳しく言われておりますが、路面標示の整備。この路面標示というのも、市内全域にわたれば相当な数があるかと思うのですが、どこまでこの路面標示の整備更新に当たっての作業が進められ、そのことに関して、市としての取り組みはどのようにされておるのか。

それからバス停付近の安全対策のほうも、歩行者の安全性優先という立場からの周辺整備を行うべきだということが、歩行者のほうでも、県や自治体に対する指導もあったように聞いておるのですが、大竹市の場合今、民間のバスは走っておりませんから、こいこいバスが主要な走行、市道の安全対策として考える場合には、重要な対象になるかと思うのですが、このことに対しては、市としてはどのようにお考えなのか。

それから、歩車分離式の交差点ですね。これは大竹市内に今、小方橋北詰、それから小方ヶ丘南、それから小方ヶ丘北。この3カ所に歩車分離の信号機が設置をされております。あの地域に3つあるというのは、私は小方ヶ丘に小中学校が建設をされて、児童生徒が通学路に利用している道路だから、まず、児童生徒の安全確保という視点から、設置をされたと理解をしております。

そういう視点で見れば、大竹駅、大竹小学校・大竹中学校、あるいは大竹高校、さらには幼稚園。こういった教育機関等が存在する周辺の交通事情、交差点の実態は、今設置をされている3カ所の歩車分離の信号機のある地域よりか、はるかに危険度の高い、交通量の多い、そういう地域として、誰もが現状認識ができる状況にあります。

ところがそういうところには、何ら手が加えられない。歩車分離方式の信号機設置の基準は、担当される皆さんのほうでは、どのように理解をされておるのか。その基準になるものを明示できれば、この場でお聞かせを願いたいと思います。

それから路面補修の問題ですね。私も車に乗って移動する機会がありますが、非常に路面が悪い。特に生活道に関しましては、なかなか手が回らない。しかも簡易舗装ですから、すぐ路面が剥離をして穴ぼこになる、水がたまるという箇所が、随分と見受けられます。こういうことへの補修ですね。ほっとけばこれは事故を起こす原因にもなるわけですから。

そういったことにならないように、路面補修の問題というのは大事な、担当課のほうとすれば、仕事になろうかと思うんですが、そこのところはどうでしょうか。

特に最近私が地元の皆さんから要望として聞いている、大迫谷尻線ですか、これは資料です。そういう声を聞いて、実際私もこの路線を走ってみました。

私が数えた範囲では、5センチも7センチも舗装が剥離して、穴ぼこになって水が溜まっているというところも含めて、簡易な補修でもいいから、事故がないようにしたらどうかということ、私が見た範囲では20カ所ありました。こういうのもひとつ、できる限り早期に手を打って、事故がないようにして安全を確保してもらいたいと思いますが、この路面補修についてもどのような取り組みをされておるのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから車道の標識ですね。特にスピード制限を示す、30キロとか40キロとか50キロとかという標識が、市内大抵の路線に掲示されておりますが、この車両のスピード制限に関わる問題で一つ心得ておきたいんですが、大竹市内の都市計画街路と言われるこの道路は、両側に歩道がちゃんとあって、車道の幅員もしっかり取られておると。これは都市計画街路ですから、その規格に合うような道路の建設はされたわけですが、そういうところでもスピードが40キロに制限されている。

ところが、歩道もなければ車道の幅員も狭いところでも、スピードは40キロと。同じような標識が、いまだに変えられていない。大竹市にも警察はあるし、公安委員会との連絡もできようし、また、交通安全対策協議会なるものも設置されている。こういう機関がこういう現状について、どのような認識をされておるのか。とりわけその現場に足を運び、その地域の皆さんとの接点をお持ちの担当課のほうでは、どのようにお考えなのか。

私が指摘している路線が、一番事故が多いところなんです。人身事故もありますし、車両の接触事故も多いところなんです。それでも40キロというスピード制限は、そのままになっている。

交通安全対策をひとつ、これから強めて、歩行者を初め生徒児童、市民が安心できるような対策の充実に一層取り組んでいただきたいということをお願いをして、登壇しての質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） けがをされて、登壇されての御質問をいただきまして、ありがとうございます。

広島・長崎への原爆投下から、昨年8月で75年を迎え、本年、核兵器禁止条約が発効されました。核兵器廃絶への大きな節目を迎える中での、山本議員の熱く真摯な思い、しっかりと受け止めさせていただきました。また、市民の安全に関わる道路、橋梁、交通環境への細やかな視点での御質問にも、感謝申し上げます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、核兵器禁止条約の発効を受けての今後の市の取り組みについてでございます。本年1月22日に発効された核兵器禁止条約は、被爆者の苦しみと被害、核兵器廃絶

に向けて被爆者などが行ってきた努力などに言及しつつ、核兵器の開発・実験・使用などを禁止するとともに、定められた期限までに核兵器を廃棄することを前提とした核保有国の条約への加盟や、条約の運用について話し合う会議の開催、及び非加盟国などをオブザーバーとして招聘することなどを定めています。

現在、広島市が会長都市を務める平和首長会議では、日本政府に対し条約の早期締結を求める要請を行っています。また、条約発効の翌日には、広島・長崎・東京をオンラインでつなぐ記念行事「核なき世界へスタート！」において、広島市長、広島県知事、そして、被爆者代表による核兵器廃絶へのメッセージが発信されるなど、条約の意義を広め、加盟に向けた機運を高める取り組みが進められています。

本市では、昨年被爆から75年の節目の年を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、平和祈念式典や平和への思いなどの恒例行事を行うとともに、市広報やホームページでの積極的な発信に取り組みました。

原爆投下によって、地域義勇隊や動員学徒など、多くの市民が犠牲となった悲しい歴史を持つ本市の長として、核兵器廃絶そして、世界の恒久平和を願う気持ちは、山本議員と同じでございます。

被爆の実相を知る者が年々減り、核兵器の恐ろしさを自分ごととして捉えることがますます困難になりつつある中で、条約の発効を機に、いま一度平和の尊さを見つめ直し、関係機関との連携をより一層深めながら、県全体、日本全体で、核兵器の廃絶に向けた大きな流れをつくり上げていくことが重要と考えます。

新たな局面を迎えた核兵器廃絶への流れを確固たるものとするために、議員の皆様、市民の皆様のお思いや声とともに、強い意志を持って一歩一歩地道な取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の橋梁の点検・整備・更新についてでございます。

まず、橋梁の老朽化対策に関する取り組みの経緯から御説明します。平成24年12月2日に、中央自動車道上り線の笹子トンネルの崩落事故が発生し、これを機に道路の老朽化対策の本格的な取り組みが始まりました。その後、平成26年7月1日に、老朽化対策の実施に関する省令が施行され、橋梁については5年に1回の点検が義務づけられました。この点検は、橋梁の状態を肉眼で把握し、必要に応じて触診や打音検査ができる距離まで近づいて行う近接目視での実施が義務づけられており、本市においても平成26年度より実施しております。

この点検により、橋梁の健全度を4つの区分に分け、健全度の低い橋梁から補修を検討します。その際、重要度の高さによって補修を行う順番を定めています。こうした予防保全的な補修を行うことで、コストの削減と平準化を図りながら、橋梁施設の長寿命化に取り組んでいます。

次に、3点目の道路の交通安全対策についてです。

市内の道路の歩行者安全対策の一環として、消えかかった横断歩道の引き直しや、交通標識の更新が行われていますが、これらは、交通管理者である広島県警察が主体となって行っています。

道路管理者である市は、職員が横断歩道の消えかかっている箇所を発見した際や、市民の皆様から交通標識の危険箇所について通報があった際などに、速やかに警察に対して補修の要望を行っています。

広島県警察においても、限られた予算の中で優先順位を決めて補修を行っており、市からの全ての要望に対応できていないのが現状ですが、引き続き道路管理者として、しっかりと要望してまいります。

次に、バス停留所の安全対策についてです。

現在、市内にはこいこいバス、坂上線バス、大竹・栗谷線バスの3路線があります。昨年、国土交通省から、全国的に安全対策の必要なバス停留所を確認し、今後の対策を検討する目的で市に照会があり、市内のバス停留所の現地調査を行ったところです。

今後、安全上の優先度に応じたバス停留所の安全対策について、関係機関や地元と協議してまいります。

次に、歩車分離信号制御を行っている交差点についてです。

歩車分離信号制御は、所轄の警察署が地元の要望に基づき、交通状況を総合的に判断して行うもので、現在、市内では、小方学園の校区内にある交差点において、歩車分離信号制御が行われています。これは、大竹警察署、学校及びPTA、市の職員による通学路の合同点検での要望などをを受けて実施されることとなったものでございます。

他の校区などでの歩車分離信号制御の必要性については、こうした合同点検での要望などを基に、関係者間で協議されるものと思われまます。

次に、道路の陥没への対応についてです。

市内の道路の舗装の剥離については、市内の皆様からの通報のほかに、職員が、日々の業務の中で道路の状況を把握するように努めており、剥離を発見した場合は、可能な範囲でその場で修繕を行っています。また、職員で対応しきれない箇所は業者に依頼し、補修対応を行っています。

市が管理する全ての道路を定期的に点検することは難しい状況ですが、できる限り適切な維持管理を行い、安全な道路環境の維持に取り組んでまいります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員の2回目以降の質問ですが、体調不良のため自席で質問を行いたい旨、事前に申出がありましたので、これを許可いたします。

山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま市長から御答弁をいただきましたんですが、最初の核兵器廃絶の国際条約が発効したという、この現在の状況を踏まえたこれからの市の取り組みとして、具体的に市としての取り組みのありよう、また、市長としてこういうことを機会あるごとに提案もし、平和首長会議の一員としても、市民との思いを共有できる形での施策を実施したいというふうに、もう一度そこを答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 市としましては、被害を受けた多くの経験がある大竹市民の皆様方のお声を大切に、また、議員の皆さん方のお声を代表して、しっかりと日本政府に対して、

他市町と一緒に行動してまいりたいと考えています。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今年も8月6日、原爆死没者追悼・平和祈念式典を予定されていると思うんですが、これは実施されることになるんでしょうか。なるとすれば、被爆者協議会のほうも、ヒバクシャ国際署名に取り組んでこられておるわけだし、核兵器廃絶条約が発効したというこの年に、従来型の式典にやっぱりもう少し踏み込んで、要旨の内容なり、また新型コロナウイルスとの関係もどうなるか分かりませんが、そういう環境の状況も考慮しながら、ぜひ意義のある式典にしてもらいたいと思うんですが、それは今のところ検討はされておらんということですか。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） 昨年度は、先ほど言われましたように、コロナ禍によって子供たちの参加ができませんでした。令和3年度については、今のところ実施ということで計画はしております。その中で、大竹市原爆被爆者協議会、そのあたりともしっかりとこれから協議をし、連携をしてまいります。

現在は、山本議員が言われたようなことについては、初めて聞くお話ということで、考えてはおりませんが、今後協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） せっかく教育長からお話がありましたので、加えて教育長にお伺いするんですが、今年は平和教育の一環として、沖縄県との交流事業。これは予定の期日にはできなかったと、しないということでしたが、これはどうなりますか。

これは例年のように、平和教育の一環として沖縄と交流をしておりますよね。これはもう、今年中止にしたんですか。それとも新型コロナウイルスとの関係で、状況次第ではしかるべき時期におやりになるという含みもあるんですか、どうなんですかね。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） 現在、実施の状況では考えております。しかし、新型コロナウイルスの状況にもよりますし、相手がございますので、豊見城市との、これから協議に入るということでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 相手との合意が必要だということが前提になろうと思うんですがね。それはそれとして、市としてはもう全く諦めるとか、令和3年度はやらないということ結論づけておるわけではないと理解してよろしいですね。ありがとうございました。

それで市長、くどいようですが、今の原爆死没者追悼・平和祈念式典もさることながら、市民の皆さんも核兵器廃絶に向けての署名運動等に御苦勞なさっているということも含めて、特に核兵器廃絶のその運動がさらなる進展をしていくという方向での取り組みを、ぜひ実施してもらいたいという願いで質問していくんですが、核抑止論ですね。このことについては、市長自身としてどのような思い、御意見なんですかね。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 私の見解をというふうに、御質問がございました。

過去から歴史を学習してみますと、ちょうど大竹の製鉄所がなくなったように、ワシントン条約で軍縮会議が行われ、軍縮によって大竹の鉄の生産がなくなったという過去の歴史があります。短期間にそういう軍縮が成功しても、悲しいことにこの世界は、一度も長期間にわたって軍縮が成功したことはありません。これが人間の悲しさだと私は思っております。戦争の悲惨さ、そのことは本当に学習をし、次の世代に教えていかなければならない、これは私どもの義務だろうと思います。

本当にこの世界から戦争がなくなるのか。今の状況を見て、人間の愚かさを見たときに、私は常々、いつも申し上げております。大きな世界のことよりも、小さな自分自身を含めた身近なこと、そのことでいさかいをいかになくすか、そのことのほうが大切だと申し上げております。

戦争のきっかけとなる貧困、そして、主義主張の厳しさ。宗教ですら戦争を行います。そのことを反省をしながら、お互いが信頼し合い、尊敬し合い、1人1人を認めていく、そのことを努力し続けていくことこそが大切だと思っておりますので、大きな国のありようについて、国民皆さんで決めていくことであろうと思っておりますので、私1人の見識がどうであろうと大きな影響は与えない。

それでも一人一人が信頼し合い、認め合い、許し合えるこの世界をつくっていくということに努力をしていきたいと思っております。

○議長（細川雅子） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定いたしております。

山本議員の再質問から始めます。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。

一般質問及び総括質疑を続行します。

16番、山本議員の2問目の再質問から行います。

山本議員。

○16番（山本孝三） それでは2問目の、老朽施設の点検整備、更新についてという項目について、さらなるお伺いをするんですが、この特定をしての私の項目の中に、登里橋の橋梁のことに触れた質問をしましたが、これは5年に1回の点検をするということになると、向こう5年間は大丈夫だという判断をせざるを得ないということになるんですかね。登里橋を、向こう5年間は何もせんということですか。どうなんですか。

それでこの点検をする場合に、これは民間業者に業務委託するんですか、市がやるんで

すか。その辺のことについて、もう少し説明をお願いしたいんですが。

○副議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の後原にある登里橋のことですが、若干、いつできたかというのを説明させていただければと思います。

登里橋ができたのは1971年、約50年ぐらい経過しています。橋長、長さですが、25.8メートル、幅員的には4メートルという形になっています。

先ほど市長のほうからの答弁ありましたが、5年に1回ほど点検をさせていただいています。登里橋については、点検をしたのは今年度、前回は平成27年度に1回点検して、その後、5年後の今年度、令和2年に点検を行っています。

今、山本議員が言われた、点検に伴って区分分けを、健全度を判定をさせていただいています。区分については4つの区分となっていて、1が健全であると、2が予防保全段階という判断と、3番目が早期の措置段階という、そして、4番目が緊急措置段階で、その橋自体はもう危ないという形で、通行止めやら橋の架け替えという形になります。

この登里橋については、過去、本年度も点検をしていますが、判定区分としては2の段階で、予防保全段階となっています。

あと5年ごとに、周期に点検を実施していますが、その間でもし何か異常があれば、その都度補修をするように対応したいと思っています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで今、嵐谷のメガソーラー建設事業が中断しておりますよね。それでそこに入りをする、もし事業が再開されれば、土砂の運搬も含めた機材の搬送等、かなりの積載量があつて、その車両が入りすることになるんじゃないかと想像するんですが、そういったことについて、今あの事業がいつ再開されるかということは私も分からんし、市のほうではいつ頃から再開になるということが分かっておるように、積載量の規制も必要になるんじゃないかと思うんですが、そういうことへの市としての事業者なり廿日市市のほうへの連絡として、あの橋は既に50年近くも、建設がされてから、老朽化ということもある、耐震性ということも心配されておる橋なので、事業の進展に伴っての、ダンプに積載するその積載量については配慮してもらいたいということは、申し入れをされたほうがよいのではないかと思うんですが、その点どうですかね。

○副議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の、登里橋の車両の荷重のことだと思います。今の太陽光の関係の土砂の運搬については、関係の業者と十分協議しながら、橋については徐行等していただくようお願いはして、協議をしています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

○16番（山本孝三） 昨年、登里橋の点検をしたと、こうおっしゃるんですが、これはその都度あれですか、業務委託で多分やっておられると思うんですよね。同じ業者になるんですか。5年ごとに、橋によつたら、また、箇所によつたら、業務委託先というのは変わる

んですか。どうなります。

それで昨年やったという委託先は、なんという会社ですか。それでそれは報告書が上がっとるんでしょ、市のほうに、点検された結果についての報告書。これは公開できますか。

○副議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 先ほど質問の回答が1つ抜けてました、申し訳ないです。

点検の業務については、職員でなくコンサルタントのほうへ委託させていただいています。

それと今、橋梁については5年に1回の点検を、毎年度していますが、業者については入札をかけさせていただいていますので、毎年業者は異なっています。ただし、点検の要項等が国のほうからありまして、それに基づいて点検をしていますので、委託先のコンサルが違うということで、点検の判定が違うということも無いと思っています。

それと令和2年度に業務委託した業者なんですが、山陽技術コンサルタントという業者が請け負っています。

あと、その点検の報告書というのはもう作成できていまして、大竹市の長寿命化修繕計画書というのを今年度見直しを行って行っていますので、その分についても、今後ホームページ等で公表する予定にしています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

[発言する者あり]

○16番（山本孝三） 対応策についての情報も、機会があるごとにできるだけ提供してもらおうということをお願いをして、3番目の項目に移りたいと思います。

3番目の問題ですが、交通安全対策としての、ここで取り上げる私の質問項目も多種多様にありますが、順を追ってお尋ねしますので、よろしくお願いします。

冒頭、歩行者の安全対策として、路面標示整備については随時関係機関等への要望も含めて実施をしていると。市内の市道、生活道を含めて総延長を考えると、何か下関のほうまで、130キロから150キロに及ぶという市道の、総延長になるというぐらいですから、路面標示といっても相当数の箇所があると思いますんで、一度にはできんわけで、必要な、また、安全性の度合いから見て急ぐところからやってもらうということをお願いをしたいと思うんですが、ただ市がこれは直接やるわけではないと。警察や公安委員会のほうがおやりになるということで、余り市が、ここはこのようにやってほしいとか、このような見直しのもとで実施してほしいとかいうようなことを余り言わないんでしょ。

その1つの例が、いつか機会があって申し上げたこともあろうかと思うんですが、古吉眼科を御存じでしょう。あそこの交差点は、古吉眼科から言えば左側の歩行者専用の車線ですね。これが古吉眼科のほうから言えば、スタートして行き着く先が車道になるんですよ、あの歩道は。行って見てもらえば分かるんです。あんな表示の仕方というのは、誰が見ても、発注する側も、それを実施した業者のほうも、常識では考えられないような状況ですね。歩道から歩道へつながるならええが、そうではない。歩道から車道へつながるとるんです、あそこの歩行者の横断標識が。

こういうことがね、せっかくあれは整備されたんですよ。今、きれいに白線が引いて、以前は消えかかっとなったのを整備されたいということなんです、せっかく整備されながらもそういう状態では、よろしゅうないんじゃないかと思うんですが、こういったことについて、市として一番日常的に皆さんの交通安全に取り組んでおられる市の行政として、見直しをしてもらうということぐらいは、意見なり要望を上げてもらええと思うんですが、そういうことについてはどうですか。

また、市が日常的に、市内をいろんな形で担当職の皆さんも往来される機会に、ここは一旦停止の標識が切れとるとか、ここはもう消えかかるとから白線を引き直さないといけんとかいうところを目にしておられると思うんです。そういう箇所については、市としてやっぱり積極的に関係機関に声を上げると、要望していくということをやっておられると思うんですが、実態はどうですか。これも全部市ではなしに、警察なり公安委員会なり判断をされたところから実施をされておるといことになるんですか。

そういうことが1つと、それからバス停の安全対策については、これは山手のほう走って美和町のほうに行ったりするバスについては、それなりの停車スペースがあるんですが、大竹市のこいこいバスについては、ないよね。これはそのエリアを確保しようと思うと大変な事業なんです、大体停車しようとするときには、車道からはみ出してバスが止まるとるわけやね。その前後については、これは不安といえば不安なんよ。それでこのことについての対策を、もう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、歩車分離方式。これの設置状況。これは登壇した際に触れましたが、担当者のほうで歩車分離方式の設置基準なるものをお持ちですか。それで、それを踏まえれば、小方地域の3つの歩車分離交差点の信号機、それよりかささらに必要度の高い、危険度の高いところが市内には存在する。また、そのような対策をしてほしいという市民の皆さん方の声もあるんですが、まず、設置基準なるものを明らかにして、その基準に適合すれば、しているところはするような対応が必要になると思うんですが、その設置基準なるものを、担当課のほうでは持っておられるんですかね。あればひとつ、この場で紹介してください。

それから、大迫谷尻線ですね。これは市が管理する道路ですから、業者に委託するほどのこともないし、すぐにでも手当ができると思うのですが、ぜひとも現場へ行って、必要などころは必要なような手当をしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうかね。

それから市内の市が管理する市道のスピード制限の標識が、両側に歩道があるところでも40キロ、全然なくて、車道の幅員が狭いところでも40キロ。しかも一番人身事故や接触事故がある道路についても同じように40キロというのは、これは道理に合わないのじゃないかと思うんですね。そういったことも、関係機関との協議なり見直しなりというようなことで取り組んでもらいたいと思うんですが、このことについて、御答弁をお願いしたいんですが。

○副議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 最初に、路面標示。古吉眼科のところですね。昨年度の秋ぐらいに、ラインが消えているということで、警察のほうにも引き直してもらいたいという要望を出させていただきました。先ほどの市長の答弁にあつたとおり、広島県警のほうも予算

に応じて優先順位を決めて、ラインを引いている状況です。

構造的に、大竹市に話がありまして、警察と現地のほうも確認させていただきました。現状でのライン、そのまま復旧していますが、危ないということであれば再度警察のほうと協議させていただきたいと思っています。

次に、歩車分離式信号機について、市に基準があるかということですが、基準はありません。警察のほうで基準があると思われま。

次に、大迫谷尻線の路面の陥没等が多々あるということで、すぐに対応を、というお話なんです。土木課のほうではある程度、路線ごとに職員で対応し切れない数、深さ等があれば、業者のほうへ2週間に1回程度、この路線ということで決めて、そこを業者が対応している状況です。何せ職員が個別にやるということになると、なかなかその人員もないもので、すぐにそういうことができないところもありますが、緊急の場合は職員が出向いて、職員で対応するところもあります。

次にスピード制限ですが、これについても速度規制という形になれば、広島県警のほうと公安委員会になります。ちなみに規制ということで、市内に2カ所ほど、御存じと思いますがゾーン30、エリアを決めて、その地区の中は30キロという形で、現在、小方ヶ丘の団地の中と栄町、個別に言うとうめマートの、旧三菱レイヨン社宅のエリアはゾーン30という形で、広島県警と公安委員会という形で協議をして、そこを設定させていただいている状況です。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） バス停の安全対策について、こいこいバスのルート上の対策はどうかという御質問があったんですが、今回、国土交通省のほうから依頼がありました照会では、横断歩道や交差点のそばにある危険なバス停について、国土交通省のほうで危険度をランクづけしまして、それで調査を開始したということです。

その中で、大竹市内のこいこいバスに関しては、A、B、Cと3つランクがあったんですが、Cランクが1カ所だけという認定になっています。それ以外の分では、大竹・栗谷線とか坂上線のほうで、若干対策が必要だという箇所が4カ所挙げられています。

これらの対策について、一旦は国のほうでも取りまとめられたんですが、この後どういう対策をするかというのは、まだ国のほうからも通知が来てない状況でありまして、今後、例えばそのバス停を移設するなり、何らかの対応をするということになってきますと、地元の調整とか、関係機関との協議などが必要になってこようかと思えます。今後、そこら辺の情報等を確認しながら、協議させていただくようになろうかと思えます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

○16番（山本孝三） 歩車分離方式についての設置基準は、大竹市の担当課のほうにはないわけやね。そういうことですか。それは手に入れることはできないの。設置基準でも手に入れて、市内を見渡して、危険度の高いところ、より交通量の多いところ、必要性の高いところを担当課のほうでも検討して、協議をして、関係機関に要望なり上げるというのが、

これは順序になるんじゃないかと思うんですが、設置基準も知らんと。それで歩車分離方式の信号については、あれは警察やら公安がやるんだということでは、私は本当に交通安全対策の一環として取り組むべき市としての対応が、それぞれ消極的過ぎるんじゃないかと思うんですが、もう一度そのところを答弁してください。

それでこれは、課長や係長段階でどうのこうのという判断をするのは、それは難しいんじゃないかと。部長が、建設部全体の予算編成に当たっては責任を持って、庁内での協議をやる上でも参加をしておられるわけですから。そういうことから言えば、建設部全体の問題の中の交通安全対策、その中の歩車分離方式の位置づけ。その実現のためにどうあるべきかということ部内で協議をする、その協議事項の上で、建設部長がリードされるのが、私は筋だと思うんですね。

建設部長もあまり関心がないんじゃないかと。課長や係長が予算減ったじゃないか、どうなっとるんやというようなことを言うても、これはどうにもならん。令和3年度の予算書を見ると、もう交通安全対策じゃ、道路の整備については予算減っとる。だから、そういった意味で、私は建設部全体の取り組み、とりわけ交通安全対策、市民の生命、また、児童生徒の安全確保をする上で重要な、これは課題だと思うんですね。

そういった意味で、今の歩車分離式の信号機の設置基準がないのなら、警察行くなり公安委員会に行ってもろうて来て、基準ではこうなっとるが、大竹市の場合もっと危険なところがあるんですよと、検討してくださいということ、担当課のほうでも上げて取り組んでもらうぐらいの姿勢が欲しいと思うんですが、そういった意味で、もう一度御答弁をお願いしたいんです。

○副議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 道路全体の交通安全対策でございますが、道路管理者として、危険なところについては、例えば部内会議等でノミネートし、お話をしております。

緊急的に、例えば小方小学校・中学校ができる際に、どうしても信号が欲しいということが当時ありまして、必要であればもう市のほうの予算でしなきゃいけないという話題にもなったことがありまして、警察のほうにもそれはお話をさせてもらったこともあります。

ただ、警察のほうは信号であつたりそれから横断歩道、ちょっとした黄色い線、これについても、幾ら市がやりたくても、これについては公安委員会の予算でもって、公安委員会が施工しなきゃいけないという厳しいルールがあるようでした。

それについて、できないものはできないんですが、市としては今の危険なところについては、警察のほうには年数回は要望なり意見交換するようなことで、以前からお話をしております。できない年もありましたけど、情報交換しながら、なるべく市民の安全に対する要望、これは伝えていくようなことは行っていきたいと思っております。

歩車分離なんです、歩車分離式の信号なんです、これも通学路の安全対策という意味合いで、地元のほうもそういった要望もありまして、実現したわけなんです、道路の形状であつたり、それから車両の通行量、そういった基準の上で、公安委員会のほうで設置基準がなされているんですけど、市は道路管理者としてなので、信号の設置基準は持ち合わせておりません。そこについては危険度とか安全度、その辺の実態を踏まえて大竹警

察署を通じて公安委員会のほうに、その重要度についてまた相談のほうはしていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

○16番（山本孝三） 道路管理者としては、多様な地域の皆さんの要望なり、現状を踏まえた取り組みを鋭意やっておられるということについては、私も理解しておりますが、せめて今私が問題にしている、歩車分離式の設置基準はどうなるとるかということぐらいは、ぜひ手に入れて、我々もそのことを踏まえた考え方なり要望なり上げていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、14番、日域究議員。

[14番 日域究議員 登壇]

○14番（日域 究） 14番、くろがねの日域でございます。今回は2つのことを質問させていただきます。

最初はタブレットの問題です。タブレットは学校教育の黒船になり得るかというタイトルをつけました。

新型コロナウイルスに振り回されて、1年が経過しました。学校の新型コロナウイルスによる休業に対応して、タブレットパソコンの導入が前倒しされ、もうじき導入事業は完了するんだと思います。

とはいえ、この事業は新型コロナウイルスの感染拡大以前から決まっていたものですから、もともと新型コロナウイルスのためにやったわけではないということで、本来の目的があったはずです。それを尋ねてみたいと思っていた矢先に、10日ぐらい前ですかね、NHKのあるローカル番組が目に入りました。

コロナ禍で収入が減ったお宅の話でした。ある中学3年生の女の子が、新型コロナウイルスで収入が減ったがために、自分が好きだった塾をやめたっていうんですね。塾をやめて成績が落ちた、単純に言えばそういう話でした。塾が好きだったのに残念だと。それで中学3年生ですから、高校受験もあるという前提ですね。

思うんですけども、貧困がゆえに学校に行けない子供っていうのは、世界にたくさんいます。そうじゃなくて、日本の場合は、ほとんどの子供が毎日学校に行ってます。そして、立派な学校があって、それで毎日6時間ぐらい授業があって、立派な先生がいて、保護者がいて、大変な予算をかけてますね。そういうものがあるにもかかわらず、塾に行かなかったら成績が下がる。何かそこに矛盾があるよねって思ったわけですね。それで今回、質問してみたいと思い始めました。

早い話が、学校こそがまさに勉強するところではないですかっていうことです。すさまじい時間と労力と予算を注ぎ込みながら、肝心の学力は塾頼みなのかと。何かおかしいと思いますよね。それとも学校の先生は教えるのが下手で、塾の先生は上手なのか。そんなこともないでしょう。じゃあ、悪しき塾頼みの原因はどこにあると、教育長はお考えですかっていうことです。

それと、ひょっとしたらそのあたりを何とかしようという考えが、新型コロナウイルス以前にタブレットを導入しようと考えた、何か関係があるのではないかとも思います。しかし、日本の教育の建前というか、いろんなものがありまして、そこを何とかしない限りは、幾ら道具を持ち込んでもうまくいかない、そういう懸念を私は持っています。

ここで日本国憲法に話が飛びます。皆さんが好きな第9条とか第25条とかではありません。第26条です。日本国憲法第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。能力に応じてというのは、どういう解釈をすればいいのでしょうか。また、児童生徒は能力に応じた教育を受けているのでしょうか。

これは難しい言葉なんですけど、人前でしゃべるのは初めてですけども、啐啄同時っていう言葉があるんです。多分聞いたことがない方がほとんどだと思いますが、啐啄同時っていうんですね。ソツっていう字は、学校の卒業の卒に口へんをつける。タクは、豚っていう字がありますね、豚カツの豚ですね。月の代わりに口を書くんです。口へんの字が2つつながるんですけれども、ドウジは同じ時ですね。同時です。

これは私がPTAの会長をしているときの校長先生のおはこといいますか、あの方のよく口にする四文字熟語でした。学ぼうとする者と教える導く者の息が合っていること、ということです。具体的には、鳥の雛が卵の殻を割って出ようとする、そして、鳴く声と、親鳥がそれを助けようと思って外から殻をつつく、そのタイミングが合っているという意味だそうです。まさに能力に応じてという憲法の文脈に通じるんですね。学びたいと思っている子供に対して何かを与える、授ける、それが最高ですからね。数学の先生でしたその校長先生は、よくこのことをおっしゃっていました。

私は啐啄同時と言える場面が多くあるほど、教えるほうも教わるほうも中身が充実しているということだと思います。果たして現状はどうだろうかと思います。

そもそも基本的な問題として、日本の義務教育は年齢が全てなんです。年齢だけで学年を決め、それに合わせた教育課程を国が押しつけて、淡々と授業が進みます。仮に未習熟な部分があっても、義務教育の9年間、一瞬たりとも待ってはくれません。一定の速度で一本の道を進みます。学力にはお構いなしにどんどん学年は上がり、その中で必然的に落ちこぼれる現象も誕生しますが、それをどこかで調整する仕組みがあるのでしょうか。あれば教えてほしいですが、多分ないんだろうと思います。

当然、年齢以上に学力の伸びる子もいますから、そちらも大きな問題です。結果として学年が上がれば、上と下で相当の差がついても不思議ではありません。学年が上がれば、複式学級であるかのごとく学力に大きな幅のあるクラスになりますよね、当たり前ですけど。結局多くの児童生徒にとっては、自分のレベルに合っていない、面白くない授業となるわけですけども、その一方で教える先生方にとっては、どこに焦点を当てていいのかわからない、教えにくいクラスになっているはずなんです。

それが、ひいてはいじめなどのきっかけにもなるでしょうし、あるいは分からなければ塾に行けばばかりに、学力の部分は避けて、明るく楽しいクラスづくりっていいですかね、副次的な面に学校運営の重点が移っているようにも思います。それは啐啄同時とは程遠い

状況です。そういう点では、完全に能力別のクラス編成ができている塾のほうが、日本国憲法第26条に沿っているように、私には見えます。

先日、小学校の1クラス35人学級制が、一応決まりましたね。しかしそれよりも、本当は担当する子供たちの学力のばらつきを調整するほうが、先生方にとっても子供たちにとっても、はるかに好都合なはずです。それを放置したまま少人数化を進めても、単なる人材の浪費かもしれません。

最近、教員試験の倍率低下が問題になっています。受験者は複数を受験するっていうんですね。だから競争率3倍以下だったら、全員合格だと、教員試験もですね。それに等しいということが、ある新聞に書いてありました。

今の日本には、高齢者はごまんといいます。しかし、若い世代は少ないですね。今、目の前にいてくれる先生方が宝なんです。今いる子供たちをそれぞれどう育てるか、ここが肝要なんですよね。ありとあらゆるところで人材不足じゃないですか。教員はいない、保育士はいないでしょ。単に増やせばいいっていうのは、私、昔の1銭5厘ってね、幾らでもおまえらの代わりはいるんだと言ったばかな上官が、徴兵へ行った連中に行った言葉。あれを思い出してしまうんですけども、いる人を上手に使う。そこがすごく大事だと思います。

その上で、ここでタブレットの登場なんですけれども、タブレットを単なるオンライン授業の道具だと考えれば、単にそれだけのものなんですけれども、学習ソフトの導入まで行けば、かなり景色が変わるように思います。そうなれば、どこでもいつでも啐啄同時が実現するかと言えます。ある意味すばらしいですよ。

ただ、問題もあります。学力格差のさらなる拡大です。学校側へ学習ソフトを用意すれば、ある意味では学習面で子供たちを放し飼いにすることにもなりますから、学力格差はつくと思います。

しかし、これも考えようです。伸びる子供が爆発的に伸びて、何も悪いことはありません。為替レートが固定制から変動制に変わったように、学力差も伸びる力に差があることを当然だと考えれば、それで済む話です。

文科省や教育委員会の発想が変わればいいんです。個々の子供たちが持っているポテンシャルを可能な限り伸ばす仕組みを導入した上での格差は、みんな納得のはずです。能力に応じた勉強ができれば、満足度が上がります。理解力がばらばらな子供たちを前にして一斉授業する苦痛から先生方も開放されます。あとは適宜、個々の生徒のサポートをすればいいんです。

今よりはすばらしいですよ。学力の足並みをそろえるためのサポートではありません。その子がその子なりに学習するためのサポートです。この私の考えはいかがでしょうか。教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、これは2番目ですけども、12月定例会に続いての質問で少ししつこいような気がするんですが、御容赦いただきたいと思います。法務局の土地の公図の精度を高めるための提案です。

前回12月から3カ月しかたってませんから、何も変わってないと思います。ただ、12月

は時間が短かったし、フェイスガードで答弁が聞こえにくかったこともありますので、もう一回よろしく願いいたします。

この質問の目的は、市政をただすことにあるのはもちろんですが、広く市民の皆様にお知らせすることも大切なことだと考えております。それもあって、最初に土地施策の入門編から始めたいと思います。

土地は、法務局にある登記簿と公図とで管理されています。土地の管理は、それを任意の区画に分けて、その区画を筆といいます。その1筆ごとにつけた番号である地番とともに、その面積、そして、宅地か畑かなどの地目、そして、所有権者の住所氏名、または所有権者が所有権を得た原因が売買なのか相続なのかなど、書いてあります。それら文字情報の塊が、普通それを登記簿と呼びます。

しかし、登記簿では、土地の場所や形などは分かりません。そのため登記簿の片隅に、地図番号という小さな欄が用意されていて、そこを見れば何番の地図にこの土地が載っているかが分かるようになっています。その地図を、公という字に図面の図と書いて、公図と呼びます、日頃はですね。でも実は、地図という言い方のほうが正式な言い方だそうです。

この通称公図と呼ぶものは、これは画像情報ですから、これを見れば土地の大きさや形、そして、周辺の土地との位置関係などが分かります。つまり登記簿と公図の両方が正確であって、初めて土地の正確な管理が可能となることがお分かりいただけるとと思います。正確でなければ円滑な土地取引ができず、まちづくりに支障があるだけでなく、個人の財産管理や固定資産税の課税事務にも悪影響を与えます。

戦時中は、土地の管理は税務署だったみたいです。戦後、法務局というのができて、税務署から業務を引き継ぐと同時に、建設省が国土調査と称する土地の再調査を企画しました。これは全国の市町村に高い割合の補助金を出して、都道府県管理の下で市町村が調査をするというものです。調査して出来上がったものは法務局に送られて一般公開され、市民の利用に供されます。ただ、現在においても、その調査の進捗率は5割程度だと言われています。

その国土調査ですが、大竹市の近辺では、廿日市市は旧大野町は完了、旧佐伯町が現在、進行中、そして、旧廿日市町は未着手です。山口県側では和木町、もう岩国市も済んでおります。大竹市も山間部を除いて済んでいるんですが、本来国土調査が済んだ地区では、登記簿も公図も正確で、土地取引も楽なはずですが、固定資産税の課税事務も円滑です。国土調査が済んでいない旧廿日市町では、現地測量で対応するしかないですよと、知り合いの不動産業者が言っていました。

そして、問題は、大竹市です。大竹市も国土調査は済んでいるんですが、それにもかかわらず正確ではないんです。旧廿日市町とよく似ています。旧廿日市町は国の補助金を使って国土調査をすれば解決しますが、大竹市は再調査しようにも、国の補助金はもう使えません。

ここが質問の大きなポイントで、不正確な登記簿と公図の問題をどうしますかという質問です。誤解されないように気をつけたいのは、この問題は一般の方が分譲地を購入した

り、不動産業者の仲介で土地や建物を購入した場合には、まず関係はないという点です。

業者がこれらを扱う場合には、売主側の費用負担で面積の変更、登記など、公図や登記簿の訂正を行ってから売り出します。変なものを扱ったりすると、業者は後で大変なことになりますから、そんなことはしません。だから大竹市の土地を買ったら怖いということではありませんから、これは念のため。

したがって、問題のある土地はどこにあるかといえば、相続をされたり個人間での贈与や売買で手に入れた中に存在します。いざ売ろうとした段階で、業者からあれこれ言われて、困ってしまうことになります。想定外の費用と時間がかかるというのが通常の問題ですが、中には費用や時間だけでは済まないケースもあります。

ここからが本題ですが、私が12月に質問した公図に記載のない市内の土地について、具体例を前回話しましたが、その後、地図訂正の見積りですね、それを土地家屋調査士にお願いしてみました。そしたら60数万円ということでした。この金額が、まさに公図に記載がない土地の地権者が受ける、具体的な不利益の金額だと言えます。

60万円出さなければ土地が売れない。だったら売らなくていい。そうなれば、まちはいつまでも変わりませんよね。これは誰の責任でしょうか。自分の所有地が公図に載っていないことに関し、本人に落ち度があれば、これは自業自得ですけども、果たしてそういうことは考えられるでしょうか。これ、12月の一般質問の、たしか答弁漏れなんですけれども、本人に責任はないと私は思っております。

岩国市や和木町の職員が堂々と、うちの公図は正しい、正確だということからして、大竹市の登記簿が乱れている責任は、国土調査を公務として行った当時の大竹市職員にやっぱりあるんだろうと思いますし、その責任は今の職員に継承されていると考えます。

ただ、だからといって単市で、補助金なしに国土調査と同じことをもう一回一斉にできるかっていうと、財政的にも大変なことだろうというぐらい、私にも分かっております。でもそれをやれば、もしやるとしたら幾らぐらいかかるのかな、そのところは教えていただきたいと思います。現にほかの自治体ではやっていますから、おおよそ把握はできるんじゃないかと考えています。市長がいつもおっしゃることですけども、やるべきことは時間がかかっても、できる範囲で諦めずに行う。それが可能なことかどうか確認したいと思います。

国土調査を再度するにせよ、それには時間がかかります。現に困っている市民を救うにはどうするかが、喫緊の課題です。先に60万円必要だと言いましたが、それは地権者個人が土地家屋調査士に依頼した場合です。もともと市に責任の一端があるんだから、その60万円の中で大竹市が補助金を出すというアイデアはどうでしょうか。ただこの場合、面白いことに、面積も測り直すっていうルールがありまして、その面積を測り直すっていう部分も含めて60万円だということです。

次に別の提案です。

平成25年に、さかえ公園付近の公図の乱れを大竹市の職員が訂正したという件があります。これは地方税法の規定を使って、大竹市が法務局に申し出た地図訂正です。これ、持ってきたんですよ。これが、この量ですね。これがさかえ公園あたりの地図訂正したとき

の情報公開でもらった資料です。かなりありますけども、公図が不正確であれば、固定資産税の課税が大変です。そのような場合に、市が法務局に公図の訂正を申し出ることができるというのが、このケースなんですね。地方税法に書いてあります。

このケースでは、添付書類の欄に測量図の記載がないんです。だからこれでやるんだったら、面積の訂正が不要のかなと思ったりもしますが、もし個人が行う場合には要求されるものが、市が行うんだったら不要になるのであれば、これを使うほうがいいのかと思ったりもします。

ここで質問を整理しますね。最初が、国土調査のようなものを再度単市で行うとすれば、幾らかかりますかっていうことです。2番目が、個人が手続をしてその費用を市が補助するという方法は可能でしょうかということ。3番目が、市が個人の要請を受けて地方税法の規定を使って訂正するという方法はいかがでしょうか。

実はこれは、私が要請したんですよ。要請したっていう気はもちろんないんですけども、たまたま議会事務局にいた職員が、もうそのときは議会事務局じゃなかったですけども、たまたま変な土地があったんよっていう話をしただけなんです。そしたら1年ぐらいたって、あれ何とかかなりましたよって言われて、その当時は深い認識はないですから、そうなん、ありがとうって言っただけですけども、調べてみたら彼の名前でこんなことができます。それが、今のですね。その今の3つが質問です。

公図を修正するなら、いずれか、有利な方法を取るべきだと思います。市が悪いとか法務局が悪いとかじゃなくて、国も市も住民も協力して、地図訂正を成し遂げるべきだろうと思います。

それと、今紹介したこの話です。さかえ公園の地図訂正をしたときに、経費は幾らかかったんだろうかと。これをお尋ねいたします。

それと少し外れますけれども、まちづくり上の問題点としての岩国・大竹道路の用地買収の話です。山口県側に比べて広島県側が、かなりおくらせています。それは大竹市の公図が、いわゆる14条地図っていうんですけども、正確なやつをですね。そうじゃないから時間がかかっているんだという見方があります。これは事実でしょうか、お尋ねいたします。

それと、これはここで言っているのかどうか分かりませんが、土地開発公社の土地で、地籍の乱れで困っているものがあります。公図が乱れているところでありながら、さらに隣地の境界立会をせずに公社が買収したためだと思われませんが、これも基本的には地籍の乱れが原因です。市民も行政も、大きな損害をこうむっています。全て公図の乱れですから、何とかするために、ぜひ前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

最後にこれは、おまけです。固定資産税との関係です。

先に紹介しましたが、地方税法には、課税に不都合な場合、市が法務局に公図の訂正を要請できるというルールがあります。さかえ公園の場合はそれを使いましたが、それ以外について、公図とよく似た課税図というものを市民税務課でつくって、それで課税業務をしているんですけども、それ、仕方がない面はもちろんあるんですけども、もともと固定資産税を課税する上で不都合があるということを利用して、ぜひ公図を正しいものにするに力を割いてくださいっていうのが、その地方税法の条文だと思うんですけ

れども、公図を直すことに力を注ぐんじゃなくて、公図に似た自分たちの内輪の図面をつくって、それで課税業務をするっていうことは、大きな意味で、国の決めた流れからは少し違うんじゃないかなという気がいたします。こういうやり方が通っていると、いつまでたっても公図は正しいほうに訂正されませんからね。この点で問題を感じられている点があれば御紹介いただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わりますけども、かなり厄介な話だと思いますけども、ぜひスタートを切ってほしい、そのように思います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 12月定例会でも御質問いただいた公図の課題につきまして、訂正に向けた提案をいただきました。ありがとうございます。

12月にも申しましたとおり、この積年の課題には、たとえ少しずつであっても解決に向けて前進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、1人1台のタブレットパソコンについては、後ほど教育長から答弁いたします。

2点目の、法務局の土地の公図の精度を高める具体的な手法についてでございます。

登記簿にある土地が公図に載っていないことに関しまして、その土地の所有者に責任があるかとの御質問ですが、本市は昭和27年度から昭和43年度にかけ、国土調査法に基づき、地籍調査を行っております。その地籍調査の手続の中で、土地所有者の立会・同意のもと、現地調査及び測量により作成した地籍図と、地籍簿の案を土地所有者に閲覧していただき、誤りを訂正できる機会を設けておりました。

しかし、国土調査を実施して既に50年以上たっており、現時点において当時の関係書類もほとんど残っておらず、閲覧などの周知が十分であったかどうかも確認できていません。また、現況と公図が異なる、地図混乱地域があることも事実です。

以上のことから、市として昨年12月の定例市議会で、地図混乱地域をなくしていくよう、前向きに検討していくこととお答えさせていただいたところです。

なお、再度国土調査を実施する場合、約10億円程度の費用が必要になると想定をしています。

次に、本市が地方税法の規定により行いました、さかえ公園関連の地図訂正の費用についてです。

多くの場合、地図訂正には地積更正が伴い、地積更正を行うためには測量が必要となるため、費用が必要となります。しかし、さかえ公園関連の地図訂正では、地積更正の必要がなかったことから、費用としては市職員の人件費のみでした。

なお、一般的に精度の高い不動産登記法第14条に規定されている地図を備えている土地は、用地買収等の事務がスムーズに進む傾向にあります。

固定資産税の課税と公図についてですが、固定資産税は台帳課税主義を原則としており、賦課期日において、土地に関しては登記簿に記載された土地の所有者に対して課税されま

す。税額の決定には、登記簿の面積だけでなく、個々の固定資産を評価して、課税標準額を算定する必要があります。

本市では、地方税法第380条第3項に規定されている資料の一つとして、地番図を備え付けています。地番図は、公図や航空写真の情報と現況も合わせて、土地の配置、間口、奥行き、形状など、評価のために必要な情報を記したものです。地番図と、登記簿情報を反映した土地課税台帳により、現況に沿った適正な課税を行うことは、地方税法の趣旨に沿ったものと考えています。

最後に、地図混乱地域を解消する方法についてですが、土地所有者や、地方税法の規定により、本市が地図訂正を行う場合は、基本的に狭い範囲が対象となります。平成26年度及び平成27年度に、広島法務局の主導で大竹地区の地図を作成していただいておりますが、今後、より広い範囲で精度の高い地図を法務局に備え付ける方法について、広島法務局と相談をしているところでございます。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

まず、日本国憲法第26条の「能力に応じて」の解釈についてお答えをいたします。

義務教育である小中学校においては、学習指導要領で示されている学年別の教科等の目標や内容の到達、求められる資質・能力の育成を目指し、日々教育活動を進めていく必要がございます。授業における「能力に応じて」は、児童生徒一人一人の理解の仕方や程度に応じて、と考えております。教師による一斉指導だけで理解できる子もいれば、一斉指導だけでは難しくても、ちょっとした言葉かけや支援があれば理解できる子もおります。中には習熟度別での指導や、個別指導が効果的な子もいます。ペアやグループでの話し合いや教え合いを通して理解をしたり、考えが深まったりする子もいれば、タブレットなどを活用した学習が効果的な子もおります。

そういった児童生徒一人一人の理解の仕方や程度に応じて、学習の方法や支援の仕方を工夫していくことが教師の仕事であり、能力に応じた教育の提供につながると考えております。

次に、児童生徒の学力の測定についてでございます。

小学校では単元末のテストやまとめのテスト、学力調査を実施しており、中学校においても同様に定期試験や学力調査などを実施しております。ただし、そういった学力測定の目的は、他との比較ではなく、教師にとっては児童生徒の学習状況を把握し、指導の改善につなげるためのものであり、児童生徒にとっては自らの学習を振り返って学び直しを行い、次の学習に向かうことができるようにするためのものです。児童生徒の学力の測定や学習状況の把握は、あくまでも教師が指導の改善を図る手段であることを忘れてはいけな

いと考えております。続いて、能力に応じた教育を提供できているかということについては、以前から学校では個人に応じた指導を心がけており、各小中学校で日々工夫をしながら、児童生徒の能力

に応じた教育の提供に努めております。

ただ、様々な児童生徒がいる中で、今後も児童生徒一人一人に合ったよりよい教育を提供していくことができるように、タブレットをうまく活用しながら、能力に応じた教育のさらなる質の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、学習者用端末用の学習ソフトについてですが、本市が導入した端末では、国語や算数・数学などの問題を自分で選んで自由に解くことができる、e b o a r dという学習用クラウドサービスを利用することができます。これを従来のドリル学習のように使うことで、児童生徒が予習や復習に活用したり、課題が早く終わり残った時間で、自分で問題を選んで解いたりすることもできます。

ただ、教科の種類や問題数が豊富な有料の学習ソフトに比べると、教科や問題の数が限られてまいります。有料の学習ソフトの導入については、今後の学校での活用状況やニーズなどを考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、日域議員がおっしゃるように、1人1台の端末を導入することによって、これまでにない学習の方法が新たに加わり、教職員と児童生徒との新たな関係性も生まれ、可能性が広がることが期待をされます。今、学校は児童生徒が協働的に学ぶ場でありながら、児童生徒一人一人に合わせた個別最適な学びも同時に提供することを求められております。今回の導入は、それらを同時に進めていくための手段の1つです。そういった意味では、教育における新しい時代の始まりと言えるでしょう。

しかし、大切なのは端末を使うことが目的ではなく、手段の一つとして効果的に活用していくことだと考えております。端末は万能な魔法の道具ではありません。端末の画面を見て、画面に入力するだけでは、力につきません。直接物を見て、触る体験をしたり、友達と直接対話をして、自分の頭の中で考え、鉛筆を持って紙に書く、または体を動かしたりするということとのバランスを取りながら、端末の活用を進めていく必要があると考えております。

なお、今年度中に端末の配備は完了いたしますが、学校で本格的に端末を活用し始めるのは、実際には令和3年4月からになります。予期せぬトラブルなども予想されますが、端末を初めとするICTの効果的な活用によって、全ての児童生徒の学びを充実させていくことを目指して、さらに準備や取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） なかなか納得できる御答弁、ありがとうございます。

正直言いまして、もちろん学校は勉強のためだけにあるわけではない。教育長がよくおっしゃいますけど、まさにそのとおりなんですけれども、ただ、先生方が勉強なり何なりに事務的な時間とかを取られて、結果的に子供と接する時間が短くなってしまったらっていうか、そういう状況、今あるんじゃないかと思えますけども、やっぱりパソコンができることはパソコンにしっかり働いてもらって、人間にしかできないことにかに労力を注ぐかということが課題だと思えますので、それができたらすごいことだと思います。

もちろん今からの、まだ未知のことですから、私は黒船って書きましたけど、黒船が来

た段階で明治時代を予見した人はいないでしょうけど、同じようにタブレットという妙なものが入ってきて、それはある意味現場は大変だと思います。もうすごく大変だと思いますけれども、それでも、大変だと思いながら、今の御答弁であれですよね。実は今回ヒアリングで、少し変わったパソコンですよね。タブレットパソコンって今回の学校用の仕様があって、それに合わせていろんなメーカーがつくってますけれども、多分同じだと思います。

それで、だから今までにタブレットを導入してああった、こうだったっていう学校たくさんありますけど、それは普通の市販のタブレットでしょうから、それと全国の学校が今回導入したタブレットパソコンはものが違いますから、全く同じことができるかという、それは違う可能性がありますよね。

でもさっき言いたかったのは、それは個人個人にみんなが一緒になって何かを学ぶっていう、学校の大事なものはあって、それはさておいて、個人個人が学力を高めるっていうのも、もう一つの学校の大事な役割です。そして、個人個人が高める場合においては、少人数で、極端に言えば個人授業のほうが、比較したら有利だろうと。幾らなんでも公教育の中では、家庭教師みたいなことはできませんから、そのところはある種、難しい課題だったんですけれども、ひよっとすれば、それに近いことが、この機械を使うことによって可能かなっていう気が、少しするんですよ。

何かそれが可能っていうか、実際にもっと大きな成果を生んでくれるとですよ。今度はこっち側の、個人個人の能力じゃなくて、みんなが一緒にやる中も、個人個人のことが学力ついてくると、みんなが一緒にする分も絶対にレベルアップしますからね。そうすると、ひよっとしたらいい方向に変わってくれないかなって、ぜひそういう意味で、リモートとか学校が休業になったときに授業をするための道具っていうことではないと思いますから、それは一つの方法、手段ですけどね、一つのあれではありますけども、基本的には学校の中でどうするか。

例えば、ヨーロッパの学校がいいようなことを言いますけれども、多分向こうの学校は日本ほど一斉の教育じゃなくて、子供たちはずらっといますけど、結構先生と個人個人がやり取りする授業なんですね。だから、その発想が違うんですけれども、今度タブレットパソコンになると、そっちへ寄っていくかなっていう気がします。

だから10の能力の子が15になる、5の能力の子は8になる、それで差がたとえ開いても、みんなが今までよりか能力が引き出せるとなれば、それはそれで私はいいいことだと思いますから、悪い意味で比較は余りしないような、個人個人の伸び代がちゃんとうまい具合に伸びていくように、考える教育をしてほしいなと思います。

多分、今からのことはさっぱり分かりませんから、答えようがないと思いますけどね。本当に歴史的な、この令和3年になって歴史的な第一歩を踏み出すのが、今の学校における先生方とか教育委員会の方とかなんですけれども、私、特に言うことはないですけど、頑張っていたきたいと、それだけです。

本当に能力に応じてやるっていうけども、やっぱり我々は集団で、大人数の中で授業を受けてきました。だからそれはそれで間違っていないと思いますが、ひよっとしたら今か

ら変わるかもしれない。

以上で終わります。ありがとうございました。

それで次の公図の話ですけれども、実は前回の12月に質問をさせてもらったときも、あのときの御答弁に私が不満を持っているわけじゃなくて、あの答弁は答弁で納得はしてるんです。ただ実際、この問題の持っている根深いところっていうのを、なかなか難しくよく分かってない方が多いんじゃないかと思ひましてね。それもあってもう一回やっただんですけども、この質問を今回考えてまして、私と公図、最初の出会いがあるんですけども、私は今、油見に住んでますけれども、家を建てるときに、あの敷地を斜めにカットするように、里道が走ってたんですよ。それでこの里道、邪魔だねということになって、それで誰に言われたか忘れましたが、それは里道は国有財産ですから、使っていないものは払い下げてもらえると。法務局行ってみたらと言われて、当時の大竹市に、法務局大竹の出張所がありましたね。あそこに行っただけです。

そしたら後から所長が見に来てくれました。今でも覚えてるんですけど、福山ナンバーのカローラに乗った方で、突っかけ履いて気楽に来てくれました。それでそれから1週間ぐらいたって電話があったんですけど、あれ間違いでしたから消しときまして、それが最初の出会いなんですよ。そのときは何も思いませんでしたけど、そう考えてみると、大竹市の公図にある里道ってほんまかいなって、それが私の、昭和60年です。最初の経験でした。

何かそのぐらい間違いが多いところなんでしょうけども、それと岩国・大竹道路のことですけれども、以前に広島岩国道路をつくる時に大竹市の用地買収が大変だったっていう話は、昔話として最近聞いたことがありました。今回、ごく最近、大竹市側の買収まだやってますけれども、やっぱりあれじゃないですか、土地を買って確認しても、まず、現地へ行ってここからここまでだっていう、もちろん現地が大事ですから現地を見なくちゃいけないですよ。そしたらこれを今度、公図とか登記簿に反映して、最後、そうしないと売買できませんよね。

何年もかかるとるっていうんです。5年も6年も7年もかかったやつ、今頃国道事務所の人々が来たっていう話を聞きましてね。それで私は国道事務所に電話したんですよ。そしたら不動産登記法第14条の地図じゃないですからねって、大竹市はって、笑ってました。それで岩国市側は用地買収の率が98%ですか。それでこっちがまだ8割弱っていう話でしたよね。それが全ての原因じゃないにせよ。やっぱりそういうものもあるんだろうと思います。

ついでに、そのとき岩国・大竹道路絡みで聞いた話を披露させていただきたいんですけども、岩国市98%で、岩国市の岩国・大竹道路の分かる部署の方と話をして、じゃあ2%は山手町の団地の話ですかねって言ったら、彼はこう言いました。あそこはトンネルだから、用地買収は関係ありませんと。

そういったことをどうこう言いたくはないですけども、その後に山口河川国道事務所に電話したら、あそこは丁寧ですね。区分地上権を使うって言ってました。だから上のほうに所有者がいますけど、その地下まで全部その人の権利ですからね。その地下何メートル

の部分については買収するということですね。だからひょっとしたら、2%はそこかもしれません。大体JRのトンネルなんかは、JRで違法に乗ることを、きせると言ったりしますけれども、JR自体もトンネルは出口と入り口だけ買って、途中は内緒で掘ってますから、JRのトンネル自体がきせるなんですけれども、あそこは本当に区分所有権をやるみたいですから、いよいよ完璧にやるんだなと。いいことだと思いますけどね。どっちにしても公図がちゃんとしなけりゃまずいわけですよ。

それで、さっきのたまたまさかえ公園の件については、地図訂正が必要なかったということなんですかね。これ、すごい量ですけどね。でも、地図訂正の必要はなかったんですかね。

それで、こういうやり方をしたことは過去にあるんでしょうか。この中に記録状というのがあって、私が電話した記録が乗ってるんですけども、そうだったかなと思います。私の意に反したことはもちろん書いてありませんからいいんですけども、私みたいな人間が電話しただけで、こんなことをやったって、やったんだろうかという気もするんですけどね。この条文を使ったりして、地図訂正をしたことが過去にあるのかどうか、教えてもらえますか。

○副議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） さかえ公園と同等なやり方は、過去にありました。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） 要はこれ、さっき60万円って言いましたけど、私生まれて2回目かな、土地家屋調査士とお話するのはですね。例えば岩国・大竹道路で大竹市側の用地買収を国道事務所がやりますよね。そこで測量したものは、当然公図を直して、そこに書きこんで名義変更するわけですから、だから公図がその部分は正確になりますよね。

それで個人が例えば少し混乱しているところであっても、土地が使えないわけじゃないから、普通の場合は地図訂正をして、それでそこに家を建てたりやってますけれども、そうすることによって公図の精度は上がっていくんですけども。

だから今は何かをしたい人の力を借りて、公図がその都度少しずつ、正確になっていくと。そういう人頼みのような形なんですけれども、さっき市長、10億円って言われましたよね、もしやろうと思ったら。これは真水の10億円でしょうから、だから国の支援のあるお金でなかったら、かなりウエートは高いですけども、でも考えようによったら可能なのかなって、ゆっくりやればですね。ぜひやってほしいという気はします。

それで、さっきの、ここにメモしたんですけど、地方税法第380条第3項って言われましたかね。課税図の話ですけども、結局世の中にはいろんなケースがあって、課税図をつくるのもなかなか、要するに土地って自然物ですから、その上に人間の欲得でこれがわしんじゃとか、これがおまえんじゃとかですよ、言うて、勝手に線を引くわけですよ。だからなかなか難しいんですよ。

それをまとめて公の下に一気にやってしまおうというのが国土調査だと思いますけれども、結局国土調査がいいかげんだったとしたら、最終的にはそれに似たようなことを皆さ

んで集まってもらって、これでいいよねって言うて、同意を取るしかないじゃないですか。

どこか面白い条文があったんですけれども、地方税法第403条の中に、納税者とともにする実地調査、というものがあまして、結局課税する場合に大事なことは、場所ですよ。現況課税っていう言葉があるじゃないですか。要するに宅地であっても、そこに柿の木をたくさん植えておけば、農地扱いにせざるを得ないっていう税法上の決まりがありますけれども、場所が決まらなないと、この辺にあるよって言うてもそれがそこに何が生えとるのか、何があるのか、それから道路に接しているのか、道路に、満足な道路に接していないのかによって随分違うんですけど、そのあたりをこの納税者とともにっていうことは、納得を得てっていうことだと思えるんですけれども、それを悪意はないでしょうけど、やっぱり公図がはっきりしないからっていうのがもともとの原因ですけれども、独自にやっているうちにかなり分からなくなってくると。そうするとますます対立するじゃないですか。

そういう愚かなトラブルをなくしたいかと思うんですけれども、やっぱり胸襟を開いてという言葉がありますけれども、そこで昔の経緯でこうなったわけであって、皆さんがこういう間違いがあることも直接の当事者というか、直接の原因者じゃないわけですから、みんなが被害者ですからね。

だから中には強硬なことを言う人もいますけど、そこに強硬じゃない人も一緒に交えてしまえば、御近所の人が10人集まれば、平均的な意見になるんですよ。1人が跳ね上がったこと言っても、おまえ、そんなことは無理やって、それはそんなことを言ってくれる常識人はいますから、だから1対1で陰で調整するんじゃなくて、みんな集まってやって、こうなっちゃうんじゃないけどわしら困るとるんじやが、あんたらも大変じゃろうって、ちゃんとしようよと言えば、それは私ほうまくいくとか、そういうやり方のほうがいいのかと思いますけれども、だから小さな国土調査ですか。利害関係者、いろんな人が集まってもらえばいいのかなと思いますんで、多分市長はこれ、今から一遍じゃできないと思いますけれども、やってくさるんだらうと密かに期待はしてますけれども、とてもじゃないけど時間かかりますから、その間の、それまでの辛抱じゃけ、協力してねって言いながら、課税をしてほしいなと思います。税金を賦課することは行政の大事な仕事ですから、それ自体に反対する人はいないと思います。

課税上の難しい点ってあります。だから最後に、どうしても決まらんかったら厄介じゃないですか。そのときどうするんですかね。課税で、本当に極端な話、はっきりしないと強制執行ってできませんよね。その辺がどうなんかなと思うんですが、私そんなことを聞こうと思って今日来たわけじゃありませんけれども、思うところがあればお答えいただきたい。

○副議長（寺岡公章） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 今、議員がおっしゃられた、地方税法第403条第2項だと思うんですけれども、ここには「市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない」と書かれております。

この「納税者とともにする実地調査」という部分ですけれども、これが例えばそういった国土調査の、細部の調査とか、そういう意味もあるのかと思うんですけれども、今、市民税務課のほうでやっているのは、その都度納税者からそういった土地に関する御相談を受けておりますので、こういったことに対応しているということになります。

それと、同じく第403条第1項に、市町村長は総務省の定めた固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならないとされております。その基準の解説書には、各市町村においてそれぞれの工夫を生かして、必要と思われるものを整えて、固定資産の適正な評価に役立たせるようにすべきものであると書かれております。

この工夫といいますか、固定資産の評価に必要な資料の1つとして、本市では課税用の地番図というものを整えています。この地番図には、当然登記簿の地番情報、航空写真の情報、現地調査の情報、また、法務局から送られてくる登記に関する情報を逐次反映をさせて、現況に合わせた修正を行っております。

その、より現況に即した図面に伴いまして、地方税法に沿った適正な課税に努めているところでございます。そういったことで、課税上の支障というものが特段近年では発生していないという状況になっております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） いや、だから困ってないって言うんですけど後ろ向きになるんですけども、困ってるところがありますと。だけどそれを解決していいほうに改善していきたいですって、そう言ってほしいんですけどもね。

さっきの現況ってありますけれども、この広い土地の中に一部の土地が入ってるっていうときに、早い話が持ち主から見ても、その部分がどこなのか分からない。それで、もちろん課税側からしても分からない。固定資産税が公共の便益を受ける見返りの土地の税金だという解釈をすれば、本人もどこか分からないわけですから、本人もメリットないわけですけれども、そういうときにもう一步踏み込んで、極端に言えば場所をここにしませんかでもいいんじゃないかと思うんですけどね。みんなが、じゃあそうしようか、ええよって判をつけてくれりゃいいわけですよ。

それで場所が決まればその土地使えるわけですがけれども、この広い土地のどこかにあるけど分かりませんって言ったら、使うことはまずできませんよね。税金払うにも、それに見合う収益というか便益を得るわけにいきませんし、やはり一步踏み出さないことには、できないじゃないですか。だから、物事をちゃんとしようっていうことですがけれども。

どこかに行ったら答えが隠れてるっていう話じゃないですから、結局、国土調査だって全然違いますよね。みんなが寄ってたかって、ここでええですよって言ったら、いいですよってみんなが言えば、それで決まるわけでしょ。絶対的に正しい場所っていうのが、どこかに隠れているわけではないですよ。

実はあれです、油見には、言っちゃいけないのかな、この12月の質問のときに使った土地ですけれども、あのあたりよく考えてみたら、私は幼い頃に記憶があるんですよ。それで昨日も法務局に行って、昔のもう閉鎖した地番の地積測量図を何枚かもらってきました

たけど、そしたら今そこにある里道がないんですよ。だからひよっとしたら、昭和60年の私が家をつくるとき、この里道何とかしたんじゃないけどって言ったら、所長が消してくれましたけど、そんなような状況があそこで生まれるのかなど。

実はそれをヒントを与えてくれたのは、土地家屋調査士ですよ。私、これ昔のがあるんですよ。これ見たら、ここに里道ないんですよ。そして、そういうことも含めて、いろんな間違いがあるのかもしれないけれども、間違いがあることを何とかするのはめんどくさいとかじゃなくて、与えられた何かの巡り合わせですから、この際ちゃんとやろうやって、これはある意味タブレットと一緒にすけれども、めんどくさいものにぶつかってから、私は困るとんよって言う先生もいるでしょうし、でもこれはすごいからやってみたいと思う先生もいるでしょう。

同じようにこういう公図についても、めんどくさんけん嫌やねって思うのも、思い方ですけれども、この際、こういう状況であれば何とかかなりそうだから、首突っ込んでみよって前向きに考えるのも、一つの方法ですからね。ぜひそんなふうにやってほしいなと思います。

そして、課税する方も土地を持っている方も、その土地が有効に使いやすくまちづくりの弊害にならずに、用地買収もスムーズに進むと、そういうまちにしてほしいなと思います。それを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

再開は午後2時55分を予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時40分 休憩

14時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 樹の会の、小中真樹雄です。

今回はこれまでの一連の質問の流れに沿い、令和3年度当初予算の概要に明記されております中学生のオンライン学習の開始と、ICT支援員の配置について、端的にお伺いしたいと思います。

コロナ禍により、文部科学省がGIGAスクール構想の核とも言える児童生徒へのコンピュータ端末の1人1台配備を、令和2年度に前倒しました。それに伴い本市では、先に申しましたように、令和3年度当初予算の概要で、中学生のオンライン学習の開始と、ICT支援員の配置について明記しております。

まず、中学生のオンライン学習の開始についてお伺いしたいと思います。

新年度から、1人1台配備の端末を自宅に持ち帰ってもらい、オンライン学習を開始す

ることになっているとのことですが、配備に伴う児童生徒の端末への習熟度や理解度については、どのように評価されていますか。また、オンライン学習においては教科学習など、いろいろな活用方法があると思いますが、本市ではどのような方向を目指していますか。

新聞報道などによりますと、先行自治体においては、メールやチャットなどの機能制限の設定で、使いにくいという声も出ているようであります。こういった機能制限などについてはどのように対応されますでしょうか。

また、通信環境未整備の世帯には、Wi-Fiルーターを貸し出して、契約料、通信料は保護者負担としているようです。また、就学援助世帯については、通信費を一部援助としております。一部とは一体どのくらいでしょうか。就学援助世帯については、例えば全額援助するということはできないのでしょうか。お答えをお願いします。

次に、オンライン学習に関連します、ICT支援員の配置についてお伺いしたいと思います。

端末を使つての授業を円滑にするため、機器の活用方法や不具合の対応、情報セキュリティの強化などを目指して、ICT支援員を配置するようですが、端末が1人1台配置されることに伴って、教員の方は実際に端末を使用して、どのような不便または課題を感じていらっしゃいますか。調べておられれば、どのようなものかお伺いしたいと思います。

また、ICT支援員については、何人をどのように配置しますか。常駐か、それとも英語教育におけるALTのように、巡回指導となりますか。さらに、支援員の身分的位置づけはどのようなものになりますか。

以上、2点についてお答えください。よろしく申し上げます。これで壇上の質問は終わります。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、中学生のオンライン学習の開始についてでございます。

まず、児童生徒の習熟度について。

本市では市内小中学校のネットワーク環境の整備が完了し、2月末に中学3年生へ、学習者用端末を配備したところです。3月中に小学校の全学年及び中学1・2年生へ配備をする予定としております。

端末の家庭への持ち帰りは段階的に行いたいと考えており、10月から中学生の家庭学習で活用をする予定です。現在は端末が納入されたばかりであり、児童生徒の習熟度が判断できるような状態ではございません。授業で本格的に活用するのは、端末の操作になれた時期からと考えております。

次に、今後の学習への活用の方向性についてです。

学校の授業では、端末を教科などの特質に応じて、その教科などの目標を達成するための手段、あるいは児童生徒の学びを補助するツールの1つとして活用をする予定でございます。例えば、教師が端末を通して児童生徒一人一人の反応や理解の状態を把握したり、

グループでの協働学習の場面では、各自の考えを即時にクラスで共有したり、共同で編集や制作を行ったりすることができるようになります。

個別学習では、それぞれの端末を使って自らの疑問について深く調べたり、学習ソフトを利用して、自分に合った問題を選んで学習したりすることも可能となります。

また、家庭学習では、教師が一方的に授業を配信するのではなく、児童生徒に文書や図表などの作成、学習の参考となるサイトの閲覧、学習ソフトの利用をしてもらうなどの活用を考えております。

このように、端末の長所を生かした積極的な活用に向けて、具体的な実践例や活用例を蓄積して、市内小中学校で共有をしていく予定でございます。

次に、端末の機能制限についてでございます。児童生徒が利用することから、フィルタリングを設定するとともに、メールやチャットなどの機能を制限いたします。実際に活用していく中で、これらの機能制限によって児童生徒の学習に支障を来す場合には、設定を見直します。

次に、通信費の援助についてでございます。家庭学習では、通信環境の整備が不可欠であり、通信環境が整備されていない家庭に対してはWi-Fiルーターの貸し出しを行いますが、契約料、通信料は保護者負担になります。就学援助世帯などには、通信環境の整備状況を問わず、月1,000円を援助いたします。この額は国の要保護児童生徒援助費補助金で定められた額と同額でございます。

なお、来年度に県内で就学援助世帯に通信費を援助する予定の市は、4市でございます。その内訳は、通信料を市が負担することにより全額援助するのが1市、一部援助するのが1市、月1,000円を援助するのが2市でした。こうした国・県内の状況を踏まえ、現在のところ、全額援助には至っていない状況でございます。

2点目の、ICT支援員の配置についてです。

まず、端末を授業で活用する上での課題についてでございます。現時点での課題を市内小中学校に尋ねたところ、機能や使い方などの把握が十分ではないため、早急に教職員の操作技能の習熟を図りたいことなどが挙げられました。その解決策として、各学校で具体的な操作に関する研修を行います。

また、来年度にICT活用推進に関わる教育委員会主催の研修を行い、端末の効果的な活用事例を研究し、市内小中学校で共有を図り、教職員の操作技能の習熟と指導力向上に努めてまいります。

ほかにも、教室での端末の管理の仕方や、児童生徒が端末を持って教室を移動する際に落として破損する可能性なども、課題として挙げられました。本格的に端末の使用が始まると、様々なトラブルが予想されます。その都度学校と連携しながら、適切に運用できるように支援をしてまいりたいと考えております。

次に、ICT支援員の配置状況についてでございます。

ICT支援員は6月から、派遣契約により1名を配置いたします。月に15日、1日7時間の勤務で、各学校を学級数に応じて巡回する予定です。授業支援や教職員研修支援、不具合による障害対応支援と合わせ、ICTに関する専門的な助言なども期待をしております。

す。

今年度に配備する端末を有効に活用することで、児童生徒の情報活用能力を高め、様々な問題を解決する能力の育成を目指してまいりたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 大体は分かりました。

少し付随する、補足的に質問させていただきたいと思います。

まず、具体的に端末の機種とその選定の理由、さらにはこの配備された端末は、例えば小学校6年生、中学校3年生に配備された場合、卒業するわけですよね。この場合は、もう次年度の新入生に受け継がれるという解釈でいいのでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 端末の機種と選定の理由、それから小学校6年生、中学校3年生のタブレットはどうなるかということです。

まず、機種につきましては、富士通の10.1型ワイド版タブレット。こういったものを、申し上げても具体的にどういうものか理解するのは難しいかも知れませんが、キーボード付きのタブレットでございます。取り外しができます。

それには、これはマイクロソフトのWord、Excel、PowerPointも入り、それからまなびポケットといって学習コンテンツ、先ほどeboardということで、ドリル学習等ができるような、そういったソフト等も入っております。フィルタリングも入っております。

それからあと、先ほど故障したときのというのはありましたけれども、自然故障、物損故障の故障、これも5年間分つけております。

大体そういったもので、いろんな種類があったんですけども、やはり国の4万5,000円という基準の中で、もちろんそのGIGAスクール用のモデルということでいろんなものを検討した結果、そういった先ほどの物損が入るかとか、ソフトがこういったものが入るかとか、実際に子供たちの使いやすさ、大きさとかいったことを総合的に判断しまして、この端末を選定しております。

それから小学校6年生、中学校3年生についてです。もう本当に僅かしか活用する時間がなかったんですけども、それについては今後も同じで、卒業と同時に次の、小学校6年生のは小学校1年生に、中学校3年生のは中学校1年生に渡すということで、あとは持ち上がりということを考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） オンライン学習について、中学生に、持ち帰りということですが、貸与パソコンを全員に持ち帰らせるのか、それとも家庭にパソコンがある場合はその家庭用のパソコンを使ってもらおうのか。また、先ほども保守管理についておっしゃいましたけど、そういう持ち帰りに付随して、事故等が起こらないような指導について、どのように行っていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 1点目、家庭に持ち帰ることになった場合ですけれども、基本的には学習内容がその家庭にあるパソコンでできるようであればそれでも構いませんし、学習内容とか学習方法によって、全員同じものを使ってやったほうが分かりやすいと学校のほうで判断した場合は、やはりそれを持って帰って行くということになります。ただ別の、家のパソコンを使うとしたら、またパスワードとかそのあたり、煩雑になってまいりますので、そういった欠点はございます。

それからあと持ち帰りの場合ですけれども、10月から中学生に持ち帰りということをご予定しております。今のところまだルールについて、検討している段階で、学校での使用のルールに合わせて持ち帰りのルールということで、例えば登下校中はタブレットをかばんから出さないとか、それから水に濡れることに注意するとか、例えば寝る前30分とか1時間とか以降は使用しないとか、もし壊れたりなくしたりしたときはすぐに学校に連絡するとか、もちろん家庭だけでの使用に限定しようかと考えております。いろんなところで持ち運んで、例えば自転車の籠に入れて持ち運んだりとかいうことをしますと、やっぱり壊れる可能性、なくす可能性等もありますので、そのあたりはもう家庭学習のためにということで考えております。また、詳しいルールについては、これから細かく考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） Wi-Fiの通信料の、就学援助世帯についての通信費を援助する予定の市について、先ほど県内では、1市が全額援助、大竹市が1,000円で、2自治体の一部でしたか、という説明があったと思うんですが、当初予算の説明の際、市長がおっしゃったように、教育格差の観点を考慮ということを中心に考えますと、これはあくまでも個人的要望ですが、やはりできればその1市のように全額、全額じゃなくてもできるだけ増額をすることはできないのでしょうか。これは質問というよりもお願いとさせていただきます。

この項目については以上で質問を終わります。

次のICT支援員の配置についてですが、この新任の採用をするのに、難しいといういろいろな諸事情もあるんでしょうけれども、ALTも2人、それで各学校を巡回する。結構大変だと思うし、児童生徒もしくは先生方に理解していただくためにも、できればもう少し人数を増やすことはできないのかなという感じがするのですが、この支援員の増員というのは、今後考えることはできないのでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） ICT支援員の配置ということですがけれども、6月から来年の3月まで1名を配置ということですよ。月15日、各学校、小方学園は1つと考えて、平均すると各学校を月3回ということになりますけれども、先ほど言われました学級数であるとか、また、職員数とかも違いますので、それによって3回とか2回とかということ、これから考えていきたいと思っております。

当然、小中議員が言われましたように、もっと配置したいという思いはありますけれども、例えば1人で15日ですけれども、それを20日、平均各学校4回とかにすると、労働者派遣上、2名配置ということになってまいります。金額がまた莫大に跳ね上がるということで、やむを得ずそのような配置で、今考えております。

今のところ、そういった配置で来年度やってみて、必要性とかに応じて、また学校のほうでも組織的な取り組みによってある程度習熟してくるとか、技能的にですね、授業の中でこういった使い方ができるよということを段々共有し始める。慣れてくると、あるいは工夫されてくると、そういった状況もトータルで考えまして、また考えていきたいと思えます。もちろん現在では、本当はもっと配置したいと考えているところです。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） いずれにしても、当分は試行錯誤しながら、データとノウハウの蓄積が必要だと思います。地道で着実な取り組みをお願いして、質問を終わります。

○議長（細川雅子） 続いて、2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。

通告書に基づき、阿多田島「海の家あたた」について質問させていただきます。

まずは、海の家あたたの宿泊人数と、日帰りを含めた利用者総数を調べてみました。平成17年度から平成23年度までの7年間、利用者総数は毎年2,000名を超えており、使用料収入は約350万円です。平成24年度から利用者総数1,000人を切り始めて、ここ数年、平成29年度は504人、平成30年度は437人、令和元年度は547人、使用料収入は約50万円に落ちております。

ここ数年の利用者総数の一番よいときと悪いときを比べてみました。平成23年度2,521人、平成30年度は437人、2,000人以上減少しております。使用料収入は平成23年度345万3,960円、平成30年度は41万7,630円。300万円以上の減少となっております。

ここ数年の海の家管理費、支出額は400万円から500万円、使用料収入は50万円前後、約400万円の不足が毎年出ております。

阿多田島には10年前に海上釣り堀がオープンし、数年後に2軒目がオープンいたしました。今では年間1万人以上の方が、フェリーに乗り阿多田島に渡っております。阿多田島の釣り堀を利用している方は、大竹市にお住まいの方だけではありません。

海上釣り堀経営者に話を伺いました。他県からたくさんの方が、大竹市阿多田島にあります海上釣り堀に足を運んでおられます。山口、九州、四国、大阪方面から来られるお客様は、前乗りして港の駐車場で車中泊をし、朝のフェリーに乗られる方がいると聞きました。また、電話予約のとき、阿多田島に宿泊施設はありますかと聞かれることも多いようです。お客様の中には、阿多田島に宿があり、阿多田島で釣った魚を食べる場所があればとの話も、よく聞くと言っておられました。

なのに、海の家あたたの利用人数は減少している。それはなぜなのでしょう。施設が利用しにくいのではないかと。海の家あたたを利用する際、大竹市のホームページ調べで、

利用日の1カ月前に申請書類等の提出が必要とございました。阿多田島に行ってみようと思われる方、阿多田島で釣りをされる方が、1カ月以上前から企画して予約されますでしょうか。

海上釣り堀の予約窓口の方に聞きました。釣り堀の予約は、年末の書き入れ時以外、1カ月以上前からの予約電話はないと。また、申請書類等の提出は、施設活動計画書、施設使用許可申請書、施設利用者名簿、施設利用の心得、そして、施設利用の心得の全ての事項に承諾するとともに、それに反する行為を行わないことを誓約し、団体を代表する者2名の自署押印が要るんです。変更やキャンセルするときは、施設使用許可変更取消申請書が要ります。私なら、この利用申請書だけで予約をやめようかと考えます。

続いて、ホームページに書いてあることをそのまま読ませていただきます。「海の家あたたは市内・市外を問わず、青少年や地域、職場のグループや各種団体、家族など、5名以上のグループであればどなたでも御利用いただけます。」括弧して、「※5名未満の場合は、5名分の使用料を頂きます。中学生以下だけでの利用はできません。」と書かれておりました。

5名未満は5名分の利用料金が要ると。ちなみに私の家族は4人家族ですが、4人家族で利用した場合も5人分の利用料金がかかります。予約方法の利用日の1か月前までに申し込み、たくさんの申請書類等の提出、また、5名未満は5名分の利用料金がかかる。これらが施設の利用をしにくくしている原因ではないでしょうか。

海の家あたたに隣接しております灯台資料館は、明治時代の1903年頃建造されたと言われており、1978年に閉鎖され、荒廃していた施設を大竹市が修築して、1996年に資料館として開き、明治期の建築として貴重な文化遺産、国の登録有形文化財として登録されておりますが、近年の来館者は年間100人前後と聞いております。

昨年は登録有形文化財の指定も25年を迎えることから、広島海上保安部より、長年の保守などに関する表彰を受けたばかりです。この貴重な灯台資料館をアピールするために、隣接する海の家あたた、たくさんの方に利用してもらうために何をしたらよいのか。

先月の2月20日、中国新聞の記事からですが、見出しに「観光温浴4施設の経費減へ調査、廿日市市21年度、民間売却も視野に」とあり、記事の内容は、市営の4つの観光温浴施設について、今後の在り方や運営コスト削減を検討するための本格的な調査をする。4施設は観光面や住民の健康増進に重要な役割を担う一方、今後、老朽化で維持費がかさむ見通し。公共施設としての必要性を見極め、一部は将来の民間売却を検討する可能性もあると。

ほかにも、利用者や地域での役割、維持コスト、民間企業の取得意向などを調べる。21年度一般会計当初予算案には、調査費を計上した。施設の廃止は検討していない。公営での運営が一定の役割を終えたと判断した場合、民間売却も視野に入れる。公共施設の再編計画を策定。観光交流施設について、機能の変更や民間への譲渡を検討してきた。また、2020年4月には温浴施設宮浜、べにまんさくの湯を民間に売却。同9月には、アルカディアビレッジを、温浴施設からキャンプ場などの多目的広場へ変えて、再オープンしている。このように、廿日市市の公共施設への取り組みが記事になっておりました。

阿多田島航路のフェリーは、職員の努力で、運賃が値上がりすることもなく、新造船に今後なります。令和5年には、宿泊施設もある美術館ができます。岩国・大竹道路もできます。阿多田島には民間企業の努力で釣り堀が2件オープンして、年々阿多田島に渡る方が増えております。当然、フェリーに乗られるお客様も増えております。今からどんどん大竹市が生まれ変わっていきます。これらを起爆剤に、阿多田島・海の家を大きく変えてみてはどうでしょうか。

そこで問います。海の家あたた、利用してもらうために現在の取り組み、利用人数を増やすために今後の取り組み、最後に灯台資料館を含め、海の家あたたの管理を3名の方がされており、雇用を維持しながら公共施設としての指定管理や、将来的には民間への売却を視野に入れているのでしょうか。

また、そのために民間企業の取得意向調査を行う予定はあるのでしょうか。

以上、海の家あたた施設の管理計画を問わせていただき、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、藤川議員の、阿多田島の海の家あたたについての御質問にお答えをいたします。

海の家あたたは、阿多田島の持つ豊かな自然環境に親しみながら、青少年の健全育成のために、近郊の児童生徒等の野外活動などの場として整備した集団宿泊施設であり、平成8年度に開館いたしました。

また、同時に、隣接している歴史的に価値の高い旧安芸白石航路標識事務所跡地を灯台資料館として保存整備したことで、灯台資料館については平成8年12月に国登録文化財に指定され、航路標識の歴史を後世に伝える貴重な場として、児童生徒の総合的な学習の時間などの学びの場として、活用をされているところです。

施設管理に関しましては、緊急的な案件への対処も考え、阿多田島の住民の方3名を市の会計年度任用職員として雇用した上で、宿泊や灯台資料館の見学の予約があった際や、草刈りなど、維持管理に必要な最低限の勤務の形態で、管理をしている状況でございます。

海の家あたたの利用者数につきましては、開館当初は市内外から年間3,000人を超える利用がございましたが、直近の令和元年度には年間547人と、利用が大幅に減少しております。

利用促進のための取り組みについてですが、現状では市のホームページのほか、代表的な旅行予約ウェブサイトの一つである「じゃらんネット」や、全国の子供の遊び場情報が閲覧できる「いこーよ」などに施設の紹介をしていただいております、それらの情報サイトなどを通じての問い合わせが、一定件数あるところでございます。

また、青少年の利用に支障を及ぼさない範囲内で、青少年以外の受け入れも行っており、今後、学習塾の合宿や幼稚園のお泊まり保育などでの利用促進についても、検討をしたいと考えております。

なお、宿泊料金の最低額を5名分の料金としていることについてですが、現状、利用者

がいる場合のみ、会計年度任用職員が勤務する形態を取っており、利用者が宿泊する場合は、会計年度任用職員も管理のために宿泊勤務することになります。5名未満での利用のニーズもあり、宿泊人数に応じた料金設定を行うほうが利用者は増加する可能性は高いと思いますが、本施設が集団宿泊施設であること、また、人件費を含めた維持管理費等を踏まえた一定の採算性を考慮し、5名未満の宿泊の場合でも、料金の最低ラインを5名分をお願いをしているものでございます。

次に、民間企業の指定管理や民間売却等を視野に入れた意向調査についてでございます。

新聞報道のあった、廿日市市の施設につきましては、既に指定管理者の公募に複数事業者の応募実績のある施設であり、施設自体の市場価値が高いことから、民間企業への売却を視野に入れることができるものと考えております。

一方、海の家あたたにつきましては、平成28年度に指定管理者制度を視野に入れた管理方法を検討するため、指定管理者として実績のある民間企業に現地調査をしてもらった上で、指定管理者制度導入の可能性について検討してもらいましたが、道路が狭く自動車が離合できない、遊具やアスレチックなど家族で楽しめるものが近くにない、晴海臨海公園の指定管理などと抱き合わせでないと魅力がない、などの理由で、残念ながら海の家あたたのみでは、指定管理者制度の導入は難しいという回答でございました。

また、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、海の家あたたは、当面存続の施設として整理されておりますが、使えば使うほど赤字がかさむ施設と判定されております。また、建設後25年が経過し、施設内の設備の劣化が著しくなっており、修繕費用も年々負担が大きくなっております。大規模な修繕を行う必要性が出てきた場合、修繕費や公共施設としての必要性等を見極めた上で、継続して市が運営していくかどうかを決定していくこととなります。

さらに、昨今の新型コロナウイルスの影響により、県北の宿泊施設を運営管理していた第三セクターが経営破綻するなど、民間の投資動向も悪い状況にあることから、現状において、指定管理や民間売却を視野に入れた民間企業への意向調査等を改めて実施することは、考えておりません。

将来的に民間企業の投資意欲が高まり、海の家あたたの指定管理や取得の意向がある民間企業が現れた際は、将来的な施設の維持管理コストや、灯台資料館の維持管理等を含め、総合的に勘案した上で、指定管理や民間売却をすることが得策であると判断できれば、選択肢の1つとして検討することは可能であると考えております。

民間の動向はもちろんです。阿多田島の住民を初めとする市民の皆様の意向など、今後もしっかりと情報収集した上で、指定管理や民間売却について、慎重に検討させていただければと考えております。

以上で、藤川議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。物すごく分かりやすい答弁でした。ありがとうございました。

周知方法もたくさんしていただいている、利用料金の件もよく分かりました。また、指

定管理や売却等も研究して行ってほしいと思います。よろしく願いいたします。

先週、阿多田島の40代の方から私のほうに連絡をいただいて、30代から40代の4、5名の方が集まって、阿多田島のハイキングコースを復活させようと思うのですが、と相談がありました。話をよく聞きますと、新型コロナウイルスの影響なのか、阿多田島にハイキングに来られる方が増えていると。ですが、皆さん残念そうに帰っていくらしいんです。

それはそのはずですよ。ハイキングコースは市のホームページ等で、パンフレット等にも書かれていますが、ハイキングコース、雑草でどこに道があるか分からない状態だし、道の整備もされておられません。

連絡をくれた方は、インターネット検索で阿多田島、ハイキングと検索して、阿多田島のことを調べたようです。するとたくさんの方がSNSにアップされており、書かれていたのが、ハイキングコースに道がない。案内がないので道が分からない。展望のない山頂。お店がない。フェリーにあたたハマチとレモンのポスターが貼ってあるのに、食べるところがない。灯台資料館は閉まっている。海の家あたた、閉まっている。ほか、ここでは言えないことも書かれていたようで、悔しい思いをしたと連絡がございました。これらがまずは阿多田島のハイキングコースを復活させようという気持ちにさせたのだと思います。

ほかにも、阿多田島に来てくれた方が喜んでいただけるような取り組みの考えを、私にいろいろ話してくださいました。

今、阿多田島を少しでも盛り上げようと、島の中から声が、少しずつですが上がってきております。阿多田島に今、人を呼ぶチャンスだと思います。スピードも大切です。阿多田島には既に年間1万人の方が来てくれております。海の家あたたに魅力があれば、阿多田島に渡る方がさらに増えます。阿多田島に渡る方が増えれば、新造船になるフェリーに乗ってくれる方も増えます。まずは海の家あたたを、簡単に利用できる仕組みにしてほしい。

そこで問わせていただきたいのは、予約方法、利用方法の改善のお考えはありますでしょうか。特に1カ月前までに申し込まないと宿泊できないというのは、非常に不便です。お考えをお伺いしたいのですが、教育長、御答弁お願いできますでしょうか。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） 海の家あたたを簡単に利用できるよにということで、今大きな課題になっている予約の方法についてということの御質問かと思ます。

予約方法に関しましては、以前宿泊団体が宿泊マナーを守らず、地域の方々に大変な迷惑をかける、そういう行為が繰り返された事案がございました。その対策として、予約方法の変更を行ってきたという、そういう経緯がございます。

しかしながら、藤川議員のおっしゃるとおり、利用者にとって利用しにくいというのも理解できますが、この1カ月前までに申請書を利用できないという要件につきましては、そのあたりの期間の短縮について、これから前向きに考えていきたいと思ます。

これから阿多田島もいいシーズンを迎えてまいります。そのあたりについては、生涯学習課のほうで協議をしてまいろうと思ます。

いずれにしても、海の家あたたについては利用者の減少を含め、港から施設までの

アクセス、施設の老朽化、宿泊利用者への食事の提供、管理人の高齢化など、多くの課題が山積をしております。将来にわたり隣接する灯台資料館と一体化した施設として、今後、どのように海の家あたたを運営・管理していくことが最善なのか、そのあたりについて、まずは課題のほうをしっかりと整理をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 前向きな御答弁、ありがとうございます。先ほども言いましたが、スピードが大切だと思います。今、阿多田島に人が集まってきております。年間1万人以上の方が来ておりますので、少しでも早く、海の家あたた、利用しやすい環境づくり、どうかよろしく願いいたします。

ここからは私の思いといたしますか、要望を言わせていただきます。

令和5年には宿泊施設もある美術館ができる、岩国・大竹道路もできる、阿多田フェリーも新造船になる。たくさんの方にフェリーを利用していただくためにも、海の家あたた、利用人数を増やす方法、阿多田島の歴史を大切に、ハイキングコースの整備、道路の整備、阿多田島にキャンプ場をつくるなど、ぜひ阿多田島観光にも目を向けていただいて、たくさんの方が阿多田島に渡っていただけるような取り組みをお願いしたい。

そしてさらに、旧小方小学校・中学校跡地、市民プール跡地をフルに活用して、道の駅、海の駅等をつくっていただき、漁業組合等と協議し、大竹市に釣りに来られている方々の釣った魚を買い取りして、市場の競りにかけるなり、道の駅や海の駅等で販売していただきたい。

既に取り組みをしておられる市町がございました。静岡県熱海市で始まった、観光客が釣った魚を市場が買い取り、価値に応じて周辺の店舗等で使えるクーポン券を発行する取り組みがあります。観光客と魚市場、地域それぞれにメリットがある新しい地域振興策として、注目を集めております。

また、静岡県西伊豆町でスタートした、産地直売所の市場に釣った魚を持ち込むと、電子地域通貨で買い取ってくれる仕組みがあります。通貨を使用できるのは、飲食店、宿泊施設や温泉施設、ガソリンスタンドなど約130店舗。観光客は魚を釣って、町で遊べる軍資金が手に入る仕組みのようです。これらの仕組みは、自治体が主導となっております。

これらの取り組みを知った複数の地域から、自分の地域でもできないかという問い合わせがたくさん来ているそうです。上記の取り組みを利用したお客様の喜びや感想等が、たくさんネット上に上がってきております。利用された喜びの声が、ユーチューブにもアップされておりました。

こういった取り組みを、大竹市もやっていただきたい。大竹市には、できる環境がそろっております。釣り場があります、阿多田島があります、海上釣り堀もあります。ぜひ研究していただければと思います。

実現しましたら、私は釣りをしませんが、釣りを始めます。大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにするために、新しいことにチャレンジしていただくようお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員、7番、賀屋幸治議員、9番、西村一啓議員、11番、網谷芳孝議員、14番、日城究議員、15番、寺岡公章議員、以上の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第15〔一括上程〕

議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第21号 大竹市まちづくり基本構想の策定について

議案第28号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）

○議長（細川雅子） 日程第13、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第15、議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）に至る3件を一括議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                       | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第20号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市まちづくり基本構想の策定について      | 原案可決  |
| 議案第28号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）   | 原案可決  |

令和3年3月2日

大竹市議会議員 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、本件では、「新聞報道によると、今回の新造船の事業費は、現在の使用船舶「涼風」を造船したときに比べ高額であるが、利便性や安全性を求めて何かを装備するのか理由を伺う」との質疑に対しまして、「「涼風」を造船した当時よりも材料費や人件費が高くなっていることに加え、以前はなかったバリアフリーや、入港時の安全性を高めるサイドスラスタ等機能を加えるため、見積額が高くなっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定についてでございますが、本件では、まず、「大竹市まちづくり基本構想は全戸配付するが、他にPR方法を考えるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在は、市広報に特集記事の掲載を考えている。また、基本構想のデータを市ホームページに掲載し、どこからでも御覧いただけるようにしたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市まちづくり基本構想は、小学5年生ぐらいから読める漢字を使用していると聞いたが、読みづらい漢字もあるため、読み仮名をつけることはできないか。また、市広報は、点訳や音訳などを行っているが、基本構想も点訳や音訳をするのか伺う」との質疑に対しまして、「読みづらい漢字や三倉岳、阿多田島、亀居城等の大竹市に関わる固有名詞に読み仮名をつけることを検討したい。また、今回の基本構想は絵本の形で、ストーリーがあるため、文字を点訳・音訳するだけでは伝わりにくいと考えており、ストーリーを伝えるナレーションをつけるなど工夫したい。基本構想は30年先を見据えたものであり、時代に合った効果的な発信方法を今後も検討したい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）でございますが、本件では、まず、「2款総務費の公共交通負担金の756万9,000円増額の内容について伺う」との質疑に対しまして、「内容はこいこいバスの運行事業者に対する運行負担金の増額である。こいこいバスの運行は、運行経費から運行収入を差し引いた額を対象に、運行負担金を大竹市が負担している。今年度当初予算では、収支率を80%として運行負担金を20%で計上していたが、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少して、約60%の収支率

の見込みである。その差額分を大竹市が負担するため、補正予算に増額計上している」との答弁がございました。

次に、「4款衛生費のがん検診及び健康診査等事業の436万1,000円減額の理由について伺う」との質疑に対しまして、「今回、減額したがん検診及び健康診査等事業は、がん検診の胃内視鏡検査に当たる予算である。個別健診において令和2年10月から開始する予定で、令和元年度から準備していたが、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響で、医療機関における治療目的の胃内視鏡検査も、4月から6月の間は実施できず、その対象の方の検査が7月以降になった。そのため令和2年度に胃内視鏡検査の事業を始めることを見合わせたので、補正予算に減額計上している」との答弁がございました。

次に、「10款教育費の旧穂仁原小学校動産撤去処分業務委託料として、478万8,000円計上されている。廃校になった学校用品をフリーマーケット形式で販売したことがあるが、今回は行わないのか伺う」との質疑に対しまして、「事業内容としては、校舎解体の前に校舎の中にある不要物品を収集・運搬して、処分する業務を委託するものである。過去に旧松ヶ原小学校を会場にして物品販売を行ったが、令和2年度にも大竹会館の改築に伴い、おおたけリユース市を行い、旧穂仁原小学校の物品の一部を出品した。校舎の解体は広島県の事業スケジュールと合わせて行うため、来年度に繰越しをして、5月頃には残っている物品を全て処分しないとイケないため、今後、不用品の物品販売を行う予定はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決されました



日程第16～日程第31〔一括上程〕

- 議案第13号 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について
- 議案第14号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 大竹市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第16号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について
- 議案第17号 大竹市介護保険条例の一部改正について
- 議案第18号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第19号 大竹市墓地使用条例の一部改正について
- 議案第22号 工事施行協定の変更について
- 議案第23号 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について
- 議案第25号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第26号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について
- 議案第27号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第29号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第31号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定についてから日程第31、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてに至る16件を、一括議題といたします。

本日、生活環境委員長が欠席しておりますので、本16件に関し、副委員長の報告を求めます。

生活環境副委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第13号 | 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について | 原案可決  |

|        |                                                                           |      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第14号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第15号 | 大竹市漁港管理条例の一部改正について                                                        | 原案可決 |
| 議案第16号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について                                               | 原案可決 |
| 議案第17号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                                        | 原案可決 |
| 議案第18号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について                         | 原案可決 |
| 議案第19号 | 大竹市墓地使用条例の一部改正について                                                        | 原案可決 |
| 議案第22号 | 工事施行協定の変更について                                                             | 原案可決 |
| 議案第23号 | 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について                                                    | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について                                                    | 原案可決 |
| 議案第26号 | 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について                                             | 原案可決 |
| 議案第27号 | 市道路線の廃止及び認定について                                                           | 原案可決 |
| 議案第29号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)                                               | 原案可決 |
| 議案第30号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第2号)                                                | 原案可決 |
| 議案第31号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)                                                | 原案可決 |
| 議案第32号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について                              | 原案可決 |

令和3年3月3日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久



〔生活環境副委員長 日域究議員 登壇〕

○生活環境副委員長（日域 究） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案17件につきまして、3月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、議案第24号を除く議案16件について、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に、御報告申し上げます。

初めに、議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正についてでございますが、本件では、「市営白石墓苑について何区画の移転が決まっているのか伺う。また、移転完了予定である令和4年3月中までに移転されなかった場合はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「100区中85区画の移転が決まっている。また、移転予定の方には、これまでに複数回、意向の確認を行っており、令和4年3月中までに滞りなく移転が完了する見込みである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市漁港管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹市内の漁港は玖波漁港と阿多田漁港があり、玖波漁港は漁船以外にプレジャーボートも係留されているようだが、阿多田漁港は全て阿多田島の方の漁船が係留されていると思われる。今回の条例改正に基づき、同様の扱いで管理をすることになるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、阿多田漁港に係留されているのは、漁協に確認したところ全て漁船であり、プレジャーボートはない。今後、プレジャーボートの係留が発生すれば、玖波漁港と同様の扱いで管理することになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号工事施行協定の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では、「晴海14号線について、市道路線の廃止後の管理はどのようになるのか伺う。また、廃止に伴って門を設置することはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「晴海臨海公園の園路として管理することになる。また、現時点では廃止に伴い、門を設置する予定はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定管理を行っている施設における電話・窓口での受付対応に関して、市にクレームの連絡が入っているのか伺う。また、仮にクレームが多かった場合、指定管理者に接遇教育を行うなどの対応をしているのか伺う」との質疑に対しまして、「近年では

クレームの連絡は入っていない。仮にクレームがあった場合は、指定管理者への聞き取り等を行い、適切に処理していきたい。また、状況に応じて研修や指導を促すことも必要であると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について、議案第14号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、及び議案第16号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本3件では、まず、「大竹市精神障害者医療費支給条例の制定により、対象となる方に医療費の支給が行われるということだが、他市町でも同様の制度が実施されているのか伺う。また、その財源について伺う」との質疑に対しまして、「県が市町に呼びかけをしている事業であり、県内の全市町で実施が予定されていると聞いている。また、財源については、県の福祉医療費公費負担費補助金により、2分の1の補助がある」との答弁がございました。

次に、「大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について、関係する条例における医療費の受給者数と申請の要否について伺う。また、申請が必要な場合の対象者への周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年1月末時点の受給者数であるが、ひとり親家庭等医療費支給条例が301人、重度心身障害者医療費支給条例が654人、乳幼児等医療費支給条例が2,870人である。受給には申請が必要であるが、受給者証の期間更新時に申請が不要であり、自動で更新するようにしている。また、対象者への周知方法については、ひとり親家庭等医療費は児童扶養手当の申請時に福祉課で、重度心身障害者医療費は、障害者手帳の交付時に福祉課で、乳幼児等医療費は、出生届または転入届の際に市民税務課でそれぞれ案内するようにしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「高齢化が進む中で、第8期介護保険事業計画の策定に伴う新たな介護保険料額を下げることができた理由と、それをどう評価・分析しているか伺う。また、新型コロナウイルスの影響で介護給付サービスの利用控えがあり、保険料の設定に関係したのか伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料額を下げることになった理由の1つとして、第7期介護保険事業計画の中で予定していた施設整備の一部ができていなかったため、給付費が

抑えられたということがある。また、新型コロナウイルスの関係については、令和2年4月、5月あたりは若干給付費が下がったが、全体としては大きな影響は受けていない。本市の給付費が低い理由としては、県内で5番目ぐらいに介護認定率が低いということがある。その中でも特に給付費が高くなりがちな85歳以上の方の介護認定率が、県内で最も低い状況であることが影響していると考えている。その要因として、地域で、いきいき百歳体操にしっかり取り組んでいただいております、今年度も新たに5カ所で立ち上げがされ、さらに2カ所で立ち上げに向けて取り組んでいる。こうした活動により、元気に過ごしていただいていることが、給付費の抑制へとつながっているものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「第14条中にあるテレビ電話装置等とはどのような場面で使用するのか。また、この装置の使用に当たり、自己負担は必要なか伺う」との質疑に対しまして、「ケアマネジャーとケアプラン等について話し合う会議は、通常対面で行っているが、コロナ禍の影響によりパソコンやタブレット等を使用してオンラインで会議を行うことも増えたため、条文にテレビ電話装置等の使用についての規定を加えている。様々な利用形態が考えられるが、基本的には事業者の判断となる。利用者が所有する機器等を使用する場合は、通信料を含め原則、自己負担となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「療養給付費が2,300万円の増額となっている。今年度はコロナ禍で受診控えが出たこともあり、減額になるのではないかと予想していたが、増額になった要因は何か伺う」との質疑に対しまして、「今年度予算の療養給付費は、受給者数の減少等により、前年度予算と比べ約2億円の減となっていた。新型コロナウイルスの影響で4月から5月にかけては若干の減少傾向が見られたものの、大きな影響はなかったが、12月に予想を大きく上回る給付があったことにより、今年度中の安定的な運用を図るため、今回の補正予算計上により増額するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）、及び議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件でございしますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「公共下水道事業会計補正予算で、耐水化計画基本構想策定業務の委託を予定しているが、この計画とはどのような内容か伺う」との質疑に対しまして、「令和元年の東日本台風等によって、下水道施設が浸水し、機能停止するなどの被害が生じたことを受け、下水道施設の浸水対策の推進と確実な実施を行っていくため、国から耐水化計画の策定を求められている。計画策定に当たっては、浸水深をどのように想定するかが課題となるが、小瀬川の想定最大規模の洪水浸水想定区域には、小島雨水排水ポンプ場と、小島汚水中継ポンプ場が入っており、浸水深が0.5メートル未満というところもあれば、5メートル未満というところもあり、同じ施設区域内においても浸水深に大きな幅がある。今回の業務においては、まず、想定される浸水深の設定と、浸水が想定される範囲の整理、浸水深に対して機能停止等リスクが高く、耐水化が必要な施設に何が該当するかを検討する。これにより、浸水のリスクが高い施設がある場合には、浸水発生時においても機能を確保すべき施設と関連する主要設備機器類等の抽出を行い、機能確保のための対策内容を検討し、耐水化計画を定めることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案16件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本16件を一括採決いたします。

本16件に関する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本16件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本16件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第24号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第32、議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

生活環境副委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第24号 | 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について | 原案可決 |

令和3年3月3日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境副委員長 日域 究

〔生活環境副委員長 日域究議員 登壇〕

○生活環境副委員長（日域 究） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案17件のうち、議案第24号については3月2日に開催した委員会において、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、北地委員長の退席後に審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案第24号の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は原案可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（細川雅子） お諮りいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 3月2日の陳情の審査において、私及び我々の会派に対する無礼な発言があったように、私は感じております。議長において、対処していただくようお願いいたします。

○議長（細川雅子） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

16時18分 休憩

16時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続いて、議事を再開いたします。

日域議員、お尋ねいたします。

先ほどの発言の中で、もう少し具体的にどなたの発言だったのかっていうのを御説明お願いいたします。

日域議員。

○14番（日域 究） 陳情の議案の審議の中における討論ですけども、小中議員の発言でございます。

以上です。

○議長（細川雅子） ただいま日域議員から、3月2日の陳情審査において、小中議員の発言内容が不穏当であるため、議長において発言の取り消しを命じられたいとの要求がございました。議長において、後日記録を確認の上、措置することといたします。これに御異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 異議あるんですか。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 発言を許可します。

日域議員。

○14番（日域 究） 前々回というか、おととしの12月のときはそのやり方でしたけど、私は、それと同じことをやれという意味じゃなくて、それはあれじゃないですか、本人の申

し出により変更したり、修正したり、いろんな方法が過去あったはずなんですよね。御本人を無視して発言取り消しっていうやり方は、令和元年12月定例会でありましたけど、あれはどちらかというとな例外的なものであって、普通はそこまで言うなって言われたら、ごめんごめんと言って訂正したり謝罪したりすることは、もっと頻繁に行われてきたことだと思います。だから取り消しを命じてくれるっていう意味じゃなくて、対処していただきたいということです。議長においてですね。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 発言の取り消しを命じてほしいという要求ではないということですね。それでは議長において、後日記録を確認の上、対処することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、後日記録を確認の上、対処することといたします。お諮りいたします。議事の都合により、3月10日から3月25日までの16日間、休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月25日までの16日間、休会することに決定いたしました。お諮りいたします。本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。この際、御通知いたします。明日、3月10日10時から、第1委員会室において、正副委員長の互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集ください。3月25日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。本日は、これにて散会いたします。

16時32分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月9日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

令和3年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和3年3月25日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 | |
|-----|--------|---|---------------------------|--------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 | 議案第38号 | 大竹市議会基本条例の一部改正について | 即 決 | |
| 第 3 | 議案第 1号 | 令和3年度大竹市一般会計予算 | 予 算 特 別
(原案可決) | |
| 第 4 | 議案第 2号 | 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第 3号 | 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 6 | 議案第 4号 | 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第 5号 | 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計
予算 | | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和3年度大竹市土地造成特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第 9 | 議案第 7号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第10 | 議案第 8号 | 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | | (原案可決) |
| 第11 | 議案第 9号 | 令和3年度大竹市水道事業会計予算 | | (原案可決) |
| 第12 | 議案第10号 | 令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算 | | (原案可決) |
| 第13 | 議案第11号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算 | | (原案可決) |
| 第14 | 議案第33号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国
民健康保険条例の一部改正について | | 総務文教付託 |
| 第15 | 議案第34号 | 大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例
の一部改正について | | 総務文教付託 |
| 第16 | 議案第35号 | 財産の取得について（（仮称）おがたこども園
厨房機器一式） | | 生活環境付託 |
| 第17 | 議案第36号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号） | 総務文教付託
(一 括)
生活環境付託 | |
| 第18 | 議案第37号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算
（第3号） | | |
| 第19 | | 閉会中の継続審査の申し出について | | |
| 第20 | | 議員派遣について | | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第38号（説明・表決）
- 日程第 3 議案第1号から日程第13 議案第11号（報告・討論・表決）
- 日程第14 議案第33号（説明・付託）
- 日程第15 議案第34号（説明・付託）
- 日程第16 議案第35号（説明・付託）
- 日程第17 議案第36号から日程第18 議案第37号（説明・付託）

○追加日程第 1 議案第 33 号から追加日程第 3 議案第 36 号 (報告・表決)

○追加日程第 4 議案第 35 号から追加日程第 5 議案第 37 号 (報告・表決)

○日程第 19 閉会中の継続審査の申し出について (表決)

○日程第 20 議員派遣について (表決)

○出席議員 (15人)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 細 川 雅 子 | 2 番 | 藤 川 和 弘 |
| 3 番 | 原 田 孝 徳 | 4 番 | 小 中 真樹雄 |
| 5 番 | 中 川 智 之 | 6 番 | 小田上 尚 典 |
| 7 番 | 賀 屋 幸 治 | 8 番 | 北 地 範 久 |
| 9 番 | 西 村 一 啓 | 10 番 | 和 田 芳 弘 |
| 11 番 | 網 谷 芳 孝 | 12 番 | 児 玉 朋 也 |
| 13 番 | 山 崎 年 一 | 14 番 | 日 城 究 |
| 15 番 | 寺 岡 公 章 | | |

○欠席議員

16 番 山 本 孝 三

○説明のため出席した者

| | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 育 長 | 小 西 啓 二 |
| 総 務 部 長 | 中 村 一 誠 |
| 市 民 生 活 部 長 | 三 原 尚 美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊 原 学 |
| 建 設 部 長 | 山 本 茂 広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古 賀 正 則 |
| 消 防 長 | 佐 伯 和 規 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿 本 剛 |
| 企 画 財 政 課 長 | 三 上 健 |
| 保 健 医 療 課 長 | 松 重 幸 恵 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 三 井 佳 和 |

○出席した事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田 中 宏 幸 |
| 議 事 係 長 | 加 藤 豪 |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、  
3番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第38号 大竹市議会基本条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第38号大竹市議会基本条例の一部改正についてを議題
といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） おはようございます。それでは、議案第38号大竹市議会基
本条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

今回の条例は、さきの本会議において議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定につ
いてが議決されたことに伴い、大竹市議会基本条例第7条の中で、大竹市総合計画と表記
されていた部分を、大竹市まちづくり基本構想に改めようとするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日からでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 ～日程第 1 3 [一括上程]

- 議案第 1 号 令和 3 年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 3 年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 3 年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 3 年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 3 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 3 年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 3 年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 3 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 3 年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第 3、議案第 1 号令和 3 年度大竹市一般会計予算から日程第13、議案第11号令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、賀屋幸治議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和 3 年 3 月 9 日、第 1 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号    | 件 名                    | 審査の結果 |
|---------|------------------------|-------|
| 議案第 1 号 | 令和 3 年度大竹市一般会計予算       | 原案可決  |
| 議案第 2 号 | 令和 3 年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |
| 議案第 3 号 | 令和 3 年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | 原案可決  |
| 議案第 4 号 | 令和 3 年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | 原案可決  |

|          |                          |      |
|----------|--------------------------|------|
| 議案第 5 号  | 令和 3 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第 6 号  | 令和 3 年度大竹市土地造成特別会計予算     | 原案可決 |
| 議案第 7 号  | 令和 3 年度大竹市介護保険特別会計予算     | 原案可決 |
| 議案第 8 号  | 令和 3 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算  | 原案可決 |
| 議案第 9 号  | 令和 3 年度大竹市水道事業会計予算       | 原案可決 |
| 議案第 10 号 | 令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計予算    | 原案可決 |
| 議案第 11 号 | 令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計予算    | 原案可決 |

令和 3 年 3 月 17 日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

予算特別委員長 賀屋 幸治

〔予算特別委員長 賀屋幸治議員 登壇〕

○予算特別委員長（賀屋幸治） 去る 3 月 9 日の本会議において、私ども委員 8 名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました、令和 3 年度大竹市一般会計予算ほか 10 件の議案につきましては、15 日、16 日、17 日の 3 日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

3 月 10 日に開催されました第 1 回予算特別委員会におきまして、不肖、私、賀屋が委員長に、西村委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、3 日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思えます。

初めに、第 1 款議会費においては、質疑はございませんでした。

続きまして、第 2 款総務費では、まず、「防犯対策事業の備品購入費で防犯カメラがあるが、何カ所に設置するのか何う」との質疑に対しまして、「昨年、大竹警察署長から安全・安心のまちづくりに向けた防犯カメラの増設の要望があり、特に人や車の流れが多い場所や通学路などで、犯罪発生の抑止や逃走経路の要所と考えられる 6 カ所程度に設置する予定である」との答弁がございました。

次に、「警察だけでなく、住民から防犯カメラの設置要望があった場合の対応について伺う」との質疑に対しまして、「現時点で住民からの設置要望は聞いていないが、今後、要望があった場合は関係する機関にも相談したい」との答弁がございました。

次に、「電子看板運用業務委託料が毎年約300万円で計上されていたが、令和3年度は76万4,000円に減額された理由を伺う」との質疑に対しまして、「電子看板運用業務委託料は、大竹駅前の「みくらす」と、総合市民会館に設置しているデジタルサイネージの映像編集等を含めた運用費用を、月々約25万円で年間約300万円の費用を支払っていた。運用業務については、再編交付金を原資として、平成22年度に約10年分を見込んで基金を積み立て、平成23年度から運用を開始したが、令和2年度で当初予定の10年を経過し、設置した機器等が古くなっていることもあり、基金残高を使い切る令和3年6月までで運用業務を終了する。令和3年7月以降は機器を撤去して、設置場所の原状復帰をし、設置していた機器のモニターなどは市で活用したいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「子育てに関する相談体制の強化がうたわれているが、大竹市の体制について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度より、子ども家庭総合支援拠点事業を開始する予定である。事業の内容として、児童の虐待、子供の発達に関する悩みや育児のストレスなど、子育てに関する相談支援業務と関係機関が連携して、問題のある家庭の情報共有や支援方法を検討する、要保護児童地域対策協議会の運営や調整の業務を担う。2つの業務を1つの機関が担い円滑に運用することで、年々増加する児童虐待に対応できる。今後、子ども家庭相談員の資格を持つ職員を増やしていくことで、きめ細やかで家庭に寄り添った相談体制を整備し、虐待防止に取り組みたい」との答弁がございました。

次に、「障害児の放課後等デイサービスを他市の事業所で利用されている方がいることについて、理由を把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「令和2年度障害者基本計画の策定に当たり、放課後等デイサービスの利用について調査を行った。利用状況は大竹市内の事業所の利用が約51%、市外の利用が約13%であった。放課後等デイサービスを希望することについては、状態に応じた療育やプログラムが受けられることを希望する回答が最も多かった。市内・市外を問わず、障害の特性に合った事業所を利用していることがうかがえる」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「地域不法投棄対策事業について現在の状況を伺う。また、印刷製本費が昨年度と比較し増額された理由について伺う」との質疑に対しまして、「2月末までの件数であるが、不法投棄が26カ所、うち警察が調査したものは9件である。回収量は151キログラムであった。また、ごみカレンダーの作成についてはデータのみで作成であるが、外国語版を隔年で作成しており、令和3年度は中国語版を作成するため、印刷製本費が増額となる。カレンダーは日々のごみの区分だけでなく、ごみの出し方についても記載されているので、読んで、正しいごみ出しをしていただきたい」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種に係る現在の体制及び、2回接種を要する対応について伺う」との質疑に対しまして、「新型コロナウイルスワクチンが供給可能とな

った際、速やかに住民に接種ができるよう体制整備を行っている。人力的体制の整備として、保健医療課に専任1名と兼任を配置し、会計年度任用職員2名を雇用して、ワクチン接種に係る事務を担当している。また、システム改修も令和2年度中に完了する。接種券の印刷及び郵送は令和3年3月下旬予定であったが、ワクチンの到着が遅れているため、令和3年4月上旬をめどに、高齢者の接種券の発送を予定している。集団接種については、大竹市医師会と広島西医療センターの協力により、広島西医療センターで実施することとしている。個別接種は5月以降、受託している各医療機関で接種できるよう調整を行っている。相談体制については、広島県に相談一括コールセンターが設置され、3月1日から運用しており、これに参加している。また、保健医療課内にも専用回線を設け、接種医療機関、予約方法についての問い合わせを受け付ける。集団接種、個別接種とも2回目のワクチン接種の予約については、1回目のワクチン接種後の待機時間中にしていただくよう想定している。ワクチン接種は、国からワクチンを無駄なく接種するよう、1日100名以上とするよう要求されていることから、1日最大240名の接種を想定しているが、しばらくは160名を上限とし、体制を整備する」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費においては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「「あたたハマチtoレモン」の現状について伺う」との質疑に対し、「令和元年度は6,000匹の生産目標を立てていたが、市場価格等の低迷により4,000匹に減産となった。令和2年度も状況の好転が見られず、生産量は3,000匹であった。さらに、コロナ禍による飲食店等の休業や時短要請、営業自粛等の影響により、市場価格も上がらず、市場に出荷するだけでは収益が上がらない状況であると聞いている。市としては、学校給食等の地産地消の推進により、本市内の学校給食へ提供することに取り組んできた。また、県においても、タイ等も含めて県内の学校給食の出荷に支援をいただき、何とか収益が確保できたと聞いている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「産業振興奨励金の交付に係る効果について伺う」との質疑に対し、「産業振興奨励金は、大竹市産業振興奨励条例により交付される。設備投資をした事業者に奨励金を交付する当該制度を設けることで、市内事業者の新たな投資や、市外事業者が市内に投資をするなどの意欲を促進させることにより、市内経済の発展、ひいては市民生活の向上につながるものと考えている。産業振興奨励金対象事業者の指定を受けるには、本市において家屋、償却資産に賦課された固定資産税の課税標準額が前年度の固定資産税の課税標準額に比べ、増加課税標準額が5,000万円以上の中小企業者、また、中小企業者以外では増加課税標準額が5億円以上の場合に、奨励措置対象事業者の指定を申請することができ、大竹市産業振興審議会において審査を受ける。指定を受けた事業者は、翌年度に奨励金の交付申請をすることで増加課税標準額に1,000分の14を乗じて得た額に相当する額を交付される。ただし、奨励金の額は、5,000万円を上限としている。令和3年度の予算4,134万円は、令和元年度中に設備投資等を行い、令和2年度の固定資産税の課税標準額の要件を満たし、指定を受けた7件の事業者が奨励金の交付対象事業者である。企業が投資をするに当たり、このような制度があれば判断をしや

すくなる等、新たな投資を誘発する一因となると思われ、一定の効果があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

本2件の審査では、まず、「大規模盛土造成地調査業務委託料について、対象となる場所はどこで、何カ所あるのか伺う。また、住民の方への周知はどう行い、何らかの対策が必要な場合、補助があるのか伺う」との質疑に対しまして、「広島県のホームページで大規模盛土造成地マップが公表されており、大竹市には16カ所あるが、この中で優先度が高い5カ所を来年度の調査の対象としている。対象地の盛土の全てが、地震の際、危険というわけではないが、現地踏査を行い、安全性の確認を行うものである。当該宅地の所有者の方に、宅地防災に関心を持ち、地盤や擁壁の状態に気を配っていただきたいという趣旨でマップが公表されており、調査後も適切に情報提供をしていきたいと考えている。また、来年度の調査の結果、安全性が確認できない場合は、令和5年度から令和7年度にかけてボーリング調査等も行い、さらに安全性に問題があると判断される場合は、令和8年度以降に対策工事が必要となるため、国が宅地耐震化事業を立ち上げており、これを活用した補助制度を検討することになる」との答弁がございました。

次に、「一般河川（水路）浚渫工事が増額されているが、事業実施に当たり何か状況に変化があったのか伺う。また、対象の河川は、当初予算の概要の中で示された河川等以外にもあるのか伺う」との質疑に対しまして、「この事業は、令和6年度までの5年間限定で、国の緊急浚渫推進事業債が活用できるようになったこともあり、これまでの懸案事項であった河川の土砂の撤去に、令和2年度から本格的に取り組んでいる。令和3年度で終わるのではなく、令和4年度以降も、例えば三菱ケミカル沿いにある入川水路などに着手しようと、計画を進めていく予定である」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「自主防災組織育成指導事業について、前年度比約2倍となっている理由及び避難の呼びかけ体制づくりについてどのような訓練を想定されているのか伺う。また、防災士資格取得のために補助する考えはないのか伺う」との質疑に対しまして、「主な増額は、避難の呼びかけ体制構築支援補助金の70万円である。避難の呼びかけ体制構築とは、広島県が令和2年度から推進している事業であり、豪雨災害において逃げ遅れ被害をなくすための仕組みづくりである。自主防災組織を豪雨災害に強い体制にするためのセミナー及び各種訓練に必要な経費を補助する目的として、参加する自主防災組織1組織に対し最大10万円を助成する計画で、広島県が全額補助する。訓練の内訳は、地域独自の防災マップの作成、呼びかけ体制を考慮した連絡網の作成、避難訓練の実施等である。現在、市内には37の自主防災組織がある。また、本市においては、地域防災リーダーの育成事業に努めており、今後においても防災士資格取得のための補助金は考えてはいない」との答弁がございました。

次に、「ヘリコプター負担金について、ヘリコプターの使用概要、負担金の算出について伺う」との質疑に対しまして、「令和2年度においては、消防防災ヘリコプターの要請を救助活動のためにしており、三倉岳でのロッククライミング中の滑落事案の2件、水難



事案の1件、計3件である。負担金は何度要請しても同額であるが、毎年、全体の費用に対して均等割と人口割で算出されるので、負担額は変動する。消防防災ヘリコプターを所有している広島県と広島市に対し、それぞれ負担金の支払いをしている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「文化財等普及啓発事業委託料の令和3年度予算は50万円であり、普及啓発には少ないと思うが、どのような取り組みなのか。また、老朽化した遺構等の説明看板の交換や、説明看板の設置数を増やし、文化財の普及啓発を行うべきだと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「文化財等普及啓発事業委託料の予算は令和2年度が29万円であり、令和3年度は増額となる。内容として、亀居城跡内「なしの丸」にある、岩国大竹道路建設に伴って出土した遺跡の一部の説明看板設置、及びリーフレット作成に、大竹市歴史研究会と連携して取り組む。また、老朽化した説明看板の交換や、新たな説明看板の設置について、特別な財源がない中で、文化財普及啓発に多くの予算を配分することは難しい。限られた予算の範囲内で対応していきたい」との答弁がございました。

次に、「大竹中学校のプール解体と大竹小学校のプール建設に関する事業計画について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度は両事業の設計業務を行う予定であり、令和4年度のプールシーズン終了後から解体及び建設工事を行いたいと考えている。工期は解体に数カ月、建設に1年近くを要し、また、契約金額に応じ市議会の議決を必要とするため、令和5年度は利用できないシーズンにあたる。令和6年度のプールシーズンから、大竹小・中学校の児童生徒が共同で利用できるよう予定している」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「雑入にある市町村振興協会からのまちづくり助成金は、どのような流れで交付され、その原資は何か伺う。また、ヘリコプター運営費市町村負担金に対する助成金はどこから交付され、その原資は何か伺う」との質疑に対しまして、「まちづくり助成金は、それぞれの目的に応じて広島県市町村振興協会に申請をして、交付されるもので、原資はいずれも市町村振興宝くじ収益金である。また、ヘリコプター運営費市町村負担金に対する助成金は、広島県の防災ヘリコプターと広島市の消防ヘリコプターを共同運用している自治体が、人口割と均等割で費用負担しているが、この2分の1の額を広島県市町村振興協会から交付を受けており、これも原資は市町村振興宝くじ収益金である」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「令和元年度決算審査の際に委員から出された意見や提言は、令和3年度予算策定にどの程度反映されているのか伺う」との質疑に対しまして、「各課がどのように意見や提言を反映したのかは把握していないが、予算策定に当たっては、各課で決算審査の際に指摘された事項を踏まえて予算要求をしたものと考えている。また、前回の決算審査の中で、不用額が多額であるとの御指摘をいただいたことを受け、今回、予算編成方針を通知する中で、設計書等の見積を添付することを明示している」との答弁がございました。

次に、「令和3年度の市税収入と国の地方財政計画について、どのように受け止めているのかを伺う」との質疑に対しまして、「市税収入は、令和2年度当初予算と比較して、約2億2,800万円減の約50億1,000万円と見込んでいる。増減内訳として、大手企業の法人税割の増、設備投資等の要因により、約2億9,700万円の増加はあるが、償却資産の減価償却、固定資産の評価替え、その他の社会的要因により約3億6,900万円の減少、また、コロナ禍に伴う個人・法人の所得の減少、国の特別支援措置等により、約1億5,600万円の減少を見込んだ結果、近年の当初予算の市税収入としては、最も少なくなると見込んでいる。コロナ禍の影響を考慮し、予算計上をする必要があり、5億円を超える減少要因があったものの、3億円近い増加要因もあったことから、約2億2,800万円の減少で済んだと考えている。コロナ禍においても設備投資があったことや、人口減少の中でも納税していただいている方が一定数を保っていることについては、本当にありがたいことである。コロナ禍の影響で、個人・法人の所得が減少し税収は減っているが、令和3年度以降、徐々に回復し、令和6年度には完全回復するという推計を立てている。地方財政計画については、国では毎年6月、概算要求前に経済財政運営と改革の基本方針を閣議決定しているが、もともと平成30年度の基本方針で、令和元年度から令和3年度まで、交付税交付団体については、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、しっかり確保することとされていた。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、閣議決定も7月にずれ込み、「確保する」という文言も消えていたため心配していたが、令和3年度の地方財政計画を見ると、平成30年度の基本方針が遵守され、交付税交付団体については自治体財政に悪い影響が出ないよう、一般財源を確保されたものと捉えている」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した会計順に、御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「第8期介護保険事業計画の策定に伴い、新たな介護保険料額は下がることになるが、運営は基金を用いておらず、保険料額にはそのときの状況が反映されていると思う。介護保険の財政負担の仕組みに変更はないのか伺う。また、特別養護老人ホームをつくと介護保険料が高くなるのか伺う」との質疑に対しまして、「介護保険の財政は、基本的に利用者は1割負担で、所得の高い方は2割や3割負担の方もいるが、自己負担を除いた部分が介護給付になる。それを公費と保険料で折半し負担する仕組みに変更はない。また、特別養護老人ホームなどの施設ができれば、多くのサービスが提供できるようになり、給付は増える傾向となるため、保険料が上がる要素になる」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計及び大竹市土地造成特別会計におきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件の審査では、「令和3年度から令和4年度にかけて水道料金及び下水道使用料の改定を検討するとのことだが、大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略等において、令和5年から令和30年までの料金改定シミュレーションが既に行われている。新規事業として改定検討を行う理由について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略の料金改定シミュレーションは、令和元年度の決算に基づき将来推計を設定しており、令和3年度の新規事業となる料金・使用料改定検討事業は、目標年度を令和5年度とし、令和3年度までの決算に基づき、将来推計を設定したいと考えている。また、水道料金及び下水道使用料の改定について、広島県内のほとんどが審議会を設置し検討している。本市においても審議会を設置し、説明資料作成に要する費用等、審議会の運営に関する費用も含まれている」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「令和3年度の大竹処理区（元町分区・御幸分区）管渠点検調査業務、新町一丁目管渠改築更新設計業務、新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務の内容について伺う」との質疑に対しまして、「大竹処理区（元町分区・御幸分区）管渠点検調査業務については、元町三・四丁目地区及び立戸地区の汚水幹線管路の点検・調査を行う予定である。新町一丁目管渠改築更新設計業務について、現在のウォンツ大竹新町店の店舗裏を流れている水路の下流側において、一部下水道管渠が水路内に突き出ており、水の流れを阻害しているため、支障となる下水道管渠を撤去し、他のルートに汚水を流すことができないか検討を行う。新町雨水排水ポンプ場放流渠基本構想設計業務については、新町雨水排水ポンプ場からの雨水排水の放流先となる小瀬川の管理者と協議を行うための図面作成業務となる。排水口の設置予定場所は遊歩道等の施設が整備されていることから、施設の一部廃止を含め、河川管理者と協議・検討を行ってきた。引き続き来年度も協議・検討を行い、排水口の位置が決まれば、排水施設の形状や構造について、現地の測量を基に図面の作成を行いたい」との答弁がございました。

次に、「小方排水区雨水函渠整備工事の工期について伺う。また、港町ポンプ場撤去の予定について伺う」との質疑に対しまして、「工期については令和3年度から令和4年度までの2カ年を予定しているが、岩国大竹道路事業用地内の施工であり、他の占用工事との調整により、工期が延伸される可能性もある。また、港町ポンプ場撤去については小方排水区雨水函渠整備後、道路整備計画、及び既設の排水路の管理方法を検討する予定である」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、討論はなく、一般会計当初予算案は原案のとおり可決するべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の10件では、討論はなく、いずれも原案のとおり可決するべきものと決しております。

3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われま

した。

また、執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について十分検討され、予算執行されますよう要望いたします。

終わりに、連日にわたり明確で丁寧な対応をいただきました執行部の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

3番、原田議員。

○3番（原田孝徳） 賛成の立場での討論なのですが、一言意見をつけさせていただきます。

このたび一部の委託料につきまして、現場と現状を勘案しますと、まだ削減の余地が十分にあるのではないかと感じました。市民からの大切な税金を運用しておりますので、僅かでも削減する努力はするべきではないかと思えます。

ただ、おおむねそれ以外のことにつきましては賛成でしたので、賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（細川雅子） 通告をいただいている討論は以上でございます。

他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を一括採決いたします。

本11件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第33号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第33号職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 中村一誠 登壇]

○総務部長（中村一誠） 議案第33号職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されることになったことに伴い、新型コロナウイルス感染症について規定されている条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第2条の大竹市国民健康保険条例につきまして、法律の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、規定の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第34号 大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第34号大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

[教育長 小西啓二 登壇]

○教育長（小西啓二） 議案第34号大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は、令和2年12月議会にて、総合市民会館の勤労青少年ホームを廃止し、中央公民館に転用することに伴い、総合市民会館条例で規定されている勤労青少年ホームのホーム使用料金表を、同額のまま中央公民館の公民館使用料金表に付け加えることを議決いただきましたが、集会議室の使用料660円を、880円として、誤って表記しておりました。つきましては、誤って表記した880円を、本来規定すべき料金であった660円に改めるため、再度議会の議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。今後はこのような誤りがないうよう、事前確認を徹底する所存でございます。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第35号 財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式）

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第35号財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第35号財産の取得について説明を申し上げます。

本議案は、現在建設が進んでいる（仮称）おがたこども園において、給食調理室に必要な備品類を調達するためのものがございます。

調達する厨房機器でございますが、ガス回転釜、炊飯器、冷凍冷蔵庫、真空冷却機、消毒保管機器等となります。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、2月8日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行いました。2月8日から2月25日まで、入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、3月1日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、3月15日に3者による入札を執行いたしました。

その結果、2,166万円で落札した株式会社中西製作所中四国支店と3月17日に仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札金額に消費税相当額を加算しました2,382万6,000円でございます。

予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。



日程第17～日程第18〔一括上程〕

議案第36号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）

議案第37号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第36号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）及び日程第18、議案第37号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第36号及び議案第37号の各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第36号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億8,346万8,000円を追加し、予算総額を223億3,978万円にするとともに、繰越明許費の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により12ページの歳出予算から御説明いたします。

第4款衛生費は、100万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るワクチン接種状況等を記録するためのシステム改修に係る委託料100万円を計上するものでございます。

第7款商工費は、2億8,246万8,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で売上げが減少している市内の店舗等の支援のため、消費喚起を図ることを目的に、今年度11月以降に実施したクーポン券発行事業を、再度、実施するための費用を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、11ページの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,485万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付分1億2,823万9,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

9ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上が、議案第36号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）の概要でございます。

続きまして、13ページからの議案第37号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、繰越明許費の追加のみの補正を予定しているものでございます。

諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号及び議案第37号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第36号は総務文教委員会に、議案第37号は生活環境委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため総務文教委員会を開催し、その終了後、生活環境委員会を、さらにその終了後、議会運営委員会を開催する旨、委員長から通知を受けております。

委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時53分 休憩

13時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第33号から議案第37号に至る5件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1～追加日程第3〔一括上程〕

議案第33号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第34号 大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第36号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第33号職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正についてから、追加日程第3、議案第36号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）についてに至る3件を議題といたします。

本3件に関し報告を求めます。



総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年3月25日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                    | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------|-------|
| 議案第33号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第34号 | 大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正について        | 原案可決  |
| 議案第36号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）                | 原案可決  |

令和3年3月25日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第34号大竹市総合市民会館条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「集会議室の使用料は880円でもよいのではないか伺う」との質疑に対しまして、「現在の集会議室の料金は、1時間660円で使用している。部屋の広さ等に変更がないのに使用料を増額することは、利用者の理解を得ること、説明することが難しいため、令和3年4月1日からも、集会議室の使用料は現行のとおり1時間660円にしたいと考える」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号職員の特殊勤務手当に関する条例及び大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第36号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第16号）でございますが、本件では、まず、「7款商工費、クーポン券発行事業の前回の利用率について伺う。また、前回から変更があるのか伺う」との質疑に対して、「前回のクーポン券発行事業は、最終的に利用されたクーポン券が50万3,347枚で、換金した金額が2億5,167万3,500円と

なり、利用率が94.5%である。また、事業の内容は1人に500円分のクーポン券を、中小事業者のみで使える青色を10枚、大型店舗でも使える赤色を10枚の、計20枚で1万円分を配付する予定で、前回と変更はないが、クーポン券の絵柄を少し変えることを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案3件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4～追加日程第5〔一括上程〕

議案第35号 財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式）

議案第37号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 追加日程第4、議案第35号財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式）及び追加日程第5、議案第37号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本2件に関し、報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年3月25日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第35号 | 財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式） | 原案可決 |
| 議案第37号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

令和3年3月25日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第35号財産の取得について（（仮称）おがたこども園厨房機器一式）でございますが、本件では、「給食センターから配送する方法は考えなかったのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市の保育施設は、国の基準に基づき、原則として自園調理を行っているため、今回も給食センターからの配送ではなく、自園調理とするよう考えている」との答弁がございました。

次に、「調理室内の動線等については、調理員の意見は反映しているのか。また、調理員は何名配置するのか伺う」との質疑に対しまして、「調理室内に関する打ち合わせにおいては、調理員も同席の上、行っており、調理員の意見を反映したものである。また、調理員の人数は、60食に対して1名の配置を考えており、定員が180名のため、通常食の調理員は3名配置とし、それに加えてアレルギー食に1名、乳児食に1名を配置し、合計5名の調理員を配置することを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（細川雅子） 日程第19、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件について発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で、委員会に付託した事件はその審査または調査の終了をまって議題とする、と規定されております。

したがって、請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 13番、山崎です。

ただいま議長がおっしゃいました、議案になっていることについて審査することはできないというお話だったかと思うんでありますが、私のこれから申し上げようとしておりますことは、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願について、継続審査ではなく採択すべき、そして、意見書を早急に上げるべきだとの立場で討論をしたいんでありますが、これで御許可をいただけますでしょうか。

○議長（細川雅子） 討論する場ではございませんので、そのところを御理解をお願いします。

○13番（山崎年一） 議長。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 実はこの討論につきましては、議会事務局にあらかじめ通告を出しております。ですから討論をする場でないということであれば、通告を出した時点で議会事務局からそういった指導なり御相談なりがあつてしかるべきだと思うんでありますが、今日現在まで何ら討論に対するお話を伺っておりません。この辺についてはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（細川雅子） 山崎議員、委員長の報告は継続ということでございました。それについての御意見をお願いいたします。

山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま請願第1号につきまして、継続審査という御報告でございました。厚生労働省は一昨年9月以降、全国の公立・公的病院の3割以上に当たる440病院の再編・統合の議論が必要と施設名を公表いたしました。広島県内の再検証対象病院は12施設で、その中で本市の広島西医療センターも含まれております。

政府は公立・公的病院に対し、入院ベッドを全体で5万床減らす地域医療構想に沿った計画を進めようとしております。当初2020年9月までに再編・統合・機能移転・ベッド縮小などの計画を具体化するよう、再検証要請をいたしました。しかし、コロナ禍の中で、計画の日程は延長されましたが、政府はいまだにこの計画、方針を撤回も修正もしておりません。

3月24日でありますが、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の再拡大に備えて、病床の確保など医療体制を見直すよう、都道府県に通知をいたしました。第4波に備えて一般医療とコロナ医療の両立ができるよう、最大限病床数を確保するよう求めたものであります。

今回の請願は、政府に再検証要請を撤回することと、地域医療の拡充を求めたものであります。現在、新型コロナウイルス感染症による世界的な流行と国内感染の拡大は、首都圏の緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いまだに予断を許さない再拡大の様相を呈しております。

また、新たな変異株の拡大は市民生活を圧迫し、医療崩壊を招いています。とりわけ日本の医療従事者の人員も、感染症ベッドも、医療設備も脆弱で、医療従事者自らの健康を犠牲にした献身的な努力により、薄氷の上で成り立っていることが、マスコミ報道でも明らかにされております。厳しい現状の中で、新型コロナウイルス感染症などに対応する地域医療を支える医療機関の努力に加え、医療従事者の体制を拡充することこそ、重要であります。

また、全国で公立・公的病院の機能強化を求める国会請願署名が取り組まれておりますが、本市においても、請願署名が1,500名を超えたとの請願者からの報告もいただいております。

本年3月2日時点で、本意見書採択の自治体は全国で2県、45市、63町、41村で採択をされています。広島県内では府中市、尾道市、庄原市、江田島市、世羅町、坂町の6市町において、既に採択をされています。広島西医療センターの立地自治体として、地域住民や近隣自治体住民に行き届いた医療の提供を備える上でも、病院施設を擁する自治体議会として、本請願を早期に採択し、意見書の提出を図るべきだと私は考えております。

そういったことで、緊急を要する意見書ではあると思いますので、ぜひとも継続審査に対する考え方をもう一度お考えいただきたいということを申し上げて、私の意見といたします。

○議長（細川雅子） ただいま閉会中の継続審査の申し出に反対の御発言でございました。

ただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立多数と認めます。  
よって、本件はさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第20、議員派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
議員派遣については配付いたしましたとおりに派遣することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。
よって、議員派遣については配付いたしましたとおりに派遣することに決しました。
この際、お諮りいたします。
ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。
よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。
お諮りいたします。
本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。
これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。
よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。
なお、本会議終了後、議員全員協議会開催の申し出を受けております。
ただいま御出席の各位には、お含みの上、御参集をお願いいたします。
定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。
このたびの定例会は、去る3月2日に開会され、本日までの間、議員の皆様におかれましては、御提案申しあげました各案件を終始、熱心に慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。令和3年度の当初予算を初め、いずれの案件につきましても議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。
なお、本会議並びに各委員会などにおきまして皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

これから年度末、新年度と季節の変わり目を迎えます。本格的にワクチンの接種も始まりますが、まだまだ新型コロナウイルスとの戦いは続いてまいります。どうか御自愛いただき、皆様のますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時10分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月25日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和3年第1回（3月）定例会
令和3年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522